

2013 年 5 月

発行登録追補目論見書

（「償還について」および「最悪シナリオを想定した想定損失額」と題する書面を含む。）



バークレイズ・バンク・ピーエルシー

バークレイズ・バンク・ピーエルシー

2015 年 12 月 11 日満期 早期償還条項付ノックイン型

日経平均株価連動円建社債

－ 売 出 人 －

株式会社 S B I 証券

(注) 発行会社は、平成 25 年 5 月 2 日付で「パークレイズ・バンク・ピーエルシー 2014 年 11 月 28 日満期 期限前償還条項 ノックイン条項付 複数株式参照型 他社株転換条項付 円建社債 (JFE ホールディングス、ソニー、第一生命保険)」の売出しについて、訂正発行登録書を関東財務局長に提出しております。当該社債の売出しに係る目論見書は、この発行登録追補目論見書とは別に作成及び交付されますので、当該社債の内容はこの発行登録追補目論見書には記載されておられません。

1. 本社債は、1933 年合衆国証券法（その後の改正を含み、以下「合衆国証券法」といいます。）に基づき登録されておらず、今後登録される予定也没有ありません。合衆国証券法の登録義務を免除された一定の取引による場合を除き、合衆国内において、又は米国人に対し、米国人の計算で、若しくは米国人のために、本社債の募集、売出し又は販売を行ってはなりません。本段落において使用された用語は、合衆国証券法に基づくレギュレーション S により定義された意味を有しております。

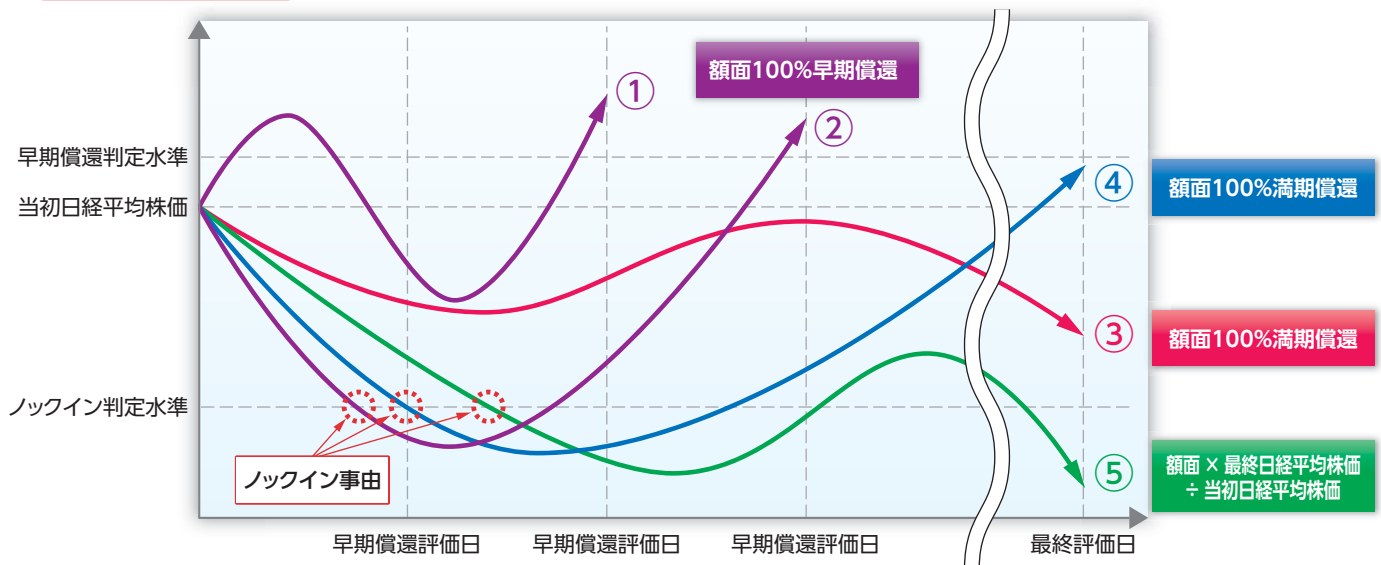
The Notes have not been and will not be registered under the United States Securities Act of 1933, as amended (the “Securities Act”), and may not be offered or sold within the United States or to, or for the account or benefit of, U.S. persons except in certain transactions exempt from the registration requirements of the Securities Act. Terms used in this paragraph have the meanings given to them by Regulation S under the Securities Act.

2. この特記事項の直後に挿入される本社債に関する償還に係る説明書及び想定損失額に関する説明書は、本社債の売出人である株式会社 SBI 証券の作成に係るものであり、目論見書の一部を構成するものではありません。

償還について

以下の記載は、本債券の仕組みをご検討いただく際の補足資料として作成したものです。あくまで参考資料としてお読みください。

償還決定方法



①、② 額面100%で早期償還

ノックイン事由の発生の有無にかかわらず、早期償還評価日において、「日経平均株価終値 $\geq$ 早期償還判定水準」の場合、額面100%で早期償還となります。

③ ノックイン事由が発生せず、満期償還を迎える

期中に一度も、日経平均株価終値がノックイン判定水準以下にならなければ額面100%で満期償還となります。

④ ノックイン事由が発生したが、額面100%で満期償還

期中に一度でも、日経平均株価終値がノックイン判定水準と等しいかまたはこれを下回り、最終評価日において、「日経平均株価終値 $\geq$ 当初日経平均株価終値」の場合、額面100%で満期償還となります。

⑤ ノックイン事由が発生し、額面割れで満期償還

期中に一度でも、日経平均株価終値がノックイン判定水準と等しいかまたはこれを下回り、最終評価日において、「日経平均株価終値 < 当初日経平均株価終値」の場合、「額面金額 $\times$ (最終日経平均株価 $\div$ 当初日経平均株価)」の現金にて満期償還となります。

※詳細については、目論見書の「社債の要項の概要」の「2.償還及び買入れ」をご確認ください。

<日経平均株価(ご参考)>



出所：ブルームバーグ、2001年1月4日から2013年5月7日

最悪シナリオを想定した想定損失額

満期償還時の想定損失額

以下は、本債券の価格に影響を与える主な金融指標（日経平均株価）の変化によって生じる、本債券の想定される損失額（以下「想定損失額」という）のシミュレーションです（将来における実際の損失額を示すものではありません。）。

<満期償還時の想定損失額（過去データ）>

以下の観測期間における日経平均株価の最大下落率は、以下の通りです。

観測期間	期間	日経平均株価		最大下落率
		最大値	最小値	
2010/10/1～2013/3/29	2年6ヶ月	13,926.08	8,160.01	-41.5%
2010/4/1～2013/3/29	3年	13,926.08	8,160.01	-41.5%
2007/5/1～2009/10/30*	2年6ヶ月	18,261.98	7,054.98	-61.4%

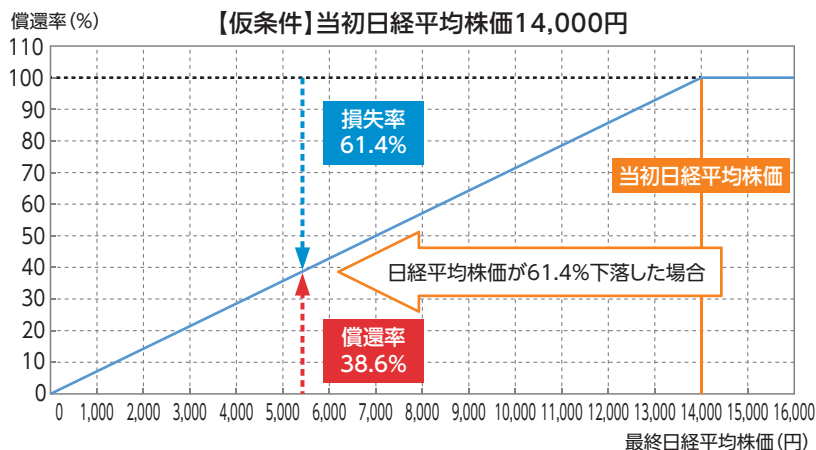
※2000年以降で2年6ヶ月間における過去最大の下落率が、2007/5/1～2009/10/30の観測期間における下落率になります。

<満期償還のイメージ（ノックイン事由発生時）>

本債券の満期償還時における日経平均株価が上記の過去データでの最大下落率と同様に61.4%下落したと想定した場合、満期償還時における本債券の想定損失額は額面に対して61.4%相当になります。

上記想定最大下落率を超えて最終評価価格が更に下落した場合、損失額は上記想定損失額を上回る可能性があります。

日経平均株価が0になった場合、本債券の想定損失額は額面に対して100%相当になります。ただし、投資元本金額を上回る損失が発生することはありません。



当初日経平均株価からの下落率に応じた、1額面金額500,000円あたりの想定損失額は、以下のとおりです。

当初日経平均株価からの下落率	満期償還金額(円)	想定損失額(円)	償還率
0%	500,000	0	100%
-10%	450,000	-50,000	90%
-20%	400,000	-100,000	80%
-30%	350,000	-150,000	70%
-40%	300,000	-200,000	60%
-50%	250,000	-250,000	50%
-60%	200,000	-300,000	40%
-70%	150,000	-350,000	30%
-80%	100,000	-400,000	20%
-90%	50,000	-450,000	10%
-100%	0	-500,000	0%

中途売却時の想定損失額

本債券の流通市場は確立されておらず、償還前に売却することは困難です。仮に売却出来た場合でも本債券の市場価格は、主として日経平均株価および円金利の変動や発行者等の信用状況の悪化等の要因により影響を受けて下落しますので、売却損が生じる場合があります。なお、投資元本の全額を毀損する可能性はありますが、投資元本を上回る損失が発生することはありません。

■ 過去における日経平均株価の最大下落率から想定される中途売却損失額について

本債券の中途売却時における日経平均株価が、上記「満期償還時の想定損失額」の最大下落率と同様に61.4%下落した場合の本債券の売却価格は、中途売却価格に伴い発生する費用やその他の金融指標の変化等により影響を受けて変動しますので、額面に対して61.4%を上回る中途売却損失額が発生する可能性があります。

■ 上記の損失額を超える中途売却損失額について

中途売却時における損失額は、日経平均株価が上記最大下落率を超えて更に下落する可能性がある事に加え、中途売却に伴い発生する費用やその他の金融指標の変化等により影響を受けて変動しますので、上記中途売却損失額を更に上回る可能性があります。

なお、日経平均株価が早期償還判定水準や当初日経平均株価を上回っている場合でも、本債券の売却価格は、中途売却に伴い発生する費用やその他の金融指標の変化等により影響を受けて変動しますので、投資元本を下回り売却損が生じる可能性があります。

ご注意事項

想定損失額は、あくまでも過去における日経平均株価の変化によって生じる、本債券の想定される損失額のシミュレーション結果です。将来において日経平均株価が上記の過去データに基づく最大下落率を超えて下落した場合、または、発行体のデフォルト等の信用リスク要因、もしくは、その他の要因により、本債券の満期償還時における実際の損失額は、上記の過去データに基づく想定損失額から更に拡大する可能性があります。想定損失額については受取利息は考慮していません。

※上記はいずれも税金については考慮しておりませんので、ご留意ください。

【表紙】

【発行登録追補書類番号】 23-外 18-142

【提出書類】 発行登録追補書類

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成 25 年 5 月 14 日

【会社名】 バークレイズ・バンク・ピーエルシー
(Barclays Bank PLC)

【代表者の役職氏名】 グループ財務担当取締役
(Group Finance Director)
クリストファー・ルーカス
(Christopher Lucas)

【本店の所在の場所】 英国 ロンドン市 E14 5HP チャーチル・プレイス 1
(1 Churchill Place, London E14 5HP, United Kingdom)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 平 川 修

【代理人の住所又は所在地】 東京都港区六本木一丁目 6 番 1 号
アンダーソン・毛利・友常法律事務所

【電話番号】 03-6888-1000

【事務連絡者氏名】 弁護士 福 田 淳
同 長谷川 敬 洋

【連絡場所】 東京都港区六本木一丁目 6 番 1 号
アンダーソン・毛利・友常法律事務所

【電話番号】 03-6888-1000

【発行登録の対象とした売
出有価証券の種類】 社債

【今回の売出金額】 1, 500, 000, 000 円

【発行登録書の内容】

提出日	平成 23 年 8 月 2 日
効力発生日	平成 23 年 8 月 10 日
有効期限	平成 25 年 8 月 9 日
発行登録番号	23-外 18
発行予定額又は発行残高の上限	発行予定額 10, 000 億円

【これまでの売出実績】
 (発行予定額を記載した場合)

番号	提出年月日	売出金額	減額による 訂正年月日	減額金額
23-外 18-1	平成 23 年 8 月 26 日	500,000,000 円	該当なし。	
23-外 18-2	平成 23 年 8 月 29 日	357,265,394 円		
23-外 18-3	平成 23 年 8 月 31 日	587,100,000 円		
23-外 18-4	平成 23 年 9 月 2 日	81,210,121 円		
23-外 18-5	平成 23 年 9 月 2 日	220,022,002 円		
23-外 18-6	平成 23 年 9 月 2 日	226,358,636 円		
23-外 18-7	平成 23 年 9 月 9 日	828,103,995 円		
23-外 18-8	平成 23 年 9 月 29 日	300,000,000 円		
23-外 18-9	平成 23 年 9 月 30 日	558,600,000 円		
23-外 18-10	平成 23 年 9 月 30 日	500,000,000 円		
23-外 18-11	平成 23 年 10 月 3 日	182,261,447 円		
23-外 18-12	平成 23 年 10 月 7 日	4,973,452,000 円		
23-外 18-13	平成 23 年 10 月 7 日	1,006,393,203 円		
23-外 18-14	平成 23 年 10 月 21 日	500,000,000 円		
23-外 18-15	平成 23 年 10 月 28 日	4,966,505,000 円		
23-外 18-16	平成 23 年 11 月 4 日	1,000,000,000 円		
23-外 18-17	平成 23 年 11 月 8 日	494,010,000 円		
23-外 18-18	平成 23 年 11 月 15 日	296,779,800 円		
23-外 18-19	平成 23 年 11 月 15 日	156,365,040 円		
23-外 18-20	平成 23 年 11 月 18 日	600,000,000 円		
23-外 18-21	平成 23 年 11 月 18 日	201,798,908 円		
23-外 18-22	平成 23 年 11 月 24 日	35,000,000,000 円		
23-外 18-23	平成 23 年 11 月 25 日	6,868,559,880 円		
23-外 18-24	平成 23 年 12 月 6 日	500,000,000 円		
23-外 18-25	平成 23 年 12 月 6 日	800,000,000 円		
23-外 18-26	平成 23 年 12 月 7 日	300,000,000 円		
23-外 18-27	平成 23 年 12 月 12 日	2,904,499,200 円		

23－外 18－28	平成 23 年 12 月 16 日	464,734,597 円	
23－外 18－29	平成 23 年 12 月 21 日	1,000,000,000 円	
23－外 18－30	平成 23 年 12 月 21 日	1,000,000,000 円	
23－外 18－31	平成 23 年 12 月 28 日	10,029,358,080 円	
23－外 18－32	平成 24 年 1 月 12 日	125,000,000,000 円	
23－外 18－33	平成 24 年 1 月 12 日	206,036,881 円	
23－外 18－34	平成 24 年 1 月 13 日	300,000,000 円	
23－外 18－35	平成 24 年 1 月 16 日	1,500,000,000 円	
23－外 18－36	平成 24 年 1 月 17 日	1,701,472,259 円	
23－外 18－37	平成 24 年 1 月 18 日	500,000,000 円	
23－外 18－38	平成 24 年 1 月 19 日	500,000,000 円	
23－外 18－39	平成 24 年 1 月 20 日	1,750,000,000 円	
23－外 18－40	平成 24 年 2 月 27 日	2,000,000,000 円	
23－外 18－41	平成 24 年 2 月 29 日	981,618,906 円	
23－外 18－42	平成 24 年 3 月 9 日	273,529,211 円	
23－外 18－43	平成 24 年 3 月 12 日	2,000,000,000 円	
23－外 18－44	平成 24 年 3 月 14 日	500,000,000 円	
23－外 18－45	平成 24 年 3 月 14 日	1,017,943,335 円	
23－外 18－46	平成 24 年 3 月 16 日	448,703,600 円	
23－外 18－47	平成 24 年 3 月 27 日	900,000,000 円	
23－外 18－48	平成 24 年 3 月 30 日	1,110,000,000 円	
23－外 18－49	平成 24 年 3 月 30 日	1,450,000,000 円	
23－外 18－50	平成 24 年 3 月 30 日	690,000,000 円	
23－外 18－51	平成 24 年 4 月 4 日	400,000,000 円	
23－外 18－52	平成 24 年 4 月 6 日	500,000,000 円	
23－外 18－53	平成 24 年 4 月 10 日	463,500,000 円	
23－外 18－54	平成 24 年 4 月 10 日	276,421,266 円	
23－外 18－55	平成 24 年 4 月 11 日	168,066,464 円	
23－外 18－56	平成 24 年 4 月 12 日	900,000,000 円	
23－外 18－57	平成 24 年 4 月 12 日	890,000,000 円	
23－外 18－58	平成 24 年 4 月 13 日	46,000,000,000 円	

23－外 18－59	平成 24 年 4 月 19 日	1,000,000,000 円	
23－外 18－60	平成 24 年 4 月 23 日	600,000,000 円	
23－外 18－61	平成 24 年 5 月 2 日	594,843,167 円	
23－外 18－62	平成 24 年 5 月 2 日	337,200,000 円	
23－外 18－63	平成 24 年 5 月 8 日	1,006,657,668 円	
23－外 18－64	平成 24 年 5 月 11 日	2,500,000,000 円	
23－外 18－65	平成 24 年 5 月 11 日	2,451,648,052 円	
23－外 18－66	平成 24 年 5 月 17 日	589,755,545 円	
23－外 18－67	平成 24 年 5 月 23 日	344,000,000 円	
23－外 18－68	平成 24 年 5 月 25 日	979,000,000 円	
23－外 18－69	平成 24 年 5 月 29 日	699,000,000 円	
23－外 18－70	平成 24 年 6 月 1 日	1,000,000,000 円	
23－外 18－71	平成 24 年 6 月 12 日	400,000,000 円	
23－外 18－72	平成 24 年 6 月 15 日	324,000,000 円	
23－外 18－73	平成 24 年 6 月 28 日	600,000,000 円	
23－外 18－74	平成 24 年 6 月 29 日	230,000,000 円	
23－外 18－75	平成 24 年 6 月 29 日	430,000,000 円	
23－外 18－76	平成 24 年 6 月 29 日	1,805,000,000 円	
23－外 18－77	平成 24 年 6 月 29 日	191,616,504 円	
23－外 18－78	平成 24 年 7 月 3 日	2,150,373,314 円	
23－外 18－79	平成 24 年 7 月 5 日	500,000,000 円	
23－外 18－80	平成 24 年 7 月 6 日	10,500,000,000 円	
23－外 18－81	平成 24 年 7 月 12 日	500,000,000 円	
23－外 18－82	平成 24 年 8 月 15 日	800,000,000 円	
23－外 18－83	平成 24 年 8 月 15 日	581,030,589 円	
23－外 18－84	平成 24 年 8 月 27 日	500,000,000 円	
23－外 18－85	平成 24 年 9 月 11 日	123,630,000 円	
23－外 18－86	平成 24 年 10 月 15 日	700,000,000 円	
23－外 18－87	平成 24 年 10 月 19 日	500,000,000 円	
23－外 18－88	平成 24 年 10 月 25 日	742,500,000 円	
23－外 18－89	平成 24 年 10 月 29 日	1,500,000,000 円	
23－外 18－90	平成 24 年 10 月 31 日	225,600,000 円	
23－外 18－91	平成 24 年 10 月 31 日	806,400,000 円	

23－外 18－92	平成 24 年 11 月 2 日	387,240,000 円	
23－外 18－93	平成 24 年 11 月 6 日	230,000,000 円	
23－外 18－94	平成 24 年 11 月 14 日	500,000,000 円	
23－外 18－95	平成 24 年 11 月 14 日	500,000,000 円	
23－外 18－96	平成 24 年 11 月 16 日	600,000,000 円	
23－外 18－97	平成 24 年 11 月 16 日	300,000,000 円	
23－外 18－98	平成 24 年 11 月 16 日	707,717,425 円	
23－外 18－99	平成 24 年 12 月 5 日	600,000,000 円	
23－外 18－100	平成 24 年 12 月 14 日	393,000,000 円	
23－外 18－101	平成 24 年 12 月 17 日	392,515,200 円	
23－外 18－102	平成 25 年 1 月 11 日	800,000,000 円	
23－外 18－103	平成 25 年 1 月 15 日	1,500,000,000 円	
23－外 18－104	平成 25 年 1 月 16 日	315,257,400 円	
23－外 18－105	平成 25 年 1 月 17 日	891,000,000 円	
23－外 18－106	平成 25 年 1 月 25 日	700,000,000 円	
23－外 18－107	平成 25 年 2 月 1 日	474,000,000 円	
23－外 18－108	平成 25 年 2 月 19 日	1,800,000,000 円	
23－外 18－109	平成 25 年 2 月 19 日	488,777,400 円	
23－外 18－110	平成 25 年 2 月 20 日	291,120,815 円	
23－外 18－111	平成 25 年 2 月 22 日	1,500,000,000 円	
23－外 18－112	平成 25 年 2 月 25 日	295,450,000 円	
23－外 18－113	平成 25 年 2 月 26 日	900,000,000 円	
23－外 18－114	平成 25 年 3 月 6 日	376,400,000 円	
23－外 18－115	平成 25 年 3 月 11 日	691,000,000 円	
23－外 18－116	平成 25 年 3 月 12 日	1,800,000,000 円	
23－外 18－117	平成 25 年 3 月 15 日	650,000,000 円	
23－外 18－118	平成 25 年 3 月 18 日	541,916,100 円	
23－外 18－119	平成 25 年 3 月 18 日	532,100,000 円	
23－外 18－120	平成 25 年 3 月 22 日	393,472,304 円	
23－外 18－121	平成 25 年 4 月 5 日	912,000,000 円	
23－外 18－122	平成 25 年 4 月 5 日	1,986,400,000 円	
23－外 18－123	平成 25 年 4 月 5 日	700,000,000 円	
23－外 18－124	平成 25 年 4 月 8 日	1,463,365,600 円	
23－外 18－125	平成 25 年 4 月 9 日	700,000,000 円	

23－外 18－126	平成 25 年 4 月 9 日	626, 000, 000 円		
23－外 18－127	平成 25 年 4 月 12 日	700, 000, 000 円		
23－外 18－128	平成 25 年 4 月 19 日	800, 000, 000 円		
23－外 18－129	平成 25 年 4 月 23 日	646, 000, 000 円		
23－外 18－130	平成 25 年 4 月 23 日	1, 041, 000, 000 円		
23－外 18－131	平成 25 年 4 月 23 日	455, 000, 000 円		
23－外 18－132	平成 25 年 4 月 23 日	448, 000, 000 円		
23－外 18－133	平成 25 年 4 月 23 日	700, 000, 000 円		
23－外 18－134	平成 25 年 4 月 24 日	800, 000, 000 円		
23－外 18－135	平成 25 年 4 月 25 日	591, 240, 000 円		
23－外 18－136	平成 25 年 4 月 26 日	1, 000, 000, 000 円		
23－外 18－137	平成 25 年 4 月 30 日	948, 000, 000 円		
23－外 18－138	平成 25 年 4 月 30 日	2, 835, 000, 000 円		
23－外 18－139	平成 25 年 5 月 2 日	272, 500, 000 円		
23－外 18－140	平成 25 年 5 月 8 日	1, 000, 000, 000 円		
23－外 18－141	平成 25 年 5 月 10 日	3, 056, 200, 000 円		
実績合計額		347, 274, 596, 308 円	減額総額	0 円

【残額】 652,725,403,692 円
(発行予定額－実績合計額－減額総額)

(発行残高の上限を記載した場合)

番号	提出年月日	売出金額	償還年月日	償還金額	減額による 訂正年月日	減額金額
該当なし。						
実績合計額		該当なし。	償還総額	該当なし。	減額総額	該当なし。

【残高】 該当なし。
(発行残高の上限－実績合計額＋償還総額－減額総額)

【安定操作に関する事項】 該当なし。

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

目 次

	頁
第一部 証券情報	1
第 1 募集要項	1
第 2 売出要項	1
1 売出有価証券	1
2 売出しの条件	2
第 3 第三者割当の場合の特記事項	26
第二部 公開買付けに関する情報	27
第三部 参照情報	27
第 1 参照書類	27
1 有価証券報告書及びその添付書類	27
2 四半期報告書又は半期報告書	27
3 臨時報告書	27
4 外国会社報告書及びその補足書類	27
5 外国会社四半期報告書及びその補足書類並びに外国会社半期報告書及びその補足書類 ..	27
6 外国会社臨時報告書	27
7 訂正報告書	27
第 2 参照書類の補完情報	28
第 3 参照書類を縦覧に供している場所	28
第四部 保証会社等の情報	28
「参照方式」の利用適格要件を満たしていることを示す書面	29
有価証券報告書に記載すべき事項に関し重要な事実が発生したことを示す書面	30
事業内容の概要及び主要な経営指標等の推移	87

注) 本書において、別段の記載がある場合を除き、下記の用語は下記の意味を有する。

「発行会社」、「当行」又は

「計算代理人」

「英国」又は「連合王国」

「円」又は「円貨」

パークレイズ・バンク・ピーエルシー

グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国

日本の法定通貨

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

該当なし。

第2【売出要項】

1【売出有価証券】

【売出社債（短期社債を除く。）】

銘 柄	パークレイズ・バンク・ピーエルシー2015年12月11日満期 早期償還条項付ノックイン型 日経平均株価連動円建社債（以下「本社債」という。）（注1）		
売出券面額の総額又は売出振替社債の総額	1,500,000,000 円	売出価額の総額	1,500,000,000 円
記名・無記名の別	無記名式	各社債の金額	500,000 円
償還期限	2015年12月11日（ロンドン時間）（以下「満期日」という。）		
利 率	年3.50%		
売出しに係る社債の所有者の住所及び氏名又は名称	株式会社SBI証券 （以下「売出人」という。） 東京都港区六本木一丁目6番1号		
摘 要	(1) 利払日 利息は（本社債が下記「2 売出しの条件、社債の要項の概要」に規定されるとおり早期償還されない限り）2013年6月11日（以下「利息開始日」という。）（その日を含む。）から満期日（その日を含まない。）までの期間、本書に記載される適用利率でこれを付し、2013年9月11日（第1回利払日）（その日を含む。）から満期日（その日を含む。）までの毎年3月11日、6月11日、9月11日及び12月11日（ロンドン時間）（以下「利払日」という。）に、利息開始日（その日を含む。）又は（場合により）直前の利払日（その日を含む。）から翌利払日（その日を含まない。）までの期間（以下「利息計算期間」という。）について、円貨で後払いする。 利払日が営業日（以下に定義される。）でない場合には、当該利払日は「修正翌営業日調整」（以下に定義される。）により調整される。但し、かかる調整の結果、社債権者に対して支払われるべき金額が増額又は減額されることはない。 (2) 早期償還 下記「2 売出しの条件、社債の要項の概要、2. 償還及び買入れ、(2) 日経平均株価の水準による早期償還」に記載のとおり、各早期償還評価日（以下に定義される。）における日経平均株価終値が早期償還判定水準と同額かそれを上回った場合、本社債は各早期償還評価日に対応する早期償還日に自動的に早期償還されることになる。（注2） (3) 信用格付 本社債に関し、金融商品取引法第66条の27に基づく登録を受けた信用格付業者から提供され、又は閲覧に供される信用格付はない。 なお、発行会社の長期債務には、本書日付現在、ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク（以下「ムーディーズ」という。）によりA2の格付が、スタンダード&プアーズ・レーティングズ・サービスズ（以下「S&P」という。）によりA+の格付が、それぞれ付与されているが、これらの格付は直ちに発行会社により発行される個別の社債に適用されるものではない。 ムーディーズ及びS&Pは、信用格付事業を行っているが、本書日付現在、金融商品取引法第66条の27に基づく信用格付業者として登録されていない。無登録格付業者は、金融庁の監督及び信用格付業者が受ける情報開示義務等の規制を受けておらず、金融商品取引業等に関する内閣府令第313条第3項第3号に掲げる事項に係る情報の公表も義務付けられていない。 ムーディーズ及びS&Pについては、それぞれのグループ内に、金融商品取引法第66条の27に基づく信用格付業者としてムーディーズ・ジャパン株式会社（登録番号：金融庁長官（格付）第2号）及びスタンダード&プアーズ・レーティング・ジャパン株式会社（登録番号：金融庁長官（格付）第5号）が登録されており、各信用格付の前提、意義及び限		

	界は、インターネット上で公表されているムーディーズ・ジャパン株式会社のホームページ（ムーディーズ日本語ホームページ（http://www.moodys.co.jp）の「信用格付事業」をクリックした後に表示されるページ）にある「無登録業者の格付の利用」欄の「無登録格付説明関連」に掲載されている「信用格付の前提、意義及び限界」及びスタンダード & プアーズ・レーティング・ジャパン株式会社のホームページ（http://www.standardandpoors.com/home/jp/jp）の「ライブラリ・規制関連」の「無登録格付け情報」（http://www.standardandpoors.com/ratings/unregistered/jp/jp）に掲載されている「格付の前提・意義・限界」において、それぞれ公表されている。
(4) その他	その他の本社債の条件については、「2 売出しの条件」を参照のこと。

（注1）本社債は、パークレイズ・バンク・ピーエルシーにより、発行会社の2012年6月14日付グローバル・ストラクチャード・セキュリティーズ・プログラム及び下記（注3）に記載のマスター代理人契約に基づき、2013年6月10日に発行される予定である。本社債が証券取引所に上場される予定はない。

（注2）その他の満期日前の償還については、下記「2 売出しの条件、社債の要項の概要、2. 償還及び買入れ（3）発行会社課税事由、通貨障害事由、法の変更、ヘッジ障害及びヘッジ費用の増加の発生後の早期償還又は調整」及び「2 売出しの条件、社債の要項の概要、6. 債務不履行事由」を参照のこと。

（注3）本社債は、発行会社、計算代理人兼フレンチ・クリアードIPAとしてのパークレイズ・バンク・ピーエルシー、発行・支払代理人兼名義書換代理人兼交換代理人としてのザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン（発行・支払代理人兼名義書換代理人兼交換代理人としてのザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロンを以下「発行・支払代理人」、「名義書換代理人」又は「交換代理人」といい、文脈上必要な場合は、ルクセンブルク代理人（以下において定義する。）、フランクフルト代理人（以下において定義する。）及び発行会社により任命されることのある追加の支払代理人と併せて「支払代理人」といい、また文脈上必要な場合は、ニューヨーク代理人（以下において定義する。）及び発行会社により任命されることのある追加の名義書換代理人と併せて「名義書換代理人」という。）、ニューヨークにおける登録機関（以下「ニューヨーク登録機関」という。）兼米国における主たるワラント代理人（以下「米国における主たるワラント代理人」という。）兼ニューヨーク市における代理人（以下「ニューヨーク代理人」という。）としてのザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン、フランクフルトにおける代理人（以下「フランクフルト代理人」という。）としてのザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン、ルクセンブルクにおける代理人（以下「ルクセンブルク代理人」という。）兼ルクセンブルクにおける登録機関（以下「ルクセンブルク登録機関」といい、ニューヨーク登録機関と併せて、また個別に「登録機関」という。）としてのザ・バンク・オブ・ニューヨーク（ルクセンブルク）エスエー、計算代理人としてのパークレイズ・キャピタル・セキュリティーズ・リミテッド、フランスIPAとしてのビーエヌビー・パリバ・セキュリティーズ・サービスズ、スイスIPAとしてのビーエヌビー・パリバ・セキュリティーズ・サービスズ、スウェーデンIPAとしてのスベンカ・ハンデルスバンケンAB（publ）、フィンランドIPAとしてのスカンディナビスカ・エンスキルダ・バンケンAB（publ）、ノルウェーIPAとしてのスカンディナビスカ・エンスキルダ・バンケンAB（publ）、並びにCREST代理人としてのコンピューターシェア・インベスター・サービスズ・ピーエルシーの間において2013年4月18日付で締結された代理人契約（以下「マスター代理人契約」という。この用語には、随時更新又は補足される代理人契約を含む。）に従い、マスター代理人契約の利益を享受して発行される社債券（以下「本社債券」又は「本社債」といい、この用語は、（i）包括形式により表章される本社債券（以下「包括社債券」又は「包括社債」という。）に関して、当該本社債券の指定通貨における最低の指定券面額の単位（適用ある最終条件書に規定する。）、（ii）包括社債券との交換（又は一部交換）により発行される確定社債券、及び（iii）包括社債券を意味する。）のシリーズの1つである。

本社債券の所持人（以下「本社債権者」という。）及び利付無記名式確定社債券に付された利息の支払のための利札（以下「利札」という。）の所持人（以下「利札所持人」という。）は、マスター代理人契約及び適用ある最終条件書の諸条項のすべてについて通知を受けているものとみなされ、それらの利益を享受し、それらに拘束されるものである。下記「2 売出しの条件、社債の要項の概要」における記載の一部は、マスター代理人契約の詳細な条項の概要であり、その詳細な条項に基づくものである。

本社債権者及び利札所持人は、2013年4月18日付で発行会社により発行された約款（Deed of Covenant）（本社債の発行日までになされた変更及び/又は補足及び/又は修正再表示を含む。）の利益を享受する権利を有する。

2【売出しの条件】

売出価格	額面 50 万円 につき 50 万円 (注 1)	申込期間	2013 年 5 月 14 日から 2013 年 6 月 6 日まで
申込単位	額面 50 万円単位	申込証拠金	なし
申込受付場所	売出人の日本における本店及び支店（注 2）	受渡期日	2013 年 6 月 11 日 (日本時間)
売出しの委託を受けた者の住所及び氏名又は名称	該当なし	売出しの委託契約の内容	該当なし

(注1) 本社債の申込人は、受渡期日に売出価格を日本円にて支払う。

(注2) 本社債の申込み及び払込みは、売出人の定める「外国証券取引口座約款」(以下「約款」という。)に従ってなされる。各申込人は、売出人からあらかじめ約款の交付を受け、約款に基づく取引口座の設定を申し込む旨記載した申込書を提出する必要がある。売出人との間に開設した外国証券取引口座を通じて本社債を取得する場合、約款の規定に従い本社債の券面の交付は行わない。

(注3) 本社債は、1933年合衆国証券法(その後の改正を含み、以下「合衆国証券法」という。)に基づき登録されておらず、今後登録される予定もない。合衆国証券法の登録義務を免除された一定の取引による場合を除き、合衆国内において、又は米国人(U.S. Person)に対し、米国人の計算で、若しくは米国人のために、本社債の募集、売出し又は販売を行ってはならない。この(注3)において使用された用語は、合衆国証券法に基づくレギュレーションSにより定義された意味を有する。

社債の要項の概要

1. 利息

- (1) 本社債には、2013年6月11日(以下「利息開始日」という。)(その日を含む。))から満期日(その日を含まない。))までの期間について、本社債が(以下に規定されるとおり)早期償還の対象とならない限り、額面金額に対して年3.50%の利息が付され、かかる利息は、2013年9月11日(第1回利払日)(その日を含む。))から満期日(その日を含む。))までの毎年3月11日、6月11日、9月11日及び12月11日(ロンドン時間)(以下「利払日」という。))に、利息開始日(その日を含む。))又は(場合により)直前の利払日(その日を含む。))から翌利払日(その日を含まない。))までの期間(以下「利息計算期間」という。))について後払いされる。額面金額当たりの利息額は、各利息計算期間について4,375円とする。

利払日が営業日でない場合には、当該利払日は修正翌営業日調整により調整される。但し、かかる調整の結果、社債権者に対して支払われるべき金額が増額又は減額されることはない。

- (2) 利息は、毎月30日の12か月で構成される1年360日を基準として計算されるものとし、1か月に満たない期間は、実際に経過した日数による。各利息計算期間の額面金額当たりの利息額は、1円未満を四捨五入することにより計算される。
- (3) 利息は本要項第3項の規定に従って支払われる。利息の発生は、本社債が償還される日(期限前に償還される日を含む。))に停止する。但し、各本社債の適式の呈示に対し、元本の支払が不当に留保又は拒否された場合はこの限りでない。

2. 償還及び買入れ

(1) 満期償還

満期日前に償還又は買入消却されない限り、本社債は以下の規定に従い、計算代理人により決定された金額(以下「満期償還額」という。))で償還される。

- (i) 観察期間中、ロックイン事由が発生しなかったと計算代理人が決定した場合、本社債は、額面金額で償還されるものとする。
- (ii) ロックイン事由が発生した場合には、本社債は、以下の計算式に従って計算代理人により決定された円貨建ての金額で償還されるものとする。但し、かかる満期償還額は、1円未満を四捨五入するものとし、また、0円を下回ることとはなく、額面金額を超えない金額とする。

$$\text{額面金額} \times \frac{\text{最終日経平均株価}}{\text{行使価格}}$$

(2) 日経平均株価の水準による早期償還

いずれかの早期償還評価日における日経平均株価終値が早期償還判定水準と同額か又はそれを上回った場合(以下「早期償還事由」という。))、発行会社は本社債権者に対し2営業日前までに取消不能の通知を行った上で、早期償還日において各本社債を額面金額で、発生した利息を付して償還する。疑義を避けるために付言すれば、当該利息計算期間につき適用される利息は、早期償還日において支払われるべきものとする。

(3) 発行会社課税事由、通貨障害事由、法の変更、ヘッジ障害及びヘッジ費用の増加の発生後の早期償還又は調整
発行会社は、発行会社課税事由（以下に定義される。）及び／又は通貨障害事由（以下に定義される。）及び／又は法の変更（以下に定義される。）及び／又はヘッジ障害（以下に定義される。）及び／又はヘッジ費用の増加（以下に定義される。）が発生した場合、その単独かつ絶対的な裁量により、以下を行うことができる。

(a) 計算代理人に、計算代理人の単独かつ絶対的な裁量により、かかる事由が本社債に及ぼす経済的效果を考慮するため、また当該本社債を保有することによる社債権者に対する経済的效果を実質的に維持するために本要項及び本社債に関連するその他の規定に対して適当な調整を行うことの可否を判断するよう要請すること。計算代理人が、かかる調整が可能であると判断した場合、発行会社はかかる調整の発効日を決定し、かかる調整を実施するために必要な手続をとる。発行会社は、調整の内容及び発効日が決定された後、合理的な範囲で可及的速やかに、本要項第 10 項に従いかかる調整について社債権者に通知する。計算代理人が、商業上合理的な結果をもたらし、かつ当該本社債を保有することによる社債権者に対する経済的效果を実質的に維持することができるような調整を行うことが不可能と判断した場合には、計算代理人はその旨発行会社に通知し、いかなる調整も行われぬ。計算代理人、発行会社又はその他の当事者のいずれも、計算代理人及び／又は発行会社によりなされた判断及び／又は調整につき所持人、社債権者又はその他の者に対して責任を負わない。

(b) 本要項第 10 項に従い本社債権者に対し 10 営業日前までに（かかる通知期間を以下「早期償還通知期間」という。）取消不能の通知（かかる通知を以下「追加障害事由償還通知」という。）を行った上で、早期償還通知期間の最終日（以下「早期現金償還日」という。）において早期償還額（以下に定義される。）により当該シリーズの本社債のすべてを償還すること。

(4) 買入れ及び消却

発行会社は随時、公開市場その他において、いかなる価格においても本社債（但し、当該社債に関する満期が到来していない一切の利札が当該社債券に添付されており、又は当該社債券とともに提出されることを条件とする。）を買入れることができる。

前記のとおり発行会社により又は発行会社に代わって買入れが行われた本社債はすべて、これを満期が到来していない一切の利札とともに発行・支払代理人に提出することにより消却のために提出することができ（但し、これは義務ではない。）、そのように提出された場合、発行会社により償還されたすべての本社債とともに、直ちに（当該社債券に添付された、又は当該社債券とともに提出された、満期が到来していない一切の利札とともに）消却される。前記のとおり消却のために提出されたあらゆる社債は、再発行又は再販売することはできず、かかる社債に関する発行会社及び保証会社の義務は免除される。

日経平均株価の概略及び調整事由等

(1) 免責

日経平均株価は現在、日経平均株価の知的財産権の保有者である株式会社日本経済新聞社（以下「日経新聞社」という。）が計算及び公表している。日経新聞社は、日経平均株価の「スポンサー」である。日経新聞社は、日経平均株価に関する一切の権利（著作権を含む。）を留保する。本社債はいかなる方法によってもスポンサーにより後援、推奨又は販売促進されるものではない。スポンサーは、日経平均株価、及び／又は特定の日時における日経平均株価の水準を使用することにより生じる結果その他につき、明示又は黙示を問わずいかなる保証又は表明も行わない。日経平均株価は、専らスポンサーにより集計及び計算されるものである。しかしながら、スポンサーは日経

平均株価における誤りについていかなる者に対しても（過失その他を問わず）責任を負わないものとし、またいかなる者（本社債の購入者を含む。）に対してもかかる誤りを通知する義務を負わないものとする。

(2) 日経平均株価の概略

別段の定めのない限り、日経平均株価（以下「日経 225」という。）に関する本書の記載は、公表文書に基づくものである。かかる公表文書は、当該文書に記載の日付現在における日経新聞社の方針を反映するものである。かかる方針は日経新聞社により任意に変更されることがある。

日経 225 は、選択された日本株式銘柄の複合価格の推移を示すために、スポンサーが計算し公表する株価指数である。日経 225 は、現在、東京証券取引所第一部に上場する 225 の株式銘柄によって構成されており、広範な日本の業種を反映している。東京証券取引所第一部に上場する株式銘柄は、同取引所で最も活発に取引が行われている。スポンサーは、日経 225 の計算に際し下記の計算方法を用いるが、本社債に関連する支払額に影響を与え得るかかる計算方法を、修正又は変更しない保証は無い。

日経 225 は、修正平均株価加重指数であり（すなわち、日経 225 における各構成銘柄の加重値は当該発行者の株式の時価総額ではなく 1 株当りの株価に基づいている。）、その計算方法は、（i）各構成銘柄の 1 株当りの株価を、当該構成銘柄に対応する加重関数で乗じ、（ii）その積を合計し、（iii）その数値を除数で除したものである。除数は当初 1949 年に設定されたときは 225 であったが、2013 年 5 月 8 日現在 24.975 となり、下記のとおり調整される。各加重関数は、50 円を日経新聞社の設定する構成銘柄のみなし額面価格で除して計算され、各構成銘柄の株価に加重関数を乗じた額がみなし額面価格を一律 50 円とした場合の株価に相当するように設定されている。単位株制度は 2001 年 10 月 1 日をもって廃止され、各構成銘柄の現在のみなし額面価格は、その後発生する以下の調整に服するものとするが、2001 年 10 月 1 日の日本株の額面株式廃止直前の額面金額に基づいている。日経 225 の計算に用いられる株価は、東京証券取引所において報告されている株価である。日経 225 の値は、東京証券取引所の取引時間中 15 秒毎に計算されている。

構成銘柄に影響する市場外の要因、例えば構成銘柄の追加、削除、入れ替え、又は株式分割などの一定の変化が生じた場合には、日経 225 の値が継続的に維持されるように、日経 225 を計算するための除数又は（場合により）関連ある構成銘柄のみなし額面価格は、日経 225 の値が整合性を欠くような形で変更され継続性を欠くことのないよう修正されている。別の変更が生じた結果さらに修正が必要となるまで、除数は一定値に維持されている。構成銘柄に影響する各変更の結果、除数は、当該変更の発生した直後の株価に加重関数を乗じたものの合計を新たな除数で除した値（すなわち、当該変更直後の日経 225 の値）がその変更の生じる直前の日経 225 の値に等しくなるよう修正される。

構成銘柄は、日経新聞社により除外又は追加される。構成銘柄は、日経新聞社の設定する定期見直し基準に従い、原則として毎年 1 回、10 月の第一営業日に見直される。定期見直しによる入れ替え銘柄数には上限が設けられていない。また、定期見直しとは別に、次のいずれかの事由等により東京証券取引所第一部上場銘柄でなくなったものは、構成銘柄から除外される。

- (i) 倒産（会社更生法又は民事再生法の適用申請や会社清算など）による整理ポスト入り又は上場廃止
- (ii) 被合併、株式移転、株式交換など企業再編に伴う上場廃止
- (iii) 債務超過などその他の理由による上場廃止又は整理ポスト入り
- (iv) 東京証券取引所第二部への指定替え

監理ポスト入り銘柄については、原則除外候補となるが、除外の実施は事業の存続可能性や上場廃止の可能性など状況を判断の上決定される。構成銘柄からある株式を除外した場合には、日経新聞社は、自ら設定する基準に従い、

その補充銘柄を選択する。銘柄の入れ替えは同一日に除外・採用銘柄数を同数として、225 銘柄を維持することを原則とする。但し、特殊な状況下においては、該当銘柄を除外してから代替の銘柄を採用するまでの一定短期間、225 銘柄に満たない銘柄を対象として日経 225 を計算することがある。この間にあっては、銘柄又は銘柄数を変更する都度、除数を変更することにより、指数としての継続性を維持する。

(3) 日経平均株価の過去の推移

下記の表は、1974 年から 2012 年までの各年末の最終取引日における日経 225 の終値を表したものである。これは、様々な経済状況の下で日経 225 がどのように推移するかの参考のために記載するものであり、この日経 225 の過去の推移は将来の動向を示唆するものではない。日経 225 が下落し、利払日及び満期日に本社債権者に対して支払われる利息額及び満期償還額が減少することがある。

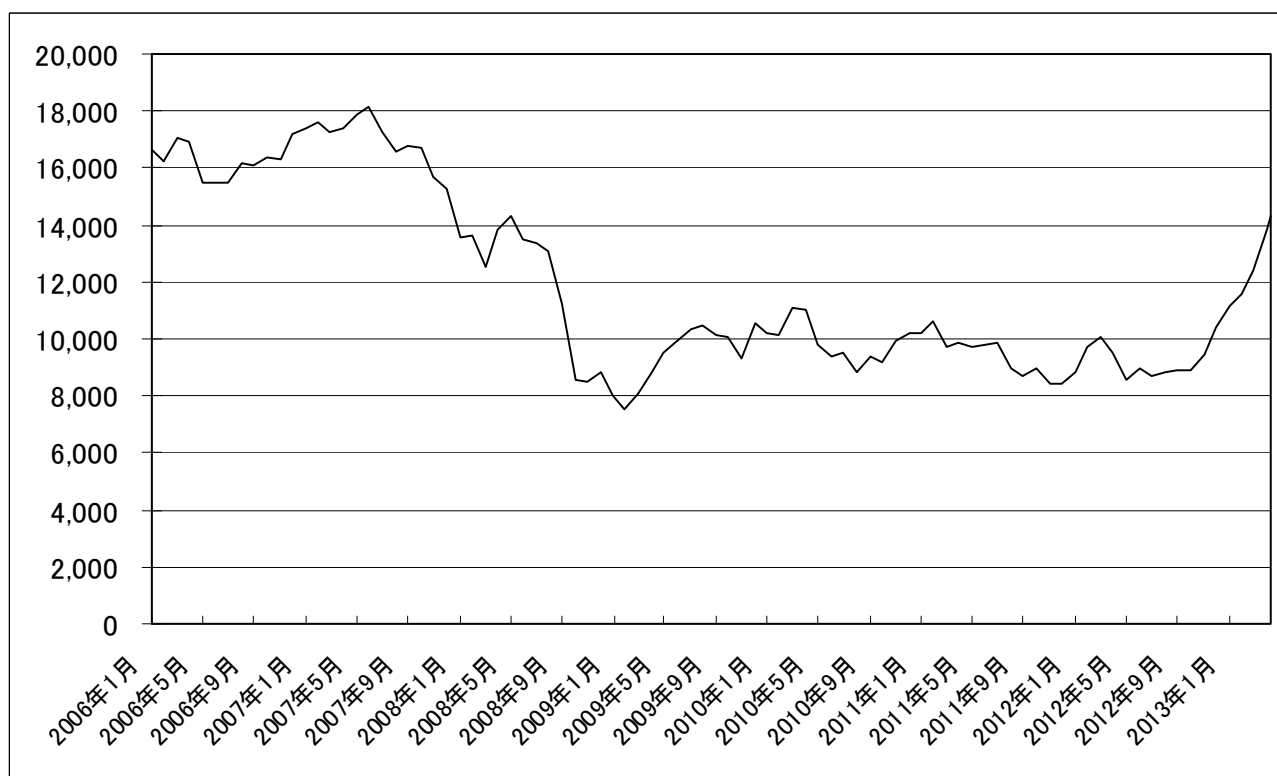
日経 225 の年末の終値					
			(単位：円)		
年	終値	年	終値	年	終値
1974	3,817.22	1987	21,564.00	2000	13,785.69
1975	4,358.60	1988	30,159.00	2001	10,542.62
1976	4,990.85	1989	38,915.87	2002	8,578.95
1977	4,865.60	1990	23,848.71	2003	10,676.64
1978	6,001.85	1991	22,983.77	2004	11,488.76
1979	6,569.47	1992	16,924.95	2005	16,111.43
1980	7,116.38	1993	17,417.24	2006	17,225.83
1981	7,681.84	1994	19,723.06	2007	15,307.78
1982	8,016.67	1995	19,868.15	2008	8,859.56
1983	9,893.82	1996	19,361.35	2009	10,546.44
1984	11,542.60	1997	15,258.74	2010	10,228.92
1985	13,113.32	1998	13,842.17	2011	8,455.35
1986	18,701.30	1999	18,934.34	2012	10,395.18

下記の表は、2006 年 1 月から 2013 年 4 月までの各月末の日経 225 の終値を表したものである。これは、様々な経済状況の下で日経 225 がどのように推移するかの参考のために記載するものであり、この日経 225 の過去の推移は日経 225 の将来の動向を示唆するものではなく、本社債の時価の動向を示すものでもない。過去の下記の期間において日経 225 が下記のように変動したことによって、日経 225 及び本社債の時価が本社債の償還まで同様に推移することを示唆するものではない。

日経 225 の月末の終値

(単位：円)

	<u>2006</u>	<u>2007</u>	<u>2008</u>	<u>2009</u>	<u>2010</u>	<u>2011</u>	<u>2012</u>	<u>2013</u>
1 月	16,649.82	17,383.42	13,592.47	7,994.05	10,198.04	10,237.92	8,802.51	11,138.66
2 月	16,205.43	17,604.12	13,603.02	7,568.42	10,126.03	10,624.09	9,723.24	11,559.36
3 月	17,059.66	17,287.65	12,525.54	8,109.53	11,089.94	9,755.10	10,083.56	12,397.91
4 月	16,906.23	17,400.41	13,849.99	8,828.26	11,057.40	9,849.74	9,520.89	13,860.86
5 月	15,467.33	17,875.75	14,338.54	9,522.50	9,768.70	9,693.73	8,542.73	
6 月	15,505.18	18,138.36	13,481.38	9,958.44	9,382.64	9,816.09	9,006.78	
7 月	15,456.81	17,248.89	13,376.81	10,356.83	9,537.30	9,833.03	8,695.06	
8 月	16,140.76	16,569.09	13,072.87	10,492.53	8,824.06	8,955.20	8,839.91	
9 月	16,127.58	16,785.69	11,259.86	10,133.23	9,369.35	8,700.29	8,870.16	
10 月	16,399.39	16,737.63	8,576.98	10,034.74	9,202.45	8,988.39	8,928.29	
11 月	16,274.33	15,680.67	8,512.27	9,345.55	9,937.04	8,434.61	9,446.01	
12 月	17,225.83	15,307.78	8,859.56	10,546.44	10,228.92	8,455.35	10,395.18	



2013 年 5 月 8 日現在、日経 225 の終値は、14,285.69 円であった。

(4) 東京証券取引所の概略

東京証券取引所は、市場規模の観点で世界最大級の証券市場の1つである。取引時間は通常、月曜日から金曜日までの東京時間の午前9時から午前11時30分まで及び東京時間の午後0時30分から午後3時までである。

東京証券取引所は、売買注文の不均衡により生じる異常な短期価格変動の防止を企図した方策を講じている。かかる方策には個別株価の異常な変動を防止するための毎日の上限及び下限を含む。原則として、東京証券取引所に上場されている銘柄は、制限値幅を越えて取引することはできない。この値幅はパーセントではなく日本円の絶対額で表示され、前取引日の終値に基づいて設定されている。さらに、上場株式につき大幅な売買注文の不均衡が生じた場合には、反対注文を促して株式の需給関係の均衡を保つため、当該株式の「特別買気配」や「特別売気配」を当該株式の直近の売買価格より高く又は低く設定することがある。東京証券取引所は、一定の限定的な異常な事態が発生した場合（例えば、当該株式に関する異常な取引）には、個別株式の取引を中止することがあることに留意しなければならない。その結果、日経225の変動は、日経225を構成する個別株式の価格の値幅制限又は取引中止により制限され、一定の状況において本社債の時価に影響を及ぼすことがある。

(5) 日経平均株価調整事由

- (a) 本社債に関して日経平均株価の水準が計算されることとなっている日（評価日を含むがこれに限らない。）（以下「決定日」という。）以前に、関連スポンサーが、かかる日経平均株価の計算式若しくは計算方法の重大変更を行うことを公表し、若しくは別の方法で日経平均株価の重大変更を行う場合（構成銘柄及び株式資本の変化並びに他の日常的な事由についてかかる日経平均株価を調整するために当該計算式若しくは計算方式に規定されている修正を除く。）（以下「日経平均株価の修正」という。）、若しくはかかる日経平均株価の算定を永久的に中止し、日経平均株価の代替指数が存在しない場合（以下「日経平均株価の算定中止」という。）、又は

- (b) 本社債に関する決定日においてスポンサーが、日経平均株価の計算及び公表を怠った場合（以下「日経平均株価の中断」といい、日経平均株価の修正及び日経平均株価の算定中止と併せて、以下「日経平均株価調整事由」という。）、

計算代理人は、各関連決定日に、当該日経平均株価調整事由が本社債に重大な影響を及ぼすかどうか判断し、及ぼす場合には、かかる公表された日経平均株価の代わりに、当該日経平均株価調整事由が発生する直前の日経平均株価の計算式及び計算方法に従い計算代理人が決定するところに従い、当該決定日現在の日経平均株価の水準を用いて（但し、当該日経平均株価調整事由直前の当該日経平均株価を構成していた証券（当該日経平均株価調整事由発生以降、関連する本取引所に上場されなくなった証券を除く。）のみを用いる。）、当該日経平均株価の水準を計算する。

計算代理人は、日経平均株価の計算を継続することができないと判断した場合には、その単独の裁量により、本要項第2項(3)を準用し、本要項第2項(3)に基づき、本社債につき調整、償還、消却及び／又はその他の必要な措置を行うことを選択することができる。

(6) スポンサー承継人又は日経平均株価と実質的に同一の計算式への置替え

日経平均株価が、(i) スポンサーにより計算され公表されなかったものの計算代理人の認めるスポンサーの承継人（以下「スポンサー承継人」という。）により計算され公表される場合、又は(ii) 計算代理人の決定により、かかる日経平均株価の計算に使用されるのと同じ若しくは実質的に同一の計算式及び計算方法を使用したもの（以下「承継日経平均株価」という。）に置き替えられた場合、(1) スポンサー承継人により計算され公表された指数、又は(2) 承継日経平均株価が日経平均株価とみなされる。

(7) 日経平均株価の訂正

決定日に公表され、計算代理人が当該日経平均株価の決定に用いた又は用いる日経平均株価の水準が、その後修正され、その修正が、償還日、選択的現金償還日、選択的現物償還日、早期現金償還日、早期消却日、早期現物消却日、早期償還日、指定早期現金消却日、指定早期現物償還日、指定早期現物消却日、行使日、失効日、行使現金決済日又は現物交付日の2取引所営業日前までにスポンサー又はスポンサー承継人により公表された場合には、計算代理人は、当該日経平均株価の修正後の水準を用いて、償還金額、受領可能資産又はその他の関連金額（適宜）を再計算する。（i）そうした修正及び（ii）同修正により支払われるべき又は交付されるべき金額（もしあれば）について、計算代理人は発行会社に、発行・支払代理人は本社債権者に、それぞれ通知する。

(8) 日経平均株価の計算の誤り

本書における別段の記載にかかわらず、特定の決定日において、スポンサーによる日経平均株価の計算（スポンサーにより公表された日経平均株価の水準に示される。）に明白な誤りがあると計算代理人が合理的に判断した場合には、計算代理人は、スポンサーが当該日において公表した水準を使用するかわりに、当該日のかかる日経平均株価の水準を計算することができる。かかる計算は、明白な誤りが発生する直前にスポンサーが使用していた日経平均株価の計算方法及び計算式に従って行われる。計算代理人が本(8)項に従って日経平均株価の水準を計算した場合、計算代理人は本要項第10項に従って、当該決定日から10営業日以内にそのように計算された日経平均株価の水準を書面で本社債権者に通知する。

スポンサーが3予定取引日を超えて明白な誤りがある状態で日経平均株価の計算を続けた場合には、計算代理人は、本社債の条件に対して、その単独の裁量により決定する調整（当該日経平均株価の代わりに使用する代替の日経平均株価を選択すること、並びに／又は当該日経平均株価の構成銘柄のレプリケーションを行うこと、並びに／又は明白な誤りが発生する直前にスポンサーが使用していた日経平均株価の計算方法及び計算式に従い日経平均株価の計算を継続すること、並びに／又は日経平均株価の構成銘柄及び組入率を調整することを含むがこれらに限らない。）を行うことができる。計算代理人が本(8)項に従って調整を行った場合、計算代理人はかかる調整を行った後、合理的な範囲で可及的速やかに、本要項第10項に従ってかかる調整について書面で本社債権者に通知する。疑義を避けるために付言すれば、計算代理人が本(8)項に従って日経平均株価の水準を計算した後に、(7)項に記載のとおりスポンサーにより日経平均株価の水準に対する修正が公表された場合には、計算代理人は、かかる計算にかかわらず、当該日経平均株価の修正後の水準を用いて、関連する償還金額、受領可能資産又はその他の関連金額（適宜）を再計算することができる。計算代理人は、日経平均株価の水準に対する修正がスポンサーにより公表されてから10営業日以内に、かかる再計算につき本要項第10項に従って書面で本社債権者に通知する。

かかる修正が、計算代理人が本(8)項に従って本社債の条件を調整した後に公表された場合には、上記(7)項は適用されず、本(8)項に従った調整の条件が優先される。

(9) 日経平均株価に影響を与える市場混乱事由発生後の障害日の帰結

計算代理人の意見において、評価日が障害日である場合には、評価日は、その直後の障害日でない予定取引日とする。但し、障害日が発生していなければ評価日であったはずの当初の日（以下「予定評価日」という。）の直後の8予定取引日のいずれかの日が障害日でない場合に限る。当該直後の8予定取引日のすべての日が障害日である場合、（i）当該8予定取引日後の日は、かかる日が障害日であることにかかわらず評価日とみなされ、また、（ii）計算代理人は、適用ある最終条件書に記載の方法により日経平均株価の水準を決定し、記載が無い場合又は実行不能な場合には、日経平均株価に含まれる各証券の当該8予定取引日後の日の評価時刻時点の当該本取引所の取引価格又は市場相場価格（以下「取引価格」という。）を用いて、最初の障害日が発生する直前の日経平均株価の計算式

及び計算方法に従い当該 8 予定取引日後の日の評価時刻時点の日経平均株価の水準を決定する（障害日を発生させた事由が、当該 8 予定取引日後の日において、関連する証券につき発生した場合には、当該 8 予定取引日後の日の評価時刻時点の関連する証券の取引価格につき商業的に合理的な方法により決定される。）。但し、評価日において市場混乱事由が発生した場合、満期日又は（場合により）早期償還日は、評価日と決定された当該日の 5 営業日後まで延期される。かかる延期に関して、発行会社はいかなる追加金額の支払義務も負わない。

(10) 調整

発行会社が、適切な調整が本要項第 2 項 (3) に従い行われうるか否かを計算代理人が決定することを要求した場合、発行会社は、自己が適切と考えない調整を行う義務を負わず、計算代理人、発行会社又はその他の当事者のいずれも、発行会社が当該調整を行い又は行わないことにつき責任を負わない。

特に、本要項に定める規定により、日経平均株価又はスポンサーに影響を与える事由に関して調整が要求されているということにかかわらず、発行会社は、当該規定に従い調整が行われる際に、日経平均株価に関するオプション又は先物が、先物又はオプション取引所において取引され、当該事由に関して取引オプション又は先物に基づく権利に対し先物又はオプション取引所による調整が行われない場合、当該調整を行わない権利を留保する。

(11) 調整の通知

計算代理人による本要項に基づくすべての決定は、明白な誤りがある場合を除き、最終的なものであり、本社債権者、発行・支払代理人及び発行会社を拘束する。発行会社は、可及的速やかに調整及び当該調整が実施される日を、本要項第 10 項に基づいて通知し又は通知がなされるようにしなければならない。但し、係る通知の懈怠又は未受領は調整の有効性及び拘束力に影響を及ぼさない。

3. 支払

本社債に関する元利金の支払は、以下の規定に従い、米国外に所在する支払代理人の指定事務取扱店舗において（元本の支払の場合及び償還後の利息の場合には）関連する社債券又は（償還後の利息以外の利息の場合には）関連する利札（適宜）を呈示及び提出すること（又は、支払われるべき金額若しくは受領可能資産の一部の支払若しくは交付の場合には、それらに裏書すること）と引き換えに、また決済条件に従うことを条件として行われ、(a) 支払の場合は、（該当する場合には、非米国実質所有の証明を行うことを条件として）口座開設銀行宛てに振り出される、関連通貨で支払われる小切手により、又は（所持人の選択により）口座開設銀行における当該通貨建ての口座（日本の非居住者に対する日本円での支払の場合、非居住者口座とする。）への振込みにより、また (b) 交付の場合には、社債権者に通知される方法により行われる。

無記名式の本社債の所持人は、本項に従ってなされる振込みが支払期日後に当該所持人の口座に到達したことによりかかる社債につき支払われるべき金額の受領が遅れたことについて、利息その他の支払を受ける権利を有さない。

本社債券には、発行・支払代理人により又は発行・支払代理人に代わって、当該社債券についてなされた各支払及び交付が記録され、かかる記録はその支払又は交付がなされたことの明白な証拠となる。

本社債又は利札に関して特定の金額が支払われるべきものと明示されている、又はその他の方法で支払われるべきものと決定されているその日が、(i) 営業日、且つ(ii)（確定社債券の場合に限り）社債券又は利札の呈示場所において、商業銀行及び外国為替市場が支払の決済を行い、通常の業務（外国為替及び外貨預金取引を含む。）を営んでいる土日以外の日でない場合には、その支払は(i) 営業日、且つ(ii)（確定社債の場合に限り）社債券又は利札の呈示場所において、商業銀行及び外国為替市場が支払の決済を行い、通常の業務（外国為替及び外貨預金取引を含む。）を営んでいる土日以外の日該当する直後の日まで行われず、かかる社債券又は利札の所持人は、かかる支払遅延について追加の支払を受ける権利を有さない。

なお、当初の発行・支払代理人の名称及びその指定事務取扱店舗は以下に記載するとおりである。

発行・支払代理人

ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン

(The Bank of New York Mellon)

英国 ロンドン E14 5AL ワン・カナダ・スクエア

(One Canada Square, London E14 5AL, United Kingdom)

4. 本社債の地位

本社債及びそれに関する利払は発行会社の無担保かつ非劣後の債務を構成し、本社債間において同順位である。本社債及びそれに関する利払に基づく発行会社の支払義務は、発行会社のその他の現在及び将来の無担保・非劣後の債務（強制的かつ一般的に適用される法律の規定により優先権が認められる債務を除く。）と同順位である。本社債は、発行会社の預金を証明するものではなく、いかなる政府又は政府機関によっても保証されていない。

5. 課税

発行会社又は保証会社が租税に関する源泉徴収又は控除を行うことが法律により要求される場合その他本要項に開示されている場合を除き、社債権者は、利息の支払、利息額、若しくは本社債の所有、譲渡、売却、償還、権利執行若しくは消却、又は決済金額及び／若しくは本社債に関するその他の支払（適宜）に起因し、或いはそれらに関連して支払われるべき一切の租税を支払わなければならない。発行会社又は保証会社（該当する場合）のいずれも、社債権者が負担するかかる租税について責任を負わず、その他の方法でかかる租税に関する金額を支払う義務を負わない。

本社債に関する支払はすべて、英国（又は英国の、若しくは英国内に所在する、課税権限を有する当局若しくは行政下部機関）により又は英国内で賦課、徴収、回収、源泉徴収又は査定されるあらゆる性質の現在又は将来の租税に関する源泉徴収又は控除のない状態で、かかる源泉徴収又は控除を行うことなく、支払われる。但し、かかる源泉徴収又は控除が法律上要求される場合はこの限りではない。

前段但書の場合、発行会社は、かかる源泉徴収又は控除の後で社債権者が受領できる純額を、かかる源泉徴収又は控除が存在しなければかかる社債権者が受領しえた金額と等しくするために必要な追加額（以下「追加額」という。）を支払う。前記にかかわらず、以下のいずれかに該当する場合は、本社債について追加額は支払われない。

- (a) 社債権者が単に本社債又は利払を保有するという事実以外に英国と特定の関係を有することによりかかる社債について租税の支払義務を負う場合、かかる社債権者又はその代理を務める第三者に対しては、追加額は支払われない。
- (b) 社債権者が、法律上の要件を遵守し若しくはかかる要件を第三者に遵守させることにより、又は、関連する本社債若しくは利払が支払を受けるために呈示された場所において非居住者である旨の申告その他同様の非課税の申請を課税当局に対して行い又はかかる申告を第三者に行わせることによりかかる控除又は源泉徴収を合法的に回避しえたにもかかわらずそのように回避していない場合、かかる社債権者又はその代理を務める第三者に対しては、追加額は支払われない。
- (c) 社債券が、かかる支払の最初の支払期日（発行・支払代理人が支払われるべき金員の全額をかかる支払期日以前に適式に受領していない場合には、かかる金員の全額が適式に受領された日）から 30 暦日を過ぎてから支払を受けるために呈示された場合。但し、社債権者が当該社債券をかかる 30 日間の最終日に支払を受けるために呈示した場合に追加額を受ける権利を有していたと思われる場合を除く。
- (d) かかる源泉徴収又は控除が特定の個人に対する支払に課されており、欧州理事会指令（2003/48/EC）若しくは貯蓄所得に対する課税に関する 2000 年 11 月 26 日から 27 日に開催された ECOFIN 理事会の決定を実施するその他の

指令又はかかる指令を実施し若しくは遵守し、若しくはかかる指令に適合させるための法律に従って行う必要がある場合。

- (e) 社債券又は利札が、かかる源泉徴収又は控除が適用されない別の支払代理人に当該社債券又は利札を呈示することによりかかる源泉徴収又は控除を回避しえた社債権者により、或いはかかる社債権者の代理人により、支払を受けるために呈示された場合。
- (f) 社債券又は利札の呈示を受ける発行・支払代理人又は支払代理人が満足できる限度で、かかる社債権者が適用ある証明、身分証明又は報告要件を充足することにより、或いは非居住者である旨の申告その他同様の非課税の申請を関連する課税当局に対して行うことによりかかる源泉徴収又は控除を回避することができない旨が証明されていない場合。

かかる源泉徴収又は控除が法律により要求される場合、本社債に関する支払に対する源泉徴収又は控除の適用は、それが発行会社により、若しくは発行会社のために行われる場合は「発行会社課税事由」とみなされる。

本要項において(Ⅰ)「元本」は本社債に関して支払われるべきあらゆるプレミアム、決済金額及び本要項第2項に従って支払われるべき元本の性質を有するその他一切の金額を含むものとみなされ、(Ⅱ)「利息」は一切の利息額及び本要項第1項(又はこれに対する変更若しくは補足)に従って支払われるべきその他一切の金額を含むものとみなされ、(Ⅲ)「元本」及び／又は「利息」は本項に基づいて支払われるべきあらゆる追加額を含むものとみなされる。

6. 債務不履行事由

以下のいずれかの事由が発生し継続している場合、本社債のいずれかの所持人は、かかる社債が、早期償還額にて償還されるべき旨を発行・支払代理人に対してその指定事務取扱店舗宛てに通知することができ、かかる社債はそれにより直ちに償還期限が到来する。

- (a) 本社債の利息が支払期日から14暦日以内に支払われていない場合。但し、発行会社は、かかる金額(以下「留保金額」という。)が強制的な法律、規則又は正当な管轄権を有する裁判所の命令を遵守するために支払われなかった場合には、債務不履行とはみなされない。かかる法律、規則又は命令の有効性又は適用性について疑義が存在する場合、発行会社は、かかる14暦日の間に独立した法律顧問から発行会社に与えられた助言に従って行なった場合には、債務不履行とはみなされない。
- (b) 発行会社が本社債のその他の条項に違反した場合で、かかる違反が本社債の所持人の利益を実質的に損なう方法によるものであり、且つ当該違反が、発行済みの本社債の額面金額又は数(適宜)の少なくとも10分の1を保有し、違反の治癒を要請する社債権者から発行会社が違反の通知を受領してから30暦日以内に治癒されない場合。
- (c) 発行会社を清算する旨の命令がなされた場合又はその旨の有効な決議が可決された場合(かかる社債の所持人の特別決議により事前に承認された条件での再建、合併又は吸収合併の計画に関連する場合を除く。)。

7. 時効

発行会社に対する、本社債及び／又は利札(本項においては利札引換券は含まれない。)にかかる支払に関する請求は、それらについての適切な支払日から10年(元本の場合)又は5年(利息の場合)以内に行われない限り、時効消滅し、無効となる。

8. 社債券の交換

社債券又は利札が紛失、盗失、毀損、汚損又は破損した場合、かかる社債券又は利札は、適用される一切の法令及び関連証券取引所又はその他の関連当局の規制要件に従って、発行・支払代理人、又は発行会社が随時かかる目的のために指定し、その指定につき社債権者に通知するその他の支払代理人若しくは名義書換代理人の指定事務取扱店舗において、交換に関して発生する料金、経費及び租税を請求者が支払った上で、また発行会社が要求する証拠、担保

及び補償その他の条件に従って、交換することができる。本社債券又は利札が毀損又は汚損した場合には、代わりの社債券又は利札が発行される前に当該社債券又は利札を提出しなければならない。

9. 追加の発行

発行会社は随時その自由裁量で、社債権者又は利札所持人の同意を得ることなく、本社債と同様の条件が適用されるあらゆるシリーズの追加の社債を設定及び発行することができ、かかる社債は当該シリーズの社債に統合され、それらとともに一つのシリーズを構成する。

10. 通知

(1) 社債権者に対する通知

社債権者に対するあらゆる通知は、以下のいずれかに従ってなされた場合に、適式になされ効力を有するものとみなされる。

- (a) 英国で一般に刊行されている日刊新聞（「フィナンシャル・タイムズ」となる予定）において公告された場合。この場合、最初に公告された日において通知がなされたものとみなされる。
- (b) （本社債が関連証券取引所に上場されており、又はその他の関連当局により取引を認められている場合は）関連証券取引所又はその他の関連当局の規則及び規制に従って通知がなされた場合。この場合、かかる規則及び規制に従って最初に送信又は公告がなされた日に通知がなされたものとみなされる。
- (c) 上記で要求されている公告又は郵送に代えて、社債権者に対する通知を関連決済システムに対して送付することができるが、適用ある場合には、前(b)項に従って要求される公告その他の要件も遵守することを条件とする。この場合、（その後の公告又は郵送にかかわらず、）該当する関連決済システムに対して最初に送信された日において通知がなされたものとみなされる。

前(a)項又は(b)項に従って要求される公告を行うことができない場合、通知は、欧州で刊行されているその他の主要な英文の日刊新聞において公告された場合に、その最初の公告日において有効に行われたものとみなされる。利札の所持人は、あらゆる目的上、本項に従って社債権者に送付された通知の内容について通知を受けたものとみなされる。

(2) 発行会社及び代理人に対する通知

あらゆるシリーズの本社債について、発行会社及び／又は代理人に対する一切の通知は、マスター代理人契約に規定された住所に宛てて、又は本項に従って社債権者に送付される通知により発行会社及び／又は代理人が指定するその他の者又は場所に宛てて送付されるものとする。

(3) 通知の有効性

いずれかの通知が有効であり又は適式に完成され、適切な様式でなされているか否かについての判断は、発行会社及び関連決済システムにより、発行・支払代理人と相談の上でなされ、かかる判断は発行会社、諸代理人及び社債権者に対して決定的かつ拘束力を有するものである。

無効、不完全又は適切な様式でないと判断された通知は、発行会社及び関連決済システム（該当する場合）が別途合意しない限り、無効となる。本規定は、新たな又は訂正された通知を交付するために通知を交付する者の権利を損なうものではない。

発行会社、支払代理人、登録機関又は名義書換代理人は、かかる通知が無効、不完全又は適切な様式でないと判断された場合には、当該通知を提出した社債権者に迅速にその旨を通知するべく、一切の合理的な努力を尽くす。自身の側に過失又は故意の不正行為がない場合には、発行会社、関連決済システム又は代理人（適宜）のいずれも、

通知が無効、不完全若しくは適切な様式でない旨の社債権者に対する通知又は判断に関連して自身が行った行為又は不作為につきいかなる者に対しても責任を負わない。

11. 変更及び集会

(1) 本要項の変更

発行会社は、社債権者の同意を得ることなく、本要項に対して、発行会社の単独の意見において社債権者の利益を実質的に損なわない変更、或いは形式的、軽微若しくは技術的な性質の変更、又は明白な誤りを訂正するため若しくは発行会社が設立された法域における強制的な法律の規定を遵守するため若しくは本要項中に含まれる瑕疵ある規定を是正、訂正若しくは補足するための変更を行うことができる。

かかる変更の一切は社債権者に対して拘束力を有し、かかる変更の一切は、本要項第 10 項に従ってその後可及的速やかに社債権者に通知される。かかる通知を送付しなかった或いはかかる通知を受領しなかったとしても、それらはかかる変更の有効性に影響しない。

(2) 社債権者集会

マスター代理人契約には、特別決議（マスター代理人契約に定義される。）による本要項又はマスター代理人契約の変更の承認を含め、社債権者の利益に影響する事項を審議するための社債権者の集会の招集に関する規定が含まれている。社債権者には、少なくとも 21 暦日（通知が送付された日及び集会が開催されることとなっている日を除く。）前に、集会の日時及び場所を明記した通知が送付される。

かかる集会は、発行会社又は当該時点において発行済みの本社債の額面金額の 10%以上を保有する社債権者により、招集することができる。社債権者集会の定足数（特別決議（以下において定義する。）を可決するための集会の場合を除く。）は、本社債の過半数（保有又は代表される本社債の額面金額又は数量を基準として）を保有又は代表する 2 名以上の者とする。但し、かかる集会の議事に（とりわけ）下記(i)乃至(viii)の議案の審議が含まれる場合には、定足数は当該時点において発行済みの本社債の額面金額の 75%以上又は（延会の場合は）25%以上を保有又は代表する 2 名以上の者とする。(i)本社債の満期日若しくは償還日、本社債の行使日若しくは失効日、或いは本社債に関する利息若しくは利息額の支払日を変更すること、(ii)本社債の額面金額若しくは本社債の償還若しくは行使につき支払われるべきプレミアムを減額若しくは消却すること、(iii)本社債に関する利率を引き下げ、若しくは本社債に関する利率若しくは利息の金額を算定する方法若しくは基準、若しくは本社債に関する利息額を算定する基準を変更すること、(iv)適用ある最終条件書に、利率の上限及び／若しくは下限、若しくは取引可能金額若しくは受領可能資産の上限及び／若しくは下限が定められている場合には、かかる上限及び／若しくは下限を引き下げること、(v)決済金額若しくは受領可能資産を算定する方法若しくは基準を変更すること（要項に定められている変更を除く。）(vi)本社債の支払通貨若しくは表示通貨を変更すること、(vii)社債権者集会に必要な定足数若しくは特別決議の可決に必要な過半数に関する規定を変更すること、又は(viii)保証契約を変更若しくは解除すること。マスター代理人契約には、発行済みの本社債の額面金額の 90%以上を保有する所持人により、又はかかる所持人に代わって署名された書面による決議は、あらゆる目的上、適式に招集及び開催された社債権者集会において可決された特別決議と同様に効力を有するものとみなされる旨規定されている。かかる書面による決議は一つの文書として作成することも、同じ形式の複数の文書として作成することもでき、各文書は 1 名又は複数名の社債権者により又はかかる社債権者に代わって署名されるものとする。

マスター代理人契約の条件に従い適式に招集及び開催された集会において、かかる集会で投じられた票の 75%以上の過半数により可決された決議を特別決議とする。かかる集会において適式に可決された特別決議は、自身が集

会に出席していたか否かにかかわらず、償還されていない本社債を除いて、すべての社債権者に対して拘束力を有する。

12. 諸代理人

(1) 諸代理人の任命

発行・支払代理人、支払代理人、登録機関、名義書換代理人及び計算代理人は、発行会社及び（該当する場合は）保証会社の代理人としてのみ行為するものであり、社債権者に対していかなる義務も負わず、また社債権者のために或いは社債権者との間で、代理人又は信託の関係を有さない。発行会社及び（該当する場合は）保証会社は随時、既に任命した発行・支払代理人、その他の支払代理人、登録機関、名義書換代理人又は計算代理人を変更又は解任し、追加の又は別の支払代理人又は名義書換代理人を任命する権利を有する。但し、発行会社が常に、(a) 発行・支払代理人 1 名、(b)（記名式社債券に関しては）登録機関 1 名、(c)（記名式社債券に関しては）名義書換代理人 1 名、(d)（本要項により要求される場合には）1 名又は複数の計算代理人、(e) 欧州の主要都市 2 つ以上に指定事務取扱店舗を有する支払代理人、(f) 本社債が上場されるその他の証券取引所により要求されるその他の代理人、及び(g)（(e)又は(f)に従って既に条件が満たされている場合を除き）EC 理事会指令（2003/48/EC）若しくは 2000 年 11 月 26 日から 27 日に開催された ECOFIN 理事会の決定を実施するその他の指令又はかかる指令を施行若しくは遵守する法律若しくはかかる指令に従うために導入される法律に従って税金の源泉徴収又は控除を行う義務を負わない、欧州連合加盟国内に指定事務取扱店舗を有する支払代理人 1 名を擁していることを条件とする。代理人の解任及び代理人の指定事務取扱店舗の変更に関する通知は、本要項第 10 項に従って社債権者に送付される。

(2) マスター代理人契約の変更

発行会社は、それが社債権者の利益を実質的に損うものでないと発行会社若しくは保証会社が判断した場合、又はかかる変更が形式的、軽微若しくは技術的な性質のものであるか、明白な誤りを訂正するため、適用法の強制的な規定を遵守するため、或いはマスター代理人契約に含まれる瑕疵ある規定を是正、訂正若しくは補足するために変更が行われる場合に限り、マスター代理人契約の変更を認め、又は同契約に対する違反若しくは違反の予定、若しくは同契約の不遵守を宥恕若しくは承認することができる。

かかる変更は社債権者に対して拘束力を有し、変更後可及的速やかに本要項第 10 項に従って社債権者に通知される。但し、かかる通知が送付されなかった又は社債権者により受領されなかった場合でも、かかる変更の有効性又は拘束力に影響を及ぼすものではない。

(3) 発行会社、保証会社及び諸代理人の責任

発行・支払代理人及び計算代理人（場合に応じて）は、本要項に基づいて行われた計算及び決定又は行為の誤り又は懈怠について、いかなる者に対しても責任又は債務を負わず、かかる計算及び決定はすべて（明白な誤りの場合を除く。）、発行会社、保証会社、諸代理人及び社債権者に対して最終的で拘束力を有するものとする。

発行会社、保証会社又はいずれの代理人も、（国内外の）法律の制定、（国内外の）公共機関の介入、戦争、ストライキ、封鎖、ボイコット又はロックアウトその他同様の事象又は状況に起因する損失又は損害につき、責任を負わない。ストライキ、封鎖、ボイコット及びロックアウトに関する責任の制限は、当事者のいずれかがかかる措置を講じた場合又はそれらの対象となった場合にも適用されるものとする。発行会社、保証会社又は代理人はいかなる場合でも（自身の側に詐欺行為があった場合を除く。）、社債権者が被った損失、損害、債務、費用、請求、訴訟又は要求につき、社債権者に損害賠償金を支払う義務を負わない。また、発行会社、保証会社又は代理人はいかなる場合でも、逸失利益、間接的損失若しくは損害、又は結果的損失若しくは損害につき、（かかる損失が生じる可能性について事前に通知を受けていたか否かにかかわらず）社債権者に対して責任を負わない。

発行会社、保証会社又は諸代理人のいずれかが、（国内外の）法律の制定、（国内外の）公共機関の介入、戦争、ストライキ、封鎖、ボイコット又はロックアウトその他同様の事象又は状況により支払又は交付の実施を妨げられる場合、当該事象又は状況が解消されるまでの間、かかる支払又は交付を延期できるものとし、この場合、かかる延期につき追加額の支払又は交付を行う義務は生じない。

13. 1999 年（第三者の権利に関する）契約法

いかなる者も、1999 年（第三者の権利に関する）契約法に基づいて本社債の条件を実施する権利を有さない。

14. 準拠法及び管轄

- (a) 関連する別紙の規定に従うことを条件として、本社債、利札及びマスター代理人契約、並びにそれらに起因又は関連して生じる一切の契約外の義務は、英国法に準拠し、同法に従って解釈される。
- (b) 関連する別紙の規定に従うことを条件として、本社債、利札及び／又はマスター代理人契約に起因又は関連して生じる一切の紛争については、英国の裁判所がその専属的管轄権を有し、したがってそれらに起因又は関連して生じるあらゆる訴訟又は法的手続（以下「法的手続」という。）はかかる裁判所に提起される。

15. 様式、額面、所有権及び譲渡

(1) 様式、額面

本社債は、各本社債の額面 500,000 円の無記名式で発行され、記名式社債券に交換することはできない。

本社債は当初、包括様式により発行され、特定の事由が生じた場合に限り確定様式の本社債券に交換することができ、包括様式の社債券は当該包括社債券の要項に従って確定社債券に交換される。かかる事由が生じた場合、発行会社は本要項第 10 項に従って迅速に社債権者に通知する。

(2) 所有権

社債券及び利札の所有権はマスター代理人契約の規定に従って交付により移転する。

発行会社及び関連する諸代理人は、（法律により別途要求されるか、又は正当な管轄権を有する裁判所により別途命令を受けた場合を除き）あらゆる社債券又は利札の所持人（以下に定義される。）を、あらゆる目的上（かかる社債券の支払期日超過の有無を問わず、また所有権、信託若しくはかかる社債券に対する持分に関する通知、かかる社債券面上（又はそれを表章する包括社債券面上）の書き込み、又はかかる社債券の盗失若しくは紛失にかかわらず）その完全な所有者とみなし、そのように扱い、いかなる者も所持人をそのように扱うことにつき責任を負わない。

本要項において、「社債権者」とは、無記名式社債券の持参人又は記名式社債券がその名義において登録されている者をいい、「所持人」とは、無記名式社債券又は利札に関しては当該無記名式社債券又は利札の持参人をいい、記名式社債券に関しては記名式社債券がその名義において登録されている者をいう。

(3) 無記名式社債券の譲渡

前記の規定に従うことを条件として、無記名式本社債券及び利札の所有権は、交付により移転する。

16. 定義

「営業日」とは、

ロンドン及び東京において商業銀行及び外国為替市場が支払の決済を行い、通常の業務（外国為替及び外貨預金取引を含む。）を営んでいる日をいう。

「株式等」とは、

本社債が関連する株式、受益権、預託証券、持分又はエクイティ・ユニットをいう。

「観察期間」とは、	発行日の翌予定取引日（その日を含む。）から最終評価日（その日を含む。）までの期間をいう。
「関連取引所」とは、	大阪証券取引所、又はかかる取引所若しくは相場表示システムの承継者、又は日経平均株価に関する先物及びオプション契約の取引が臨時に場所を移して行われている代替の取引所若しくは相場表示システム（但し、計算代理人が、かかる臨時の代替取引所又は相場表示システムにおいて日経平均株価に関する先物及びオプション契約に関して元の関連取引所における場合に匹敵する程の流動性がある旨決定することを条件とする。）をいう。但し、「予定取引日」及び「予定終了時」の定義において、「関連取引所」はそれらの定義から除外されるものとみなされる。
「現地市場費用」とは、	①株式等又はヘッジ・ポジションに係る現地市場において生じた一切の費用、料金、手数料、発生額、源泉徴収額及び経費、並びに②株式等又はヘッジ・ポジションに係る現地市場における外国為替取引の停止又は決済の遅延若しくは不履行の結果として生じた一切の費用、損失及び経費をいう。計算代理人は、かかる現地市場費用を決定するにあたり、(i)発行会社又は（場合により）その関連会社がそのヘッジ・ポジションに基づき受けると思われる支払又は交付の金額及び時期、(ii)ヘッジ・ポジションが非流動資産若しくは非市場性資産（評価額がゼロとなる可能性があるもの）又はシンセティック・ヘッジ（時価評価がゼロとなる可能性がある場合又はヘッジ・ポジションの取引相手に対してイン・ザ・マネーの状態にある場合）を含むか否か、並びに(iii)発行会社又はその関連会社が偶発債務（分配金の返金その他の方法で支払を行う義務を含む。）を負うこととなるか否かを考慮に入れることができる。
「行使価格」とは、	当初日経平均株価の 100.00%に相当する円貨額（必要に応じて小数第 3 位を四捨五入して第 2 位まで求める。）をいう。
「構成銘柄」とは、	日経平均株価の構成銘柄となっている株式等をいう。
「最終日経平均株価」とは、	計算代理人がその独自の裁量により決定する、最終評価日における日経平均株価終値をいう。
「最終評価日」とは、	満期日の 5 予定取引日前の日をいう。
「先物又はオプション取引所」とは、	計算代理人がその完全なる裁量により決定する、日経平均株価に関するオプション契約又は先物契約における関連する取引所をいう。
「市場混乱事由」とは、	以下の事由が発生又は存在していることをいう。 ① 当該評価時刻に終了する 1 時間においていつでも、計算代理人が重大であると決定する取引障害 ② 当該評価時刻に終了する 1 時間においていつでも、計算代理人が重大であると決定する取引所障害

③ 早期終了

④ 日経平均株価に関する先物、オプション契約若しくはデリバティブ契約の取引を実行し、又はその時価を取得する発行会社又は市場参加者の機能を失い、又は毀損する事由であつて、計算代理人が重要であると決定する事由

⑤ 日経平均株価に関する先物又はオプション契約について、かかる先物又はオプション契約に関する(i)取引障害、(ii)取引所障害((i)及び(ii)のいずれの場合においても、関連取引所の評価時刻に終了する1時間中に発生又は存在しており、計算代理人が重要であると決定したもの。)又は(iii)早期終了

ある時点における日経平均株価に関する市場混乱事由の有無の判定において、当該日経平均株価を構成する銘柄に関して市場混乱事由が発生したと判定された場合には、日経平均株価の構成銘柄全体に対する当該構成銘柄の寄与部分の割合は、かかる市場混乱事由の発生の直前の日経平均株価の構成銘柄全体に占める当該構成銘柄の構成比率と日経平均株価全体の水準を比較することで算定される。

「修正翌営業日調整」とは、

当該日が営業日でない場合に、翌営業日が当該日となる(但し、それにより翌暦月にずれ込む場合には、当該日は直前の営業日に繰り上げられる。)調整方法をいう。

「障害日」とは、

当該本取引所又は関連取引所がその通常取引セッションの間に取引を行うことができない、又は市場混乱事由が生じている予定取引日をいう。

「スポンサー」とは、

株式会社日本経済新聞社をいう。

「早期終了」とは、

日経平均株価の20%以上を構成する構成銘柄に関する本取引所又は関連取引所が、予定終了時前に終了することをいう。但し、本取引所又は関連取引所が、①当該取引所営業日における本取引所又は関連取引所の通常取引セッションにおける実際の終了時刻及び②当該取引所営業日の評価時刻における取引実行のために本取引所又は関連取引所のシステムに入力されるべき注文の提出期限のいずれか早い時間の1時間前までに、当該早期終了時刻のアナウンスをした場合を除く。

「早期償還額」とは、

本社債の早期償還又は消却に関して、早期償還又は消却を発生させた事由の発生後の当該社債の時価の比例按分額に対して、本社債の早期償還又は消却にあたり発行会社により(又は発行会社に代わって)負担される(又は負担されることが予想される)すべての費用、損失、経費及び現地市場費用(ヘッジ解除費用及び期限前返済手数料を含むが、これにより前記を反復又は制限するものではない。)を考慮した調整を行った金額として計算代理人が決定した額面金額をいう。計算

	代理人は、早期償還額の決定にあたり、実勢市場価格及び／若しくは独自の価格決定モデルを使用することができ、又は（これらの価格決定方法により商業上合理的な結果が得られないと思われる場合には、）かかる早期償還額を商業上合理的な方法により見積もることができる。早期償還額は、本社債の早期償還又は消却を発生させた事由の発生後、合理的な範囲で可及的速やかに、計算代理人により決定される。計算代理人は、「債務不履行事由」（本要項第6項に定義される。）の発生後のいずれかの時点で早期償還額を計算する際、かかる債務不履行事由が本社債の時価に及ぼす影響を無視するものとする。
「早期償還判定水準」とは、	当初日経平均株価の 110.00%に相当する円貨額（必要に応じて小数第3位を四捨五入して第2位まで求める。）をいう。
「早期償還評価日」とは、	当該早期償還日に関する各利払日の5予定取引日前の日をいう。
「早期償還日」とは、	2013年9月11日（同日を含む。）から2015年9月11日（同日を含む。）までのあらゆる利払日をいう。
「通貨障害事由」とは、	任意のシリーズの本社債に関して、一つ又は複数の通貨に影響を及ぼす事象の発生又はかかる事象の公的な宣言で、決済通貨に関する義務を履行し又はその他の方法でかかるシリーズの本社債の支払・決済又はヘッジを行う発行会社の能力が著しく阻害され又は損われると発行会社がその単独かつ絶対的な裁量により判断するものをいう。
「当初日経平均株価」とは、	計算代理人が決定する、当初日経平均株価決定日時点の日経平均株価終値をいう。
「当初日経平均株価決定日」とは、	2013年6月11日をいう。
「取引障害」とは、	①日経平均株価の20%以上を構成する構成銘柄に関する本取引所における、又は②関連取引所における日経平均株価に関連する先物若しくはオプション契約に関する、本取引所又は関連取引所の値幅制限を超える株価変動その他を理由とする本取引所又は関連取引所による取引の停止若しくは毀損若しくは当該取引に課せられた制限をいう。疑義を避けるために付言すれば、①当該本取引所の値幅制限を越える株価変動、②注文の不均衡、又は③買い呼び値と売り呼び値の不一致は、計算代理人が決定する取引障害の趣旨において取引の停止又は制限とみなされる。
「取引所営業日」とは、	本取引所における取引が予定終了時よりも早く終了する日を含み、本取引所においてその通常取引セッションの間に取引が行われる予定取引日をいう。
「取引所障害」とは、	市場参加者が一般に①日経平均株価の20%以上を構成する構成銘柄に関連する本取引所において株式等の取引を実行し若しくはその時価を取得し、又は②関連取引所において構成銘柄若しくは日経平均株

価に関連する先物及びオプション契約の取引を実行し若しくはその時価を取得する機能を失い、又は毀損する事由（計算代理人により決定される。但し、早期終了にかかる事由を除く。）をいう。

「日経平均株価」とは、

株式会社東京証券取引所第一部に上場されている選択された 225 銘柄の株価指数である日経平均株価（日経 225）をいい、現在、かかる指数は日経平均株価の知的財産権の保有者である株式会社日本経済新聞社が計算及び公表している。（ロイター銘柄コード：.N225）

「日経平均株価終値」とは、

ある予定取引日において、計算代理人が決定する、当該予定取引日の評価時刻時点の日経平均株価の水準をいう。

「ノックイン事由」とは、

計算代理人がその独自の裁量により決定する、観察期間中の（日経平均株価に関する障害日ではない）いずれかの予定取引日において、日経平均株価終値がノックイン判定水準以下であることをいう。

「ノックイン判定水準」とは、

当初日経平均株価の 70.00%に相当する円貨額（必要に応じて小数第 3 位を四捨五入して第 2 位まで求める。）をいう。

「評価時刻」とは、

評価される日経平均株価の評価日における当該本取引所の予定終了時をいう。当該本取引所が予定終了時より早く終了し、特定の評価時刻が通常取引セッションの実際の終了時刻の後である場合には、評価時刻は、当該実際の終了時刻とする。

「評価日」とは、

①当初日経平均株価の決定に関しては、当初日経平均株価決定日、②早期償還事由が発生しているか否かの決定に関しては、当該早期償還日の直前の早期償還評価日、また③満期償還額の決定に関しては、（ノックイン事由が発生した場合の最終日経平均株価については）最終評価日、及び（ノックイン事由の発生の有無については）観察期間中のあらゆる予定取引日をいう。

「ヘッジ障害」とは、

発行会社及び／又はそのいずれかの関連会社が、商業的に合理的な努力を尽くした上で、(A) 本社債に関する発行及び自身の債務の履行に係る価格リスクをヘッジするために発行会社が必要と判断する取引若しくは資産の取得、設定、再設定、代替、維持、解約若しくは処分を行うことができない場合、又は(B) かかる取引若しくは資産による利益を換価、回収若しくは送金することができない事態をいう。

「ヘッジ費用の増加」とは、

発行会社及び／又はそのいずれかの関連会社が(A) 本社債に関する発行及び自身の債務の履行に係る価格リスクをヘッジするために発行会社が必要と判断する取引若しくは資産の取得、設定、再設定、代替、維持、解約若しくは処分を行うため、又は(B) かかる取引若しくは資産による利益を換価、回収若しくは送金するために負担する税金、課徴金、費用又は料金（委託売買手数料を除く。）の金額が（本社債の

約定日（2013 年 5 月 7 日）において存在する状況と比較して）著しく増加することになる場合をいう。但し、発行会社の信用力の悪化のみを原因として生じた著しい費用の増加は、ヘッジ費用の増加とはみなされない。

「法の変更」とは、

本社債の約定日以降、①適用される法律若しくは規則（税法を含むがこれに限らない。）の採択若しくは公布若しくは変更により、又は②正当な管轄権を有する裁判所、法廷若しくは規制当局による適用される法律若しくは規則の公式又は非公式の解釈の公表、変更若しくは公示（税務当局が講じたあらゆる措置を含む。）により、発行会社が、その単独かつ絶対的な裁量にて（i）約定日においてヘッジ当事者が想定していた発行会社及び／若しくはその関連会社による本社債に関連するヘッジ・ポジションの保有、取得、取引、若しくは処分が、30 暦日以内（但し、満期日前とする。）に違法となるか、若しくは違法となることが相当程度見込まれるか、若しくは違法となったか、又は（ii）発行会社若しくはそのいずれかの関連会社が本社債に基づく自身の義務を履行する上で負担する費用が著しく増加することになる（租税債務の増加、税制上の優遇措置の減少、その他の当該会社の課税状況に対する不利な影響による場合を含むがこれらに限らない。）か、又は（iii）発行会社若しくはそのいずれかの関連会社が、約定日時点で本社債及び関連するヘッジ・ポジションに適用される規制上の資本の取扱いに比べて、本社債及び関連するヘッジ・ポジションに関して著しく不利な規制上の資本の取扱いの適用を受けると判断した場合をいう。疑義を避けるために付言すれば、前文における「適用される法律若しくは規則」には 2010 年ドッド・フランク・ウォールストリート改革及び消費者保護法、同法に基づき発布される規則及び規制、並びにそれらに類する法律又は規制（以下総称して「ウォールストリート関連法」という。）が含まれ、本書に記載の法の変更の影響は、かかる法、規則又は規制により生じる法の変更にもあてはまる。さらに、ウォールストリート関連法に関連して課される追加の資本費用又はその他の規制上の自己資本要件は、それが重大なものである場合、本定義の②（ii）における「本社債に基づく自身の義務を履行する上で負担する費用が著しく増加することになる」場合に該当する。

「本取引所」とは、

東京証券取引所若しくはその承継者、又は日経平均株価の構成銘柄の取引が臨時に場所を移して行われている代替の取引所若しくは相場表示システム（但し、計算代理人が、かかる臨時の代替取引所若しくは相場表示システムにおいて日経平均株価の構成銘柄に関して元の取引所における場合に匹敵する程の流動性がある旨決定することを条件とする。）をいう。

「予定終了時」とは、

本取引所又は関連取引所及び予定取引日に関し、当該予定取引日における当該本取引所又は関連取引所の週日の予定された終了時刻をいう。時間外又は通常取引セッション外の他の取引は考慮しない。

「予定取引日」とは、

本取引所及び各関連取引所がその通常取引セッションのために取引を行う予定の日をいう。但し、当該日前のいずれかの時点において、本取引所及び各関連取引所が当該日においてその通常取引セッションのために取引を行う予定であることが判明している場合、当該日は予定取引日となる。逆に、当該日前のいずれかの時点において、本取引所又は関連取引所が当該日においてその通常取引セッションのために取引を行う予定でないことが判明している場合、当該日は予定取引日とはならない。

課税上の取扱い

課税一般について

以下に記載された情報は、現在本社債について適用される税法及び慣行の完全な要約ではない。本社債に関する取引（購入、譲渡、償還、消却及び／又は行使を含む）、本社債に対する金利又はプレミアムの発生又は受領、受領可能資産の交付及び本社債の所持人の死亡は、潜在的な買主に税務上の影響を与える可能性がある。税務上の影響は、とりわけ潜在的な買主の税務上の居住地及び／又は地位によって異なりうる。それゆえ本社債の潜在的な買主は、本社債に関する取引により生ずる税務上の取扱い、又は買主が税務上居住者とされる、若しくは納税の義務を負っている法域における税法上の影響について、各自の税務顧問に助言を求めるべきである。とりわけ、関係課税当局が本社債に基づく支払をどのように特徴付けるかについては、いかなる表明もなされない。

本社債の買主及び／又は売主は、本社債の発行価格又は購入価格（異なる場合）に加えて、印紙税及びその他の税の支払を要求される可能性がある。

1. 英国の租税

以下は、英国の現行の税法及び英国歳入税関庁の公表済みの実務に基づく一般的な記載であり、英国の課税に関する特定の側面のみに関連して、発行会社が英国の現行の法律及び実務につき理解している事項を要約したものである。下記は、すべての事項を網羅したものではない。また、本社債の実質的所有者のみに関するものであり、特別規則の適用対象となる、特定のクラスの納税者（本社債の取引を業とする者、特定のプロ投資家及び発行会社又は保証会社と関係を有する者）に対しては適用されない。

本社債の保有者になろうとする者で、英国以外の法域で課税される可能性のある者又は課税状況について確信が持てない者は、各自で専門家の助言を受けるべきである。

(1) 本社債に対する利息の支払

(i) 発行会社による利息の支払

発行会社は、発行会社が 2007 年所得税法（以下「本件法」という。）の第 991 条に定義される銀行である限り、かつ、本社債に対する利息が本件法第 878 条に定義される通常の業務過程において支払われる限り、英国の租税に関して源泉徴収又は控除を行うことなく利息を支払うことができる。

(ii) 特定の本社債権者への利息の支払

本社債の利息は、その支払が行われる時点において発行会社が以下のいずれかに該当すると合理的に確信できる場合には、英国の租税に関して源泉徴収又は控除を行うことなくこれを支払うことができる。

(a) 本社債につき支払われる利息を実質的に受ける権利を有する者が、かかる利息の支払に関して英国法人税の課税対象となっていること。

(b) 支払が本件法第 936 条に記載の課税が免除される団体又は者の区分の一つに対してなされること。

但し、英国歳入税関庁が、（かかる利息の支払が、支払が行われる時点において「除外される支払」に該当しないと同庁が確信する合理的な根拠を有する場合において）税金を控除した上で利息を支払うよう指示した場合はこの限りではない。

(iii) その他の源泉徴収

その他の場合には、他の非課税若しくは免除規定を利用できる場合、又はかかる免除について適用される二重課税防止条約により英国歳入税関庁から別途の指示を受けた場合を除いて、基準税率により、本社債の利息の支払から英国の所得税に関して一定の額の源泉徴収を行うことを要する場合がある。

さらに、他の非課税若しくは免除規定を利用できる場合、又はかかる免除について適用される二重課税防止条約により英国歳入税関庁から別途の指示を受けた場合を除いて、英国の課税上、かかる支払が利息に該当しないものの、年次の支払又は（現物決済が可能な社債券の場合は）「マニュファクチャード・ペイメント」のいずれかに該当する場合には、基準税率により、本社債の支払から英国の所得税に関して一定の額の源泉徴収を行うことを要する場合がある。

(2) 報告要件

英国内の者で、個人である他者に利息を支払うか又はかかる他者に代わって利息を受領する者は、受取人又は利息を受領する権利を有する者の身元に関して英国歳入税関庁に一定の情報を提供することを要求される可能性がある。特定の状況においては、かかる情報が他国の税務当局との間で交換される場合がある。

上記の規定は、特定の状況においては、「割引率の高い有価証券」（2005 年所得税（取引その他の収入）法第 4 部第 8 章に定義される。）に該当する本社債の償還時に支払われるべき金額の支払にも適用される可能性がある。しかしながら、英国歳入税関庁の公表済みの実務によれば、かかる情報は、2011 年 4 月 5 日より前に支払われたかかる償還金額については必要とされないことになっている。

本社債の見込み所持人においては、貯蓄所得に対する課税に関する EU 指令に関する下記の開示も参照されたい。

貯蓄所得に対する課税に関する EU 指令

貯蓄所得に対する課税に関する欧州理事会指令（2003/48/EC）（以下「本件指令」という。）に基づき、EU の各加盟国は、その法域内の者から別の加盟国に居住する個人に対して行われた利息若しくはこれに類する所得の支払、又はその法域内の者が別の加盟国に居住する個人のために回収した支払について、その支払の詳細をかかる別の加盟国の税務当局に提供することを要求される。但し移行期間中は、オーストリア及びルクセンブルグは、（それぞれが別途の選択を行わない限り）この要件に代えて、かかる支払について時の経過に伴い 35%まで増加する率にて税額を差し引く源泉徴収制度を適用する。移行期間は、一定の非 EU 地域がかかる支払に関して情報の交換に同意した後、最初の 12 カ月間の会計年度が終了した時点で終了する予定である。

また、多数の非 EU 加盟国（スイスを含む。）及び特定の加盟国内の独立した地域又は特定の加盟国に係る地域が、その法域内の者から加盟国内の個人若しくは加盟国内の一定のその他の者に対して行われた支払、又はその法域内の者が加盟国内の個人若しくは加盟国内の一定のその他の者のために回収した支払に関して、同様の手法（情報の提供又は移行的な源泉徴収のいずれか）を採用している。さらに、加盟国は、かかる独立した地域又は関係する地域の一部との間で、加盟国内の者からかかる地域の一つに居住する個人に対して行われた支払、又は加盟国内の者がかかる地域の一つに居住する個人のために回収した支払に関して、情報の相互提供又は移行的な源泉徴収に関する取り決めを行った。

本社債の見込み所持人においては、欧州委員会が本件指令を改正する提案を公表済みである点に留意されたい。提案されている改正が実施された場合、とりわけ、本件指令の適用範囲が(i)EU加盟国に居住する個人を最終的な受益者とする一定の中間的組織（加盟国において設立された組織であるか否かを問わない。）を通じて行われた支払及び(ii)利息に類するより広範囲の所得、に拡大される可能性がある。

2. 日本国の租税

本社債に投資しようとする申込人は、各申込人の状況に応じて、本社債に投資することによるリスクや本社債に投資することが適当か否かについて各自の財務・税務顧問に相談する必要がある。

日本国の租税に関する現行法令（以下「日本の税法」という。）上、本社債は公社債として取り扱われるべきものと考えられるが、その取扱いが確定しているわけではない。仮に日本の税法上、本社債が公社債として取り扱われなかった場合には、本社債に対して投資した者に対する課税上の取扱いは、以下に述べるものと著しく異なる可能性がある。

さらに、日本の税法上、本社債のような支払が不確定である社債に関して、その取扱いを明確に規定したものはない。将来、日本の税務当局が支払が不確定である社債に関する取扱いを新たに取り決めたり、あるいは日本の税務当局が日本の税法について異なる解釈をした場合、本社債に対して投資した者の課税上の取扱いが、本書に述べるものと著しく異なる可能性がある。

以上を前提として、本社債の利息は、一般的に利息として取扱われるものと考えられる。日本国の居住者及び内国法人が支払を受ける本社債の利息は、それが国内における支払の取扱者を通じて支払われる場合には、日本の税法上源泉税を課される。居住者である個人においては、当該源泉税の徴収により課税関係は終了する。内国法人においては、当該利息は課税所得に含められ、日本国の所得に関する租税の課税対象となる。但し、当該法人は当該源泉税額を、一定の制限の下で、日本国の所得に関する租税から控除することができる。

本社債の満期償還により支払を受ける金額が本社債の取得価額を超える場合のその差額（償還差益）は、明確ではないが、所得が日本国の居住者である個人に帰属する場合は、雑所得として取り扱われ、総合課税の対象となると考えられる（所得税法第35条第1項、所得税基本通達35-1（3））。個人の総合課税の税率は超過累進税率となっている。また、本社債の満期償還により支払を受ける金額が本社債の取得価額に満たない場合のその差額（償還差損）は、課税上ないものとみなされることとなると思われる。償還差益が内国法人に帰属する場合は、原則として、当該償還差益は課税所得に含められ、日本国の所得に関する租税の課税対象となる。また、償還差損は、原則として、損金の額として日本国の所得に関する租税の課税所得の計算に算入される。

なお、本社債の譲渡により生ずる所得については、譲渡人が内国法人である場合は益金となるが、日本国の居住者である個人の場合には（一定の例外を除き）日本国の租税は課されない。

リスク要因及びその他の留意点

本社債への投資は、下記に要約された元本リスク及び信用リスク等の一定のリスクを伴う。本社債への投資を検討される方は、元本リスク及びその他の関連リスク等に関する事項に関する金融商品についての知識又は経験を有するべきである。投資を検討される方は、本社債のリスクを理解し、自己の個別的な財務状況、本書に記載される情報及び本社債に関する情報に照らし、本社債が投資に相応しいか否かを自己の顧問と慎重に検討された後に、投資判断を下すべきである。

下記に記載する若しくはその他の1つ又は複数の要因の変化によって、投資家の受け取る本社債の償還額又は売却時の手取金は、投資元本金額を下回る可能性がある。

元本リスク

本社債は、早期償還されず、所定の観察期間中において、日経平均株価終値が所定のノックイン判定水準と等しいか又はそれを下回った場合には、満期償還額が日経平均株価に連動するため、額面金額を下回る可能性がある。なお、満期償還額は額面金額を上回ることとはなく、キャピタルゲインを期待して投資すべきではない。

本社債の流通市場の不存在

本社債を途中売却するための流通市場が形成されると想定することはできず、流通市場が形成された場合でも、かかる流通市場に流動性があるという保証はない。発行会社、売出人及びそれらの関連会社は現在、本社債を流通市場に流通させることは意図していない。また、たとえ流動性があったとしても、本社債の所持人は、日経平均株価の水準、円金利市場及び発行会社の信用状況の変動等、数多くの要因により、満期日前に本社債を売却することにより大幅な損失を被る可能性がある。したがって、本社債に投資することを予定している投資家は、満期日まで本社債を保有する意図で、かつそれを実行できる場合にのみ、本社債に投資されたい。

早期償還リスク

本社債は、一定の条件が満たされた場合、いずれかの早期償還日に本社債の額面金額で償還されることがある。本社債が満期日より前に償還された場合、投資家は、当該償還の日（いずれも当日を含まない。）までの利息を受け取るが、当該償還の日から後のかかる早期償還がなされなければ受領するはずであった利息を受領することができなくなる。さらに、かかる償還額をその時点での一般実勢レートで再投資した場合に、投資家は、かかる早期償還がなされない場合に得られる本社債の利息と同等の利回りを得られない可能性がある。

投資利回りが同じ程度の期間を有する類似の社債の投資利回りより低くなるリスク（機会費用損失リスク）

本社債の満期日又は早期償還日までの利回りは、他の投資の利回りより低いことがありえる。また、仮に本社債と償還期限が同じで早期償還条項の適用のない、発行会社の類似の非劣後社債を投資家が購入した場合、本社債の利回りの方が低いこともありえる。貨幣の時間的価値という観点からみると、本社債に対する投資は、その機会費用に見合わないことがある。

信用リスク

本社債の価値は、発行会社の経営・財務状況の変化、並びに発行会社の信用に対する投資家一般の評価、及び格付機関による発行会社が発行する社債に対する信用格付けの実際の又は予想される動向などによって影響を受けることがある。さらに、発行会社の経営・財務状況及び発行会社が発行する社債に対する信用格付けに反映されることのある発行会社の信用状況における重大な変化が、本社債に関する支払を含め、発行会社の債務の支払能力に影響を及ぼすことがある。

本社債の価格に影響を与える市場活動

発行会社、売出人又はそれらの関連会社は、通常業務の一環として、ディーラーとして、また、顧客の代理人として、その業務遂行上あるいは発行会社の本社債にもとづく支払債務をヘッジする目的で、自己勘定で日経平均株価の各構成銘柄及び日経平均株価先物・オプションの売買を随時行うことがある。このような取引、ヘッジ活動及びヘッジの解消は、本社債の条件決定時、評価日における日経平均株価に影響し、結果的に本社債の所持人に不利な影響を及ぼす可能性がある。

中途売却価格に影響する要因

上記「本社債の流通市場の不存在」において記述したように、本社債の償還前の売却はできない場合がある。また、売却できる場合も、その価格は、次のような要因の影響を受ける。

本社債の満期償還額は本書記載の条件により決定されるが、満期償還日前の本社債の価格は、様々な要因に影響され、ある要因が他の要因を打ち消す場合も、あるいは相乗効果をもたらす場合もあり、複雑に影響する。以下に、他の要因が一定の場合に、ある要因だけが変動したと仮定した場合に予想される本社債の価格への影響を例示した。

① 日経平均株価

本社債の満期償還額は日経平均株価に連動あるいは変動し、かつ早期償還条項も日経平均株価の水準により決定される。一般的に、日経平均株価が上昇した場合の本社債の価格は上昇し、日経平均株価が下落した場合の本社債の価格は下落することが予想される。

② 日経平均株価の予想変動率

予想変動率とは、ある期間に予想される価格変動の幅と頻度を表わす。一般的に日経平均株価の予想変動率の上昇は本社債の価格を下げる方向に作用し、逆に予想変動率の下落は本社債の価格を上げる方向に作用する。但し、本社債の価格への影響は日経平均株価の水準や評価日までの期間などによって変動する。

③ 評価日又は満期までの残存期間

評価日の前後で本社債の価格が変動するケースが多いと考えられ、評価日に早期償還されないことが決定した場合は本社債の価格が下落する傾向があるものと予想される。但し、日経平均株価、円金利水準、日経平均株価の予想変動率によってはかかる傾向が変化するため、以上の傾向が逆転する可能性もある。

④ 配当利回りと保有コスト

一般的に、日経平均株価の構成銘柄の配当利回りの上昇、あるいは日経平均株価並びに日経平均株価先物の保有コストの下落は、本社債の価格を下落させる方向に作用し、逆に日経平均株価の構成銘柄の配当利回りの下落、あるいは日経平均株価並びに日経平均株価先物の保有コストの上昇は本社債の価格を上昇させる方向に作用すると予想される。

⑤ 金 利

円金利が下落すると本社債の価格が上昇し、円金利が上昇すると本社債の価格が下落する傾向があると予想されるが、日経平均株価、円金利水準、日経平均株価の予想変動率によってはかかる傾向が変化するため、以上の傾向が逆転する可能性もある。

⑥ 発行会社の格付け

一般的に発行会社の格上げが行われると本社債の価格は上昇し、格下げが行われると本社債の価格は下落すると予想される。

租 税

日本の税務当局は本社債についての日本の課税上の取扱いについて明確にしていない。

投資家は、上記のリスク要因の1つが及ぼす影響により、他の要因に帰すべき本社債の取引価値の変動が、一部又は全部相殺されることがあることを理解すべきである。

本社債の購入を検討中の投資家は、その個別の事情に本社債が適合するか否かを慎重に考慮した後に限り、投資の決定を行うべきである。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

該当なし。

第二部【公開買付けに関する情報】

該当なし。

第三部【参照情報】

第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 2011年度（自平成23年1月1日 至平成23年12月31日）
平成24年6月27日 EDINETにより関東財務局長に提出

2【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 2012年度中（自平成24年1月1日 至平成24年6月30日）
平成24年9月28日 半期報告書をEDINETにより関東財務局長に提出

3【臨時報告書】

- (1) 1の有価証券報告書提出後、企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の規定に基づく臨時報告書を平成24年7月5日に関東財務局長に提出
- (2) 1の有価証券報告書提出後、企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の規定に基づく臨時報告書を平成24年9月3日に関東財務局長に提出

4【外国会社報告書及びその補足書類】

該当なし。

5【外国会社四半期報告書及びその補足書類並びに外国会社半期報告書及びその補足書類】

該当なし。

6【外国会社臨時報告書】

該当なし。

7【訂正報告書】

該当なし。

第 2【参照書類の補完情報】

該当なし。

第 3【参照書類を縦覧に供している場所】

株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

第四部【保証会社等の情報】

該当なし。

「参照方式」の利用適格要件を満たしていることを示す書面

会社名 パークレイズ・バンク・ピーエルシー

代表者の役職氏名 グループ財務担当取締役 クリストファー・ルーカス

- 1 当社は1年間継続して有価証券報告書を提出しております。
- 2 当社は、本邦において本発行登録書の提出日（平成23年8月2日）以前5年間にその募集又は売出しに係る有価証券届出書又は発行登録追補書類を提出することにより発行し、又は交付された社債券の券面総額又は振替社債の総額が100億円以上であります。

（参考）

（平成21年7月14日（発行日）の募集）

パークレイズ・バンク・ピーエルシー第3回円貨社債(2009)

券面総額又は振替社債の総額 192億円

有価証券報告書に記載すべき事項に関し重要な事実が発生したことを示す書面

1 監督当局との和解に関する発表

パークレイズ・バンク・ピーエルシー、監督当局と和解

2012年6月27日に、パークレイズは、英金融サービス機構(FSA)、米商品先物取引委員会(CFTC)及び米司法省(DOJ)詐欺局(以上をまとめて「監督当局」とする)がパークレイズ及びその他の参加金融機関を対象に行った各種銀行間取引金利の設定に関する調査について、監督当局との和解案に合意したことを発表しました。

この解決は、銀行業界全体にわたる調査の一部であり、当調査は各通貨の指標となる銀行間取引金利の設定が対象となりました。本件の解決条件として、パークレイズは、FSAとの和解協定、DOJとの非訴追協定及びCFTCとの和解命令協定を締結、罰金総額2億9,000万ポンド(ポンド相当額)の支払いに同意しました。また、欧州銀行間取引金利(EURIBOR)を参照する金融商品については、独禁法違反の可能性に関連して米司法省反トラスト局から条件付で制裁措置の減免を受けております。

パークレイズは監督当局による当調査に対して全面的に協力しており、その質と内容、また解決に至った過去の問題点に対処すべく強化されたシステム及び管理体制は、監督当局から相応の評価を得ています。

パークレイズ・グループ最高責任者であるボブ・ダイヤモンドは次のようにコメントしています。

「この日解決に至った出来事は、パークレイズが事業を行う上で目指している基準に遠く及ばない、過去の行動に起因しています。パークレイズではこれらの問題を認識すると同時に、解決に向け迅速に行動を起こし、監督当局と広範囲にわたり積極的に協力してまいりました。私はパークレイズで強く受け継がれてきた振る舞い方や高い精神性といったグループの文化を何よりも大切にしています。一部従業員がグループの文化及び価値観に一致しない行動を取ったことを大変遺憾に思います。経営にあたる者の責任として、グループの財務担当取締役であるクリス・ルーカス、最高執行責任者であるジェリー・デル・ミシエ、コーポレート・アンド・インベストメント・バンキング部門最高責任者であるリッチ・リッチー及び私は本年の年間賞与を自主的に辞退する旨、取締役会と同意いたしました」。

パークレイズ・グループ会長を務めるマーカス・アギウスは次のように述べています。

「グループ取締役会では本日の発表に関わる問題を極めて深刻に受け止め、まことに遺憾であると考えています。監督当局にも認めて頂いたとおり、グループでは本件が発覚して以降、経営陣主導の下、監督当局の調査に全面的に協力してまいりました。また、問題点の是正のために迅速かつ断固たる行動を取ってまいりました。取締役会では、ボブ・ダイヤモンド、クリス・ルーカス、ジェリー・デル・ミシエ、リッチ・リッチー各氏がパークレイズ首脳陣としての共同責任を認め、範を示したと受けとめています」。

2 仮年次決算

パークレイズ・バンク・ピーエルシーは2013年2月12日に仮年次決算を発表しました。

以下はその抄訳です。

作成の基礎

パークレイズ・バンク・ピーエルシーはパークレイズ・ピーエルシーの完全所有子会社であり、パークレイズ・ピーエルシーは当グループの最終的な親会社です。パークレイズ・バンク・ピーエルシーとパークレイズ・ピーエルシーの連結財務書類は、ほぼ同じであり、国際財務報告基準（以下「IFRS」という。）に準拠した主な相違点は、以下の通りです。

- ・パークレイズ・バンク・ピーエルシーが発行した優先株式は、パークレイズ・バンク・ピーエルシーの株式資本及び株式払込剰余金に含まれていますが、パークレイズ・ピーエルシーの非支配持分を表しています。
- ・パークレイズ・バンク・ピーエルシーが発行した特定のキャピタル・ノートは、パークレイズ・バンク・ピーエルシーのその他の株主資本に含まれていますが、パークレイズ・ピーエルシーの非支配持分を表しています。
- ・コンティンジェント・キャピタル・ノート（以下「CCN」という。）の帳簿価額は、パークレイズ・ピーエルシーの連結財務書類上よりも、当該ノートを発行したパークレイズ・バンク・ピーエルシーの貸借対照表において高くなっています。これは、それぞれの契約上の権利及び義務が異なるためです。パークレイズ・ピーエルシーの連結財務書類において、CCNは、連結上のCET 1比率が7%を下回る場合に消却される負債です。パークレイズ・バンク・ピーエルシーはCCNを消却する能力を有しておらず、所有権が保有者からパークレイズ・ピーエルシーに自動的に法的移転されるため、クーポンは、自動移転という特徴のない負債に適切な市場レートを上回っています。これにより、パークレイズ・バンク・ピーエルシーにおいては、額面を上回るCCNの当初公正価値が認識されます。当初公正価値と額面の差額は、当該ノートの予想される満期までの期間にわたって償却されます。連結財務書類において、パークレイズ・ピーエルシーは当該ノートを額面で認識します。
- ・従業員株式制度のため及びトレーディング目的で保有するパークレイズ・ピーエルシー株式は、パークレイズ・バンク・ピーエルシーにおいて、それぞれ売却可能投資及びトレーディング・ポートフォリオ資産として認識されます。パークレイズ・ピーエルシーにおいては、株主資本から自己株式を控除しています。

2012年12月31日終了事業年度のパークレイズ・ピーエルシー決算報告書には、より広範囲にわたる開示が含まれており、リスク・エクスポージャーや業績についても含まれていますが、これらの内容はパークレイズ・バンク・ピーエルシーのものとほぼ同じです。

会計方針

当グループは、2011年度年次報告書に用いられた会計方針を引き続き適用しています。

2012年1月1日より適用が要求されている、IFRSの修正が多数公表されています。これらの修正により、当グループの会計方針に生じた変更はありません。

継続企業の前提

当グループの事業活動及び財政状態、将来の発展及び業績に影響を及ぼす可能性の高い要因、グル

ープがさらされている金融リスクを管理する目的及び方針、並びに資本に関しては、バークレイズ・ピーエルシー決算報告書の「事業別業績」、「業績管理」、「リスク管理」及び「資本」セクションで論じられています。

取締役は、予見できる将来において、当グループが事業を継続するにあたり十分な資金源を有していることを確認しています。このため、財務書類の作成に「継続企業」の前提を引き続き適用しています。

要約連結財務書類

要約連結損益計算書

継続事業	注記 ¹	2012年12月31日 終了事業年度 百万ポンド	2011年12月31日 終了事業年度 百万ポンド
利息収入純額		11,635	12,196
手数料収入純額		8,582	8,622
トレーディング収益純額		3,028	7,738
投資収益純額		663	2,322
保険契約に基づく保険料収入純額		896	1,076
ブラックロック社に対する投資の売却純利益		227	-
その他の収益		108	1,169
収益合計		25,139	33,123
保険契約に基づく保険金及び給付金純額		(600)	(741)
保険金控除後の収益合計		24,539	32,382
信用に関する減損費用及びその他の引当金繰入額		(3,596)	(3,802)
ブラックロック社に対する投資に係る減損		-	(1,800)
営業収益純額		20,943	26,780
人件費		(10,447)	(11,407)
一般管理費		(6,638)	(6,351)
有形固定資産減価償却費		(669)	(673)
無形資産償却費		(435)	(419)
英国銀行税		(345)	(325)
営業費用(のれんの減損、並びに支払保障保険及び金利ヘッジ商品に関する補償引当金を除く)		(18,534)	(19,175)
のれんの減損		-	(597)
支払保障保険に関する補償引当金		(1,600)	(1,000)
金利ヘッジ商品に関する補償引当金		(850)	-
営業費用		(20,984)	(20,772)
事業売却益/(損)、並びに関連会社及び合併企業の損益に対する持分		140	(34)
税引前利益		99	5,974
税金		(483)	(1,928)
税引後(損失)/利益		(384)	4,046
以下に帰属するもの：			
親会社の株主		(723)	3,616
非支配持分	1	339	430
税引後(損失)/利益		(384)	4,046

1 バークレイズ・バンク・ピーエルシーに固有の注記は原文7ページ、バークレイズ・ピーエルシーにも関連する注記はバークレイズ・ピーエルシー決算報告書の原文84ページから100ページをご参照ください。

要約連結包括利益計算書

	2012年12月31日 終了事業年度 百万ポンド	2011年12月31日 終了事業年度 百万ポンド
税引後(損失)/利益	(384)	4,046
損益に振替えられる可能性のあるその他の包括利益：		
為替換算差額	(1,578)	(1,607)
売却可能金融資産	700	1,212
キャッシュフロー・ヘッジ	662	1,263
その他	95	(74)
当期その他の包括利益	(121)	794
当期包括利益合計	(505)	4,840
以下に帰属するもの：		
親会社の株主	(635)	5,041
非支配持分	130	(201)
当期包括利益合計	(505)	4,840

要約連結貸借対照表

		2012年12月31日	2011年12月31日
		現在	現在
資産	注記 ¹	百万ポンド	百万ポンド
現金及び中央銀行預け金		86,175	106,894
他銀行から取立中の項目		1,456	1,812
トレーディング・ポートフォリオ資産		145,030	152,183
公正価値で測定すると指定された金融資産		46,061	36,949
デリバティブ		469,146	538,964
銀行に対する貸付金		40,898	46,792
顧客に対する貸付金		425,729	431,934
リバース・レボ取引及びその他類似の担保付貸付		176,956	153,665
売却可能金融投資		75,133	69,023
未収還付税及び繰延税金資産		3,264	3,384
前払金、未収収益及びその他の資産		4,357	4,560
関連会社及び合併企業に対する投資		570	427
のれん及び無形資産		7,915	7,846
有形固定資産		5,754	7,166
退職給付資産		2,303	1,803
資産合計		1,490,747	1,563,402
負債			
銀行預り金		77,010	91,116
他銀行への未決済項目		1,573	969
顧客預り金		385,796	366,045
レボ取引及びその他類似の担保付借入		217,342	207,292
トレーディング・ポートフォリオ負債		44,794	45,887
公正価値で測定すると指定された金融負債		78,280	87,997
デリバティブ		462,468	527,798
発行債券		119,581	129,736
未払金、繰延収益及びその他の負債		12,232	12,580
未払税金及び繰延税金負債		1,336	2,092
劣後負債		24,422	24,870
引当金		2,766	1,529
退職給付債務		253	321
負債合計		1,427,853	1,498,232
株主資本			
非支配持分を除く株主資本		60,038	62,078
非支配持分	1	2,856	3,092
株主資本合計		62,894	65,170
負債及び株主資本合計		1,490,747	1,563,402

1 パークレイズ・バンク・ピーエルシーに固有の注記は原文7ページ、パークレイズ・ピーエルシーにも関連する注記はパークレイズ・ピーエルシー決算報告書の原文84ページから100ページをご参照ください。

要約連結株主資本変動表

	払込済株式資本及び株式払込剰余金 ¹ 百万ポンド	その他の剰余金 百万ポンド	利益剰余金 百万ポンド	合計 百万ポンド	非支配持分 ¹ 百万ポンド	株主資本合計 百万ポンド
2012年1月1日現在残高	14,494	3,308	44,276	62,078	3,092	65,170
税引後(損失)/利益	-	-	(723)	(723)	339	(384)
その他の包括利益(税引後)：						
為替換算の変動	-	(1,319)	-	(1,319)	(259)	(1,578)
売却可能投資	-	656	-	656	44	700
キャッシュフロー・ヘッジ	-	657	-	657	5	662
その他	-	1	93	94	1	95
当期包括利益合計	-	(5)	(630)	(635)	130	(505)
持分決済型株式制度	-	-	717	717	-	717
株式報酬制度に基づき権利確定した パークレイズ・ピーエルシー株式	-	-	(946)	(946)	-	(946)
普通株式配当金 ¹	-	-	(696)	(696)	(229)	(925)
優先株式及びその他の株主資本に係る 配当金	-	-	(465)	(465)	-	(465)
その他の剰余金の変動	-	(4)	(11)	(15)	(137)	(152)
2012年12月31日現在残高	14,494	3,299	42,245	60,038	2,856	62,894
2011年1月1日現在残高	14,494	3,230	41,450	59,174	3,467	62,641
税引後利益	-	-	3,616	3,616	430	4,046
その他の包括利益(税引後)：						
為替換算の変動	-	(1,009)	-	(1,009)	(598)	(1,607)
売却可能投資	-	1,218	-	1,218	(6)	1,212
キャッシュフロー・ヘッジ	-	1,290	-	1,290	(27)	1,263
その他	-	18	(92)	(74)	-	(74)
当期包括利益合計	-	1,517	3,524	5,041	(201)	4,840
持分決済型株式制度	-	-	838	838	-	838
株式報酬制度に基づき権利確定した パークレイズ・ピーエルシー株式	-	-	(499)	(499)	-	(499)
普通株式配当金	-	-	(643)	(643)	(188)	(831)
優先株式及びその他の株主資本に係る 配当金	-	-	(539)	(539)	-	(539)
資本準備商品の償還	-	(1,415)	-	(1,415)	-	(1,415)
その他の剰余金の変動	-	(24)	145	121	14	135
2011年12月31日現在残高	14,494	3,308	44,276	62,078	3,092	65,170

1 株式資本及び非支配持分の詳細については原文7ページに記載されています。

要約連結キャッシュフロー計算書

継続事業	2012年12月31日 終了事業年度 百万ポンド	2011年12月31日 終了事業年度 百万ポンド
税引前利益	99	5,974
非現金項目の調整	12,266	7,280
営業資産及び負債の変動	(25,863)	17,300
法人税等支払額	(1,516)	(1,686)
営業活動からのキャッシュ純額	(15,014)	28,868
投資活動からのキャッシュ純額	(6,720)	(1,912)
財務活動からのキャッシュ純額	(1,923)	(5,750)
現金及び現金同等物に係る為替レートの影響	(4,109)	(2,933)
現金及び現金同等物の純(減少)/増加額	(27,766)	18,273
現金及び現金同等物 期首現在	149,673	131,400
現金及び現金同等物 期末現在	121,907	149,673

注記

1 非支配持分

	非支配持分に帰属する利益		非支配持分に帰属する株主資本	
	2012年12月31日 終了事業年度	2011年12月31日 終了事業年度	2012年12月31日 終了事業年度	2011年12月31日 終了事業年度
	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド
アブサ・グループ・リミテッド	304	401	2,737	2,861
その他の非支配持分	35	29	119	231
合計	339	430	2,856	3,092

非支配持分に帰属するアブサ・グループ・リミテッドの株主資本が27億3,700万ポンド（2011年：28億6,100万ポンド）に減少しましたが、これは主に、英ポンドに対するアフリカ各国通貨の下落2億4,700万ポンド及び配当金支払額1億9,400万ポンドに起因しており、留保利益3億400万ポンドと相殺されました。

2 普通株式配当金

	2012年12月31日 終了事業年度	2011年12月31日 終了事業年度
	百万ポンド	百万ポンド
期中に支払われた配当金		
期中に支払われた最終配当金	344	288
期中に支払われた中間配当金	352	355
合計	696	643

普通株式配当金は、バークレイズ・ピーエルシーがその株主に支払う配当金の資金源として支払われました。

3 株式資本

普通株式

2012年12月31日現在、バークレイズ・バンク・ピーエルシーの発行済普通株式資本は、1株1ポンドの普通株式23億4,200万株（2011年：23億4,200万株）で構成されていました。

優先株式

2012年12月31日現在、バークレイズ・バンク・ピーエルシーの発行済優先株式資本は、1株1ポンドのポンド建優先株式1,000株（2011年：1,000株）、1株100ユーロのユーロ建優先株式240,000株（2011年：240,000株）、1株100ポンドのポンド建優先株式75,000株（2011年：75,000株）、1株100米ドルの米ドル建優先株式100,000株（2011年：100,000株）、及び1株0.25米ドルの米ドル建優先株式2億3,700万株（2011年：2億3,700万株）で構成されていました。

【補足情報】

パークレイズ・ピーエルシー年次決算（2013 年 2 月 12 日発表）（抄訳）

業績ハイライト

「2012 年がパークレイズ、そして銀行業界全体にとって困難な年であったことは間違いありません。昨年大きなニュースとなった不祥事は、銀行業界が過剰なまでに積極的になり、短期的な業績を重視し過ぎ、業界のあり方がお客様、そして社会全体のニーズから余りに隔絶したものになっていた 20 年間に原因がありました。パークレイズもこうした業界の流れの影響と無縁ではありませんでした。その結果、2012 年には当グループに寄せられた信頼を損なうことになりました。銀行業界、パークレイズともに変化が求められています。

私がグループ最高責任者に就任して以降の 5 ヶ月間とパークレイズに課された変革について振り返りますと、当グループには掘って立つことのできる強固な基盤が整っていることに心強さを覚えます。厳しい経済環境が長引く中にあっても、パークレイズは好調な業績を維持してまいりました。2012 年度決算は当グループの事業面における強い勢いを明確に示すものとなっております。営業基盤は引き続き堅固で優位を維持しており、事実、当グループの業界における地位は 2012 年を通して多くの事業で改善いたしました。パークレイズで働く一人一人が平常心を失うことなく、課された責務をお客様のために果たすことに専念し続けたことに誇りを感じております。また、これまでの関係が揺らいでもおかしくはない状況にあっても、お客様がパークレイズとの関係を保ってくださったことにも感謝しております。

経営陣はパークレイズの市場での地位を見直し、2012 年パークレイズに影響を与えた重大な問題行為を考慮し、本年の全体のインセンティブ報酬額を大幅に削減しました、昨年お約束したとおり、人件費比率の引き下げに着手し、グループ全体の純収益に対する人件費の比率を 38% (2011 年: 42%) に引き下げました。これは、進歩ではありますが、目標達成したわけではありません。中期的には 30% 台半ばというのが持続可能な水準であり、株主に多くの収入を配分する一方、業績をベースに競争力のある給与を支払うということが叶うと考えております。

併せて、財務面の改善をさらに推し進める必要があることは言うまでもありません。株主資本利益率は前年度比で改善いたしました。まだ十分な水準には達していません。しかしながら、利益と価値観重視のビジネスは常に二者択一の関係にあるという考え方は間違っております。価値観重視のビジネスを行うことによってのみ、パークレイズは有益な企業になります。私の指揮の下、パークレイズは「人々が目標を達成するために—正しい方法によって—お手伝いをする」という共通の目的を持って連携することで、当グループの全てのステークホルダーにとって有益で持続可能な金融機関になることを目指していく所存です。これは、尊敬すること、誠実であること、奉仕すること、卓越していること、管理責任を果たすことという 5 つの中心となる価値観を深く根付かせることで達成されるものです。このような文化を築き上げることによって、パークレイズが全てのステークホルダーに「選ばれる銀行 (Go-To Bank)」銀行になると私は確信しております。

グループ最高責任者 アントニー・ジェンキンス

- 2012 年の調整後税引前利益はコーポレート・アンド・インベストメント・バンキングが 46% 増、ウェルス・アンド・インベストメント・マネジメントが 52% 増となり、全体では 26% 増の 70 億 4,800 万ポンドとなりました。
- 法定税引前利益は、当グループ自身の信用度に関連する費用 45 億 7,900 万ポンド (2011 年: 27 億 800 万ポンドの利益)、ブラックロック社に対する投資の売却益 2 億 2,700 万ポンド (2011 年: 18 億 5,800 万ポンドの減損/損失)、支払保障保険 (PPI) に係る補償引当金 16 億ポンド (2011 年: 10 億ポンド)、金利ヘッジ商品に係る補償引当金 8 億 5,000 万ポンド (2011 年: ゼロポンド) を含め、2 億 4,600 万ポンドに減少しました (2011 年: 58 億 7,900 万ポンド)。
- インベストメント・バンク部門の税引前利益は 13% の増収と営業費用の減少を受けて 37% 増加し、40 億 6,300 万ポンドとなりました。2012 年第 4 四半期のインベストメント・バンク部門収益は前年同期比 43% 増、前期比 2% 減の 25 億 9,300 万ポンドとなりました。
- 調整後平均株主資本利益率は 7.8% に上昇し (2011 年: 6.6%)、大半の事業で改善いたしました。法定平均株主資本利益率は -1.9% でした (2011 年: 5.8%)。
- 調整後収益は、厳しい経済情勢、低金利環境の持続、2011 年のヘッジ商品の売却益 10 億 6,100 万ポンドが当期には発生しなかったにもかかわらず、2% 増加し、290 億 4,300 万ポンドになりました。
- 信用に関する減損費用は 5% 減少し、35 億 9,600 万ポンドになりました。インベストメント・バンク、アフリカ RBB (リテール・アンド・ビジネスバンキング)、欧州 RBB の費用の増加によって一部相殺されたものの、パークレイカード、コーポレート・バンキング、英国 RBB における改善を主に反映したものです。
- 調整後営業費用は、パフォーマンス・コスト以外の費用が 3% 減少し 161 億 1,400 万ポンド、パフォーマンス・コストが 4% 減少し 24 億 2,500 万ポンドとなったのを受け、3% 減少し、185 億 3,900 万ポンドとなりました。インセンティブ報酬総額はグループ全体で 16% 減少し、インベストメント・バンクでは 20% 減少しました。インベストメント・バンクにおける収益に対する人件費の比率は 39% に低下しました (2011 年: 47%)。
- コア Tier 1 比率は 10.9% と高水準を維持しました (2011 年: 11.0%)。リスク調整後資産は 1% 減少し、3,870 億ポンドになりました。
- 当グループは引き続き有担保及び無担保のターム・ファンディング市場で資金調達しており、2012 年にはイングランド銀行の「資金調達支援スキーム (Funding for Lending Scheme)」の利用による 60 億ポンドを含め、280 億ポンドのターム・ファンディングを実施しました。2012 年第 4 四半期には 30 億ドルの Tier2 コンティンジェント・キャピタル・ノート (CCN: Contingent Capital Notes) を発行し、市場で良好な需要を集めました。
- 英国の世帯及び企業に総額 440 億ポンド (2011 年: 450 億ポンド) の新規融資を行いました。

業績ハイライト

当グループの業績

	調整後			法定		
	2012 年 12 月 31 日に終了 した 12 ヶ月間	2011 年 12 月 31 日に終了 した 12 ヶ月間	増減率 (%)	2012 年 12 月 31 日に終了し た 12 ヶ月間	2011 年 12 月 31 日に終了し た 12 ヶ月間	増減率 (%)
	(百万ポンド)	(百万ポンド)		(百万ポンド)	(百万ポンド)	
保険金控除後の収益合計	29,043	28,512	2	24,691	32,292	(24)
信用に係る減損費用及びその他の引当金繰入額	(3,596)	(3,802)	(5)	(3,596)	(5,602)	(36)
営業収益純額	25,447	24,710	3	21,095	26,690	(21)
営業費用	(18,539)	(19,180)	(3)	(20,989)	(20,777)	1
その他の収益／(費用)純額	140	60		140	(34)	
税引前利益	7,048	5,590	26	246	5,879	
税引後利益／(損失)	5,023	4,265	18	(236)	3,951	

パフォーマンス指標

平均株主資本利益率	7.8%	6.6%	(1.9%)	5.8%
平均有形株主資本利益率	9.1%	7.9%	(2.2%)	6.9%
平均リスク調整後資産利益率	1.3%	1.1%	(0.1%)	1.0%
収益に対する費用の比率	64%	67%	85%	64%
営業収益純額に対する人件費の比率	38%	42%	46%	39%
貸倒率 (bps)	75	77	75	77
基本的 1 株当たり利益／(損失)	34.5p	27.7p	(8.5p)	25.1p
1 株当たり配当金	6.5p	6.0p	6.5p	6.0p

資本及び貸借対照表

コア Tier1 比率	10.9%	11.0%
リスク調整後資産	3,870 億ポンド	3,910 億ポンド
調整後グロス・レバレッジ	19x	20x
グループ余剰流動性	1,500 億ポンド	1,520 億ポンド
1 株当たり純資産価額	438p	456p
1 株当たり正味有形資産価額	373p	391p
預貸率	110%	118%

調整後利益の分析

調整後税引前利益	7,048	5,590
当グループ自身の信用度の変動	(4,579)	2,708
債務の買戻しに係る利益	-	1,130
ブラックロック社への投資の売却及び評価に係る利益／(損失)	227	(1,858)
支払保障 (PPI) 保険に係る補償引当金	(1,600)	(1,000)
金利ヘッジ商品に係る補償引当金	(850)	-
のれんの減損	-	(597)
買収及び売却に係る損失	-	(94)
法定税引前利益	246	5,879

部門別税引前利益／(損失)

	調整後			法定		
	2012 年 12 月 31 日に終了 した 12 ヶ月間	2011 年 12 月 31 日に終了 した 12 ヶ月間	増減率 (%)	2012 年 12 月 31 日に終了し た 12 ヶ月間	2011 年 12 月 31 日に終了し た 12 ヶ月間	増減率 (%)
	(百万ポンド)	(百万ポンド)		(百万ポンド)	(百万ポンド)	
英国	1,472	1,420	4	292	1,020	(71)
欧州	(239)	(234)	2	(239)	(661)	(64)
アフリカ	468	830	(44)	468	832	(44)
パークレイカード	1,506	1,208	25	1,086	561	
リテール・アンド・ビジネス・バンキング (RBB)	3,207	3,224	(1)	1,607	1,752	(8)
インベストメント・バンク	4,063	2,965	37	4,063	2,965	37
コーポレート・バンキング	551	204		(299)	8	
コーポレート・アンド・インベストメント・バンキング	4,614	3,169	46	3,764	2,973	27
ウェルス・アンド・インベストメント・マネジメント	315	207	52	315	207	52
本社及びその他事業	(1,088)	(1,010)	8	(5,440)	947	
税引前利益合計	7,048	5,590	26	246	5,879	

グループ最高責任者によるご挨拶

2012 年はパークレイズにとって困難な年になりました。6 月、当グループはロンドン銀行間取引金利 (LIBOR) と欧州銀行間取引金利 (EURIBOR) 操作問題に関連し、様々な規制当局と和解に達しました。様々なステークホルダーの皆様の信用を取り戻し、当グループへの信頼を回復させるには、事業のあり方を変える必要があることは十分認識しております。これは時間のかかる取り組みになるでしょう。しかし、全力を挙げてパークレイズの変革を推し進めていく所存です。

当グループは「選ばれる銀行 (Go-to Bank)」になることを目標といたしました。パークレイズが関わる全ての方々から自然に選ばれる銀行になることを目指します。パークレイズが何を達成し (パフォーマンス)、それをどのように達成しているのか (価値観) に基づき、人々が合理的かつ心情的、双方の観点からパークレイズを選んでくださることを望んでおります。

私は昨秋、「選ばれる銀行 (Go-to Bank)」になるための道筋となるプログラムを考案いたしました。「TRANSFORM」と名付けたこのプログラムはそれぞれ異なる目標を持つ以下の 3 つの取り組みを柱に構成されています。

- 1) 体制の立て直し: 短期的なビジネスの勢いを維持しつつ、来たる変化に備えるため、組織を安定させる。
- 2) 適正水準の業績の達成: 株主資本コストを上回る株主資本利益率を達成するための計画の策定と実行を通して事業の収益性を改善する。
- 3) 成長の維持: パークレイズのステークホルダーであるお客様、従業員、投資家、社会の全てから「選ばれる銀行 (Go-to Bank)」になる。

この 5 ヶ月間、様々なステークホルダーの方々に積極的に接して意見を詳しく聞き、各ステークホルダーのニーズに応えつつ、これら 3 つの目標を達成するためのしっかりとした計画を策定しました。こうした作業を経て、この先取り組むべき課題の大きさについて深く認識するに至りました。

私がグループ最高責任者就任後に注力したのは組織を安定させ、ビジネスの勢いを持続させることでした。当グループで働く一人一人がこの難題に立ち向かった結果、2012 年の調整後税引前利益は 2011 年と比べて 70 億ポンド、26%増加しました。これは 2012 年の大半を通じて当グループが置かれていた環境を踏まえれば、良好な業績です。法定税引前利益は、主に、当グループ自身の信用度に関連する費用 46 億ポンド、支払保障保険 (PPI) に係る補償引当金 16 億ポンド、金利ヘッジ商品に係る補償引当金 8 億 5,000 万ポンドがあったことから 2 億 4,600 万ポンドになりました。

経済や市場を取り巻く困難な環境が続いているにもかかわらず、調整後収益は 290 億ポンドと 2%増加し、減損費用は 36 億ポンドと 5%減少しました。また、調整後営業費用を 3%減少させ、185 億ポンドとすることができ、収益に対する費用の調整後比率は 64%に改善いたしました。2012 年は好業績を上げることができましたが、昨年、株主の皆様にお約束したとおり、インセンティブ報酬を 16%削減いたしました。その結果、グループ全体の純利益に対する人件費の比率は 38% (2011 年: 42%) に低下し、インベストメント・バンク部門における収益に対する人件費の比率は 39% (2011 年: 47%) に低下しました。

「資金調達支援スキーム (Funding for Lending Scheme)」を通じた推計 57 億ポンドの新規融資純額 (イングランド銀行確認前の数字) を含め、英国の世帯及び企業に総額 440 億ポンドの新規融資を行いました。パークレイズは 2012 年第 3 四半期¹に国家融資保証スキーム (National Loan Guarantee Scheme) 及び資金調達支援スキームを通じて英国の世帯と企業に最も多くの融資を行い、第 4 四半期は特に個人及び世帯に多くの融資を行いました。また、インベストメント・バンクは世界で企業及び政府による 8,300 億ポンド以上の資金調達に携わり、資金提供額は世界第 4 位となりました。

パークレイズには優れた業績を上げつつ、社会の広範なニーズに応えるために貢献してきたという素晴らしい伝統があります。英国におけるこうした実績は 2012 年も途絶えることはありませんでした。パークレイズが受け入れてきた実習生の数は今年 1 月、500 人に達しました。今年半ばまでに 1,000 人の実習生受け入れを目指す計画は達成に向けて順調に進展しています。また、ユニセフと国際的な協力活動を延長することとし、新興国の恵まれない状況にある若年層の技能習得と就職を支援する活動の継続のために、3 年間で 500 万ポンドの追加拠出を行うことを決定しました。2012 年には 6 万 8,000 人近いパークレイズ従業員がボランティア活動や募金に参加し、当グループは世界各地の地域社会プログラムに総額 6,400 万ポンドを出資しました。

規制当局と政府が強靱な銀行システムの維持を望むのは当然のことです。パークレイズは破綻処理・再建計画を導入する作業に引き続き最前線で取り組んでおります。当グループのコア Tier1 比率は 10.9%と高水準を維持しました。リスク調整後資産は 3,870 億ポンドに減少し、1,500 億ポンドの余剰流動性を維持しました。また、11 月には 30 億ドルのコンティンジェント・キャピタル・ノートを市場で発行し、パークレイズの財務は健全という市場の見方を裏付けることができました。

調整後株主資本利益率は大半の部門で改善し、全体で 6.6%から 7.8%に上昇しました。しかしながら、株主資本利益が安定的に株主資本コストを上回り続けるようにするために、なすべきことがまだ多くあります。

パークレイズは、難しい問題に直面しながらも、好調な業績を上げ、2012 年は 6.5 ペンスの年間配当金を支払うことができました。

¹ 2012 年 12 月のイングランド銀行発表による 2012 年第 3 四半期の累計正味株式貸付 <http://www.bankofengland.co.uk/markets/Pages/FLS/data.aspx>.

グループ最高責任者によるご挨拶

2012 年のパークレイズの業績に誇りと安心感を覚える一方で、当グループは今後一層の期待に応えることが求められ、特に株主が受け取るリターンを十分な水準まで高めなければならないことを私は理解しております。TRANSFORM プログラムに沿って策定した当グループの今後の計画の重要なポイントについては、今朝発表した別の資料でご説明しています。これらの計画は、中期的に株主資本利益率を大幅に改善させ、それと同時に配当性向を大きく高めるという当グループの方針を明確にしています。

しかし、今後はパークレイズが何を行うかと全く同じように、どのようにしてそれを行うかが重要な要素となります。今年 1 月、当グループはパークレイズの新たな目的と価値観に関する一連の規程を策定しました。これらは全ての部門に適用され、グループの全ての従業員と業績はこれらの規程に沿って評価され、報酬が決定されることになります。

当グループの目的は単純です。それは、人々が目標を実現できるよう正しい方法で手助けをするということです。

当グループの価値観は単純に見えますが、従業員一人一人に期待される行動に深い意味を持たせるものです。具体的に求められることとしては、尊敬すること、誠実であること、奉仕すること、卓越していること、管理責任を果たすことが挙げられます。

これらの目的と価値観に反した方法で利益を追求することは認められません。私は価値観重視のビジネスを行うことによってのみ、パークレイズは有益な企業になると考えております。ステークホルダーから信頼を得て、ビジネスの相手に選んでいただくためには、パークレイズは最高水準の基準に従って業務を行わねばなりません。当グループの長期的な業績はそこにかかっています。

当グループが多くのことをなさねばならないこと、そして、評価は言葉ではなく、行動によって下されることを十分認識しております。私達は、お客様、投資家、社会から「選ばれる銀行 (Go-to Bank)」になるよう全力を挙げて取り組んでいく所存です。

グループ最高責任者 アントニー・ジェンキンス

損益計算書

- 2012 年の当グループの調整後税引前利益は 70 億 4,800 万ポンドと前年度比で 26%増加しました。調整後損益では、より一貫性を持った前年業績との比較が可能です。
- 法定税引前利益は、当グループ自身の信用度に関連する費用 45 億 7,900 万ポンド(2011 年:27 億 800 万ポンドの利益)、ブラックロック社への投資の売却益 2 億 2,700 万ポンド(2011 年:18 億 5,800 万ポンドの減損／損失)、支払保障保険(PPI)の補償引当金 16 億ポンド(2011 年:10 億ポンド)及び金利ヘッジ商品に係る補償引当金 8 億 5,000 万ポンド(2011 年:ゼロポンド)を含め、2 億 4,600 万ポンドに減少しました(2011 年:58 億 7,900 万ポンド)。
- 調整後平均株主資本利益率は 7.8%に上昇し(2011 年:6.6%)、英国 RBB、パークレイカード、インベストメント・バンク、コーポレート・バンキング、ウェルス・アンド・インベストメント・マネジメントの各部門で大幅な改善がみられました。
- 調整後収益は、2011 年のヘッジ商品の売却益 10 億 6,100 万ポンドが当期には発生しなかったことに加え、経済情勢が厳しく、低金利環境が持続したにもかかわらず、290 億 4,300 万ポンドと 2%増加しました。
 - 利息収入純額合計は 116 億 3,900 万ポンドと 5%減少しました。リテール・アンド・ビジネス・バンキング、コーポレート・バンキング、ウェルス・アンド・インベストメント・マネジメントの顧客利息収入純額は 98 億 1,600 万ポンドと安定的に推移しました。一方、これらの事業の純資金利ざやは 185 ベーシス・ポイントと 18 ベーシス・ポイント低下しました。これは主に 2011 年のヘッジ商品の売却益が当期には発生しなかったことによります。
 - インベストメント・バンクの収益合計は 117 億 2,200 万ポンドと 13%増加しました。これは債券・通貨・コモディティ(FICC)、株式及びプライム・サービス、インベストメント・バンクの各事業、特に米州での増収によるものです。
- 信用に関する減損費用は 35 億 9,600 万ポンドと 5%減少しました。これはパークレイカード、コーポレート・バンキング及び英国 RBB の改善を主に反映したもので、インベストメント・バンク、アフリカ RBB 及び欧州 RBB における減損費用の増加によって一部相殺されました。
 - 年率換算した貸倒率は 75 ベーシス・ポイントに低下しました(2011 年:77 ベーシス・ポイント)。これは貸付金の減損費用が 6%減少、特にインベストメント・バンク部門での総残高の減少から、貸付金が 3%減少したことによります。
- 調整後営業費用は 185 億 3,900 万ポンドと 3%減少しました。
 - パフォーマンス・コスト以外の費用は、業界全体を対象とした銀行間取引金利設定に関する捜査に関連して当局に支払う課徴金 2 億 9,000 万ポンド(2011 年:ゼロポンド)及び英国銀行税 3 億 4,500 万ポンド(2011 年:3 億 2,500 万ポンド)を負担したうえで 161 億 1,400 万ポンドと 3%減少しました。
 - パフォーマンス・コストは、過年度から繰り延べられた賞与費用が 12 億 2,300 万ポンド(2011 年:9 億 9,500 万ポンド)に増加したにもかかわらず、24 億 2,500 万ポンドと 4%減少しました。過年度から繰り延べられた賞与費用 11 億 1,700 万ポンド(2011 年:9 億 700 万ポンド)を含めたインベストメント・バンクの収益に対する人件費の比率は 39%に低下しました(2011 年:47%)。
- 収益に対する費用の調整後比率は 64%に低下しました(2011 年:67%)。インベストメント・バンクの営業収益純額に対する費用の比率は 64%に改善しました(2011 年:71%)。
- 調整後利益に対する税金が 20 億 2,500 万ポンド(2011 年:13 億 2,500 万ポンド)に増加した結果、調整後実効税率は 28.7%となりました(2011 年:23.7%)。税額控除 15 億 4,300 万ポンド(2011 年:6 億 300 万ポンドの税金)調整後の法定利益に係る税金は 4 億 8,200 万ポンドに減少しました(2011 年:19 億 2,800 万ポンド)。この税額控除は当グループ自身の信用度に関連する費用、PPI と金利ヘッジ商品に係る補償引当金、及び 2012 年にその他の調整項目に関連するもので、主に英国における税率は 24.5%が適用され(2011 年:26.5%)、最終的に法定実効税率が大幅に上昇しました。

貸借対照表

- 2012 年の貸付金合計は 4,660 億ポンドに減少しました(2011 年:4,790 億ポンド)。英国のモーゲージ貸付ローン及びパークレイカードの貸付が増加しましたが、インベストメント・バンク、欧州 RBB、コーポレート・バンクの貸付減少により相殺されました。
- 資産合計は 1 兆 4,900 億ポンドと 5%減少しました。これは主にクレジット・デリバティブ・ポートフォリオにおけるスプレッドの縮小に伴うデリバティブ資産の減少を反映しておりますが、マッチド・ブック取引の拡大によるリバース・レボ取引及びその他類似の担保付貸付の増加により一部相殺されました。
- 株主資本合計(非支配持分を含む)は 630 億ポンドと 22 億ポンド減少しました。これは当期の損失、配当金支払額及び英ポンドに対して米ドルと南アフリカランドが下落したことによる為替差額を反映しております。売却可能投資再評価差額及びキャッシュフロー・ヘッジ再評価差額がこれを一部相殺しました。
- 1 株当たり純資産価額は 438 ペンス(2011 年:456 ペンス)、1 株当たり正味有形資産価額は 373 ペンス(2011 年:391 ペンス)に低下しました。
- 調整後グロス・レバレッジは 19 倍に低下しました(2011 年:20 倍)。各月末の水準は 19 倍から 23 倍の間で推移しました。余剰流動性を除いた調整後グロス・レバレッジは 16 倍に低下しました(2011 年:17 倍)。

グループ財務担当取締役のレビュー

資本管理

- コア Tier1 比率は 10.9%となりました(2011 年:11.0%)。これはコア Tier1 資本が 2%減少し、421 億ポンドとなったことを反映しております。リスク調整後資産が 3,870 億ポンドと 1%減少したことがこれを一部相殺しました。
- パークレイズは配当金支払額と顧客への補償引当金の影響を勘案した利益(当グループ自身の信用度の変動を除く)から 18 億ポンドのコア Tier1 資本を創出しました。利益によるコア Tier1 資本の増加は、12 億ポンドの確定給付型年金調整額の増加と為替変動による 16 億ポンドの準備金減少の影響を十分に上回りました。
- リスク調整後資産は 3,870 億ポンドと 1%減少しました。以前から保有している資産の売却を含むリスク・エクスポージャーの削減並びに為替変動の影響が、オペレーショナル・リスク費用の増加並びに手法及びモデルの変更による影響によってほぼ相殺されました。
- 当グループは 2012 年第 4 四半期に 30 億ドルの Tier2 コンティンジェント・キャピタル・ノート(CCN)を販売しました。これに対する市場の反応は良好でした。
- 当グループは規制移行ベースと完全実施ベースの新しい資本要求規制(CRD IV)に基づくプロフォーマ普通株式等 Tier 1 (CET1)比率を見積もりました。ルールに係る当グループの現在の解釈を反映させ、当該ルールが 2013 年 1 月 1 日付で適用されることを仮定したものです。同日現在のパークレイズのプロフォーマ CET1 は規制移行ベースで約 10.6%、完全実施ベースでは約 8.2%となります。

資金調達及び流動性

- 当グループは 2012 年を通して強固な流動性ポジションを維持しました。2012 年 12 月 31 日現在の流動性カバレッジ比率(LCR)は 126%、安定調達比率(NSFR)は 104%と推定され、いずれもバーゼル基準の要件を満たす水準です。
- 2012 年 12 月 31 日現在の余剰流動性は 1,500 億ポンド(2011 年:1,520 億ポンド)で、当グループの流動性リスク選好度を引き続き大幅に上回る水準となりました。2012 年の各月末の余剰流動性は 1,500 億ポンドから 1,730 億ポンドの範囲内で推移しました(2011 年:1,400 億ポンドから 1,670 億ポンドの範囲)。
- 当グループの預貸率は 110%(2011 年:118%)で、RBB、コーポレート・バンキング及びウェルス・アンド・インベストメント・マネジメントの同比率は 102%でした(2011 年:111%)。預り金及び担保付資金調達に対する貸付金の比率は 88%でした(2011 年:101%)。
- ホールセール調達資金総額(レポ取引を除く)は 2,400 億ポンド(2011 年:2,650 億ポンド)で、このうち 1 年未満に満期を迎えるものは 1,010 億ポンド(2011 年:1,300 億ポンド)でした。
- 顧客預り金の持続的な増加と以前から保有している資産の追加的な削減を背景に、リテール及びホールセール事業を支えるホールセール資金調達の必要額は減少しました。2012 年に満期を迎えたターム債務は 270 億ポンドで、当グループはおよそ 280 億ポンドのターム・ファンディングを行いました。2013 年に満期を迎えるターム債務は 180 億ポンドです。当グループは個人、世帯及び民間非金融企業といった実体経済への貸出を支援するイングランド銀行の資金調達支援スキーム(FLS)を利用して 60 億ポンドを調達しました。

その他の事項

- PPI に係る補償引当金について、積極的な通知の郵送を実施したところ想定以上に回答率が高かったことを受け、パークレイズは第 4 四半期に、更に 6 億ポンド積み増しするのが適切であると判断しました。これにより、2012 年 12 月 31 日現在の引当金累計額は 26 億ポンドとなり、うち 16 億ポンドを取り崩しています。この引当は、現在に至るまでの請求及び今後の予想請求件数に基づき、将来予想される PPI に係る補償額及び請求処理費用についてのパークレイズの最良の見積もりを表しています。パークレイズは引き続き実際の請求件数及び PPI に係る補償引当金の計算の根拠となる仮定を注視してまいります。
- 中小企業向けに販売した金利ヘッジ商品(IRHP: Interest Rate Hedging Products)についての試験的な見直しの結果及び、当行と他の複数行による見直しについての英国金融サービス機構(FSA)による報告書を受け、パークレイズは金利ヘッジ商品に係る補償引当金を第 4 四半期に 4 億ポンド積み増しました。これにより、2012 年 12 月 31 日現在の累積費用は 8 億 5,000 万ポンドとなりました。うち、3,600 万ポンド億ポンドを取り崩しています。本格的な見直しと補償作業は近々開始され、作業の進行に伴い適正水準の引当金水準を維持していきます。

配当

- 当グループは四半期ごとに配当を実施する方針を採用しています。2012 年度の最終現金配当として 1 株当たり 3.5 ペンスを 2013 年 3 月 15 日付でお支払します。これにより 2012 年度の配当金合計は 1 株当たり 6.5 ペンスとなります。

見通し

- 1 月の業績は良好で、グループ全体で 2013 年は好スタートを切りました。TRANSFORM プログラムの一環として、パークレイズは引き続きコスト、リターン、資本を徹底して重視し、持続可能な業績の向上に努めます。

グループ財務担当取締役、クリス・ルーカス

四半期業績

四半期業績	2012 年度 第 4 四半期 (百万ポンド)	2012 年度 第 3 四半期 (百万ポンド)	2012 年度 第 2 四半期 (百万ポンド)	2012 年度 第 1 四半期 (百万ポンド)	2011 年度 第 4 四半期 (百万ポンド)	2011 年度 第 3 四半期 (百万ポンド)	2011 年度 第 2 四半期 (百万ポンド)	2011 年度 第 1 四半期 (百万ポンド)
調整後ベース								
保険金控除後の収益合計	6,696	6,872	7,337	8,138	6,212	7,001	7,549	7,750
信用に関する減損費用及びその他の引当金繰入額	(939)	(825)	(1,054)	(778)	(951)	(1,023)	(907)	(921)
営業収益純額	5,757	6,047	6,283	7,360	5,261	5,978	6,642	6,829
営業費用(英国銀行税を除く)	(4,362)	(4,341)	(4,542)	(4,949)	(4,414)	(4,659)	(4,940)	(4,842)
英国銀行税	(345)	-	-	-	(325)	-	-	-
その他の収益純額	44	21	41	34	6	18	19	17
調整後税引前利益	1,094	1,727	1,782	2,445	528	1,337	1,721	2,004
調整項目								
当グループ自身の信用度に関連する(損失)/利益	(560)	(1,074)	(325)	(2,620)	(263)	2,882	440	(351)
債務買戻しに係る利益	-	-	-	-	1,130	-	-	-
ブラックロック社に対する投資に係る減損及び売却に係る利益/(損失)	-	-	227	-	-	(1,800)	(58)	-
PPI 補償引当金	(600)	(700)	-	(300)	-	-	(1,000)	-
金利ヘッジ商品に係る補償引当金	(400)	-	(450)	-	-	-	-	-
のれんの減損	-	-	-	-	(550)	-	(47)	-
買収及び売却に係る(損失)/利益	-	-	-	-	(32)	3	(67)	2
法定税引前(損失)/利益	(466)	(47)	1,234	(475)	813	2,422	989	1,655
法定税引後(損失)/利益	(610)	(106)	817	(337)	602	1,366	742	1,241
以下に帰属するもの:								
親会社の株主	(835)	(276)	620	(550)	356	1,153	486	1,012
非支配持分	225	170	197	213	246	213	256	229
調整後基本的 1 株当たり利益	5.2p	7.5p	8.2p	13.6p	1.2p	6.9p	8.9p	10.7p
収益に対する費用の調整後比率	70%	63%	62%	61%	76%	67%	65%	62%
基本的 1 株当たり(損失)/利益	(6.8p)	(2.3p)	5.1p	(4.5p)	2.9p	9.7p	4.0p	8.5p
収益に対する費用の比率	93%	87%	69%	95%	75%	47%	75%	65%
部門別調整後税引前利益/(損失)								
	2012 年度 第 4 四半期 (百万ポンド)	2012 年度 第 3 四半期 (百万ポンド)	2012 年度 第 2 四半期 (百万ポンド)	2012 年度 第 1 四半期 (百万ポンド)	2011 年度 第 4 四半期 (百万ポンド)	2011 年度 第 3 四半期 (百万ポンド)	2011 年度 第 2 四半期 (百万ポンド)	2011 年度 第 1 四半期 (百万ポンド)
英国	326	400	412	334	222	494	416	288
欧州	(88)	(59)	(49)	(43)	(125)	52	(102)	(59)
アフリカ	138	56	97	177	269	219	195	147
パークレイカード	356	397	404	349	259	378	275	296
リテール・アンド・ビジネス・バンキング(RBB)	732	794	864	817	625	1,143	784	672
インベストメント・バンク	858	937	1,002	1,266	267	388	977	1,333
コーポレート・バンキング	107	98	127	219	37	113	33	21
コーポレート・アンド・インベストメント・バンキング	965	1,035	1,129	1,485	304	501	1,010	1,354
ウェルス・アンド・インベストメント・マネジメント	115	79	61	60	54	65	42	46
本社及びその他事業	(718)	(181)	(272)	83	(455)	(372)	(115)	(68)
税引前利益合計	1,094	1,727	1,782	2,445	528	1,337	1,721	2,004

要約連結財務書類

要約連結損益計算書

継続事業	2012 年 12 月 31 日に 終了した年度 (百万ポンド)	2011 年 12 月 31 日に 終了した年度 (百万ポンド)
利息収入純額	11,639	12,201
手数料収入純額	8,582	8,622
トレーディング収益純額	3,025	7,660
投資収益純額	817	2,305
保険契約に基づく保険料収入純額	896	1,076
ブラックロック社への投資に係る売却純利益	227	-
その他の収益	105	1,169
収益合計	25,291	33,033
保険契約に基づく保険金及び給付金純額	(600)	(741)
保険金控除後の収益合計	24,691	32,292
信用に関する減損費用及びその他の引当金繰入額	(3,596)	(3,802)
ブラックロック社への投資に係る減損	-	(1,800)
営業収益純額	21,095	26,690
人件費	(10,447)	(11,407)
一般管理費	(6,643)	(6,356)
有形固定資産減価償却費	(669)	(673)
無形資産償却費	(435)	(419)
英国銀行税	(345)	(325)
営業費用(のれんの減損、並びに支払保障保険及び金利ヘッジ商品に係る補償引当金を除く)	(18,539)	(19,180)
のれんの減損	-	(597)
支払保障保険に係る補償引当金	(1,600)	(1,000)
金利ヘッジ商品に係る補償引当金	(850)	-
営業費用	(20,989)	(20,777)
事業売却益／(損失)、並びに関連会社及び合併事業の損益に対する持分	140	(34)
税引前利益	246	5,879
税金	(482)	(1,928)
税引後(損失)／利益	(236)	3,951
以下に帰属するもの:		
親会社の株主	(1,041)	3,007
非支配持分	805	944
税引後(損失)／利益	(236)	3,951
継続事業からの 1 株当たり利益(EPS)		
基本的普通株式 1 株当たり(損失)／利益	(8.5p)	25.1p
希薄化後普通株式 1 株当たり(損失)／利益	(8.5p)	24.0p

要約連結財務書類

要約連結損益及び包括利益計算書

継続事業	2012 年	2011 年
	12 月 31 日に 終了した年度 (百万ポンド)	12 月 31 日に 終了した年度 (百万ポンド)
税引後(損失)／利益	(236)	3,951
損益に振り替えら得る可能性のあるその他の包括利益又は損失		
為替換算差額	(1,578)	(1,607)
売却可能投資	546	1,374
キャッシュフロー・ヘッジ	662	1,263
その他	95	(74)
当期その他の包括利益	(275)	956
当期包括利益合計	(511)	4,907
以下に帰属するもの:		
親会社の株主	(1,107)	4,576
非支配持分	596	331
当期包括利益合計	(511)	4,907

要約連結財務書類

要約連結貸借対照表

	2012 年 12 月 31 日 現在 (百万ポンド)	2011 年 12 月 31 日 現在 (百万ポンド)
資産		
現金及び中央銀行預け金	86,175	106,894
他銀行から取立中の項目	1,456	1,812
トレーディング・ポートフォリオ資産	145,030	152,183
公正価値で測定すると指定された金融資産	46,061	36,949
デリバティブ	469,146	538,964
銀行に対する貸付金	40,489	47,446
顧客に対する貸付金	425,729	431,934
リバース・レボ取引及びその他類似の担保付貸付	176,956	153,665
売却可能投資	75,109	68,491
未収還付税及び繰延税金資産	3,268	3,384
前払金、未収収益及びその他の資産	4,360	4,563
関連会社及び合併会社に対する投資	570	427
のれん及び無形資産	7,915	7,846
有形固定資産	5,754	7,166
退職給付資産	2,303	1,803
資産合計	1,490,321	1,563,527
負債		
銀行預り金	77,010	91,116
他銀行への未決済項目	1,573	969
顧客預り金	385,707	366,032
レボ取引及びその他類似の担保付借入	217,342	207,292
トレーディング・ポートフォリオ負債	44,794	45,887
公正価値で測定すると指定された金融負債	78,280	87,997
デリバティブ	462,468	527,910
発行債券	119,581	129,736
未払費用、繰延収益、及びその他の負債	12,232	12,580
未払税金及び繰延税金負債	1,340	2,092
劣後負債	24,018	24,870
引当金	2,766	1,529
退職給付債務	253	321
負債合計	1,427,364	1,498,331
株主資本		
非支配持分を除く株主資本	53,586	55,589
非支配持分	9,371	9,607
株主資本合計	62,957	65,196
負債及び株主資本合計	1,490,321	1,563,527

要約連結財務書類

要約連結株主資本変動表

2012 年 12 月 31 日に終了した年度	払込済株主 資本及び 株式払込 剰余金	その他の 剰余金	利益 剰余金	合計	非支配 持分	株主資本 合計
	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)
2012 年 1 月 1 日現在の残高	12,380	3,837	39,372	55,589	9,607	65,196
税引後(損失)／利益	-	-	(1,041)	(1,041)	805	(236)
為替換算の変動	-	(1,319)	-	(1,319)	(259)	(1,578)
売却可能投資	-	502	-	502	44	546
キャッシュフロー・ヘッジ	-	657	-	657	5	662
その他	-	-	94	94	1	95
当期包括利益合計	-	(160)	(947)	(1,107)	596	(511)
従業員株式制度に基づく株式発行	97	-	717	814	-	814
自己株式の増加	-	(979)	-	(979)	-	(979)
従業員株式制度に基づく株式の権利確定	-	946	(946)	-	-	-
配当金支払額	-	-	(733)	(733)	(694)	(1,427)
その他の剰余金の変動	-	-	2	2	(138)	(136)
2012 年 12 月 31 日現在の残高	12,477	3,644	37,465	53,586	9,371	62,957
2011 年 12 月 31 日に終了した年度						
2011 年 1 月 1 日現在の残高	12,339	1,754	36,765	50,858	11,404	62,262
税引後利益	-	-	3,007	3,007	944	3,951
為替換算の変動	-	(1,009)	-	(1,009)	(598)	(1,607)
売却可能投資	-	1,380	-	1,380	(6)	1,374
キャッシュフロー・ヘッジ	-	1,290	-	1,290	(27)	1,263
その他	-	-	(92)	(92)	18	(74)
当期包括利益合計	-	1,661	2,915	4,576	331	4,907
従業員株式制度に基づく株式発行	41	-	838	879	-	879
自己株式の増加	-	(165)	-	(165)	-	(165)
従業員株式制度に基づく株式の権利確定	-	499	(499)	-	-	-
配当金支払額	-	-	(660)	(660)	(727)	(1,387)
資本準備商品の償還	-	-	-	-	(1,415)	(1,415)
その他の剰余金の変動	-	88	13	101	14	115
2011 年 12 月 31 日現在の残高	12,380	3,837	39,372	55,589	9,607	65,196

要約連結財務書類

要約連結キャッシュフロー計算書

継続事業	2012 年	2011 年
	12 月 31 日 に終了した年度 (百万ポンド)	12 月 31 日 に終了した年度 (百万ポンド)
税引前利益	246	5,879
非現金項目の調整	12,541	8,193
営業資産及び負債の変動	(24,987)	16,693
法人税等支払額	(1,516)	(1,686)
営業活動からのキャッシュ純額	(13,716)	29,079
投資活動からのキャッシュ純額	(7,099)	(1,912)
財務活動からのキャッシュ純額	(2,842)	(5,961)
現金及び現金同等物に係る為替レートの影響	(4,109)	(2,933)
現金及び現金同等物の純(減少)/増加	(27,766)	18,273
現金及び現金同等物 期首残高	149,673	131,400
現金及び現金同等物 期末残高	121,907	149,673

事業部門別業績

インベストメント・バンク

損益計算書関連の情報	2012 年 12 月 31 日に 終了した年度 (百万ポンド)	2011 年 12 月 31 日に 終了した年度 (百万ポンド)	増減率 (%)
利息収入純額	619	1,177	(47)
手数料収入純額	3,262	3,026	8
トレーディング収益純額	7,315	5,264	39
投資収益純利益及びその他	526	868	(39)
収益合計	11,722	10,335	13
信用に関する減損費用及びその他の引当金繰入額	(460)	(93)	
営業収益純額	11,262	10,242	10
営業費用	(7,249)	(7,289)	(1)
その他収益純額	50	12	
税引前利益	4,063	2,965	37
調整後税引前利益	4,063	2,965	37

貸借対照表関連の情報及び重要な数値

銀行及び顧客に対する貸付金(償却原価ベース)	1,450 億ポンド	1,586 億ポンド
顧客預り金	762 億ポンド	831 億ポンド
資産合計	10,748 億ポンド	11,584 億ポンド
調整後グロス・レバレッジに寄与する資産	5,679 億ポンド	6,040 億ポンド
リスク調整後資産	1,780 億ポンド	1,867 億ポンド
平均 DVaR (95%)	38 百万ポンド	57 百万ポンド
従業員数(常勤換算)	24,000	23,600

パフォーマンス指標	調整後		法定	
	2012 年 12 月 31 日に 終了した年度	2011 年 12 月 31 日に 終了した年度	2012 年 12 月 31 日に 終了した年度	2011 年 12 月 31 日に終 了した年度
平均株主資本利益率	13.7%	10.4%	13.7%	10.4%
平均リスク調整後資産利益率	1.5%	1.2%	1.5%	1.2%
収益に対する費用の比率	62%	71%	62%	71%
営業収益純額に対する費用の比率	64%	71%	64%	71%
収益に対する報酬の比率	39%	47%	39%	47%
従業員 1 人当たり平均収益	494 千ポンド	429 千ポンド	494 千ポンド	429 千ポンド
貸倒率(bps)	30	8	30	8

事業部門別業績

インベストメント・バンク

収益合計内訳

	2012 年	2011 年	前年度比 増減率(%)	2012 年度第 4 四半期	2012 年度第 3 四半期	前期比 増減率(%)	2011 年度第 4 四半期	前年同期比 増減率(%)
	(百万ポンド)	(百万ポンド)		(百万ポンド)	(百万ポンド)		(百万ポンド)	
債券、為替及びコモディティ	7,403	6,325	17	1,458	1,581	(8)	971	50
株式及びプライム・サービス	1,991	1,751	14	484	534	(9)	305	59
インベストメント・バンキング	2,123	2,027	5	626	487	29	506	24
プリンシパル・インベストメント	205	232	(12)	25	31	(19)	36	(31)
収益合計	11,722	10,335	13	2,593	2,633	(2)	1,818	43

2012 年と 2011 年の比較

- 税引前利益は、収益の堅調な伸びと営業費用減少を主因に、37%増の 40 億 6,300 万ポンドとなりました。
- 収益合計は前年度比 13%増の 117 億 2,200 万ポンドとなりました。
 - 債券、為替及びコモディティ(FICC)事業の収益は、不透明ながらよりトレーディングに良好な環境の下、17%増加し、74 億 300 万ポンドとなりました。為替業務で、取引量の低迷と市場ボラティリティの低さから寄与度が低下したものの、流動性の増加及び多くのプロダクト市場で一様に顧客取引量が増えたことから、金利、エマージング・マーケット、コモディティ、証券化商品及びクレジット業務の業績が改善しました。
 - 株式及びプライム・サービス事業の収益は 14%増の 19 億 9,100 万ポンドとなりました。株式市場の出来高は低迷しましたが、グローバルに市場シェアが拡大したことから、現物株式業務及び株式デリバティブ業務はともに業績が改善しました。
 - インベストメント・バンキング事業の収益は 5%増の 21 億 2,300 万ポンドとなりました。グローバル市場でのシェア拡大並びにグローバルに財務アドバイザー及び引受業務全体での増収が内部販売手数料増加の影響を上回りました。米州地域における債券引受活動及び株式引受が特に大幅に増加し、手数料収入純額合計を 8%増加させる主因となりました。
- 信用に関する減損費用は 4 億 6,000 万ポンド(2011 年:9,300 万ポンド)でした。これは主に現在の市場データソースに調整するためのモデル変更に伴う ABS CDO スーパー・シニアのポジションに関連する 2 億 3,200 万ポンド及び単一銘柄に対するエクスポージャーに係る損失の増大によるものです。前年は、2 億 2,300 万ポンドの一回限りの戻入がありました。
- 営業費用は 1%減の 72 億 4,900 万ポンドでした。これはパフォーマンス・コスト合計が 3%減少し、16 億 9,300 万ポンドになったことを受けたものですが、繰延賞与費用の増加 2 億 1,000 万ポンドが含まれています。パフォーマンス・コスト以外の費用は、銀行間取引金利の設定に係る費用が 1 億 9,300 万ポンドあったにもかかわらず、ほぼ横ばいの 55 億 5,600 万ポンド(2011 年:55 億 71,700 万ポンド)にとどまりました。
- 営業収益純額に対する費用の比率は 64%(2011 年:71%)で、60%から 65%の目標の範囲内に収まりました。収益に対する報酬の比率は 39%(2011 年:47%)に改善しました。
- 平均株主資本利益率は 13.7%(2011 年:10.4%)で、平均リスク調整後資産利益率は 1.5%(2011 年:1.2%)でした。
- 調整後グロス・レバレッジに寄与する資産は 6%減の 5,679 億ポンドとなりました。現金及び中央銀行預け金残高、トレーディング・ポートフォリオ資産、銀行及び顧客に対する貸付金の減少はリバース・レポ取引の増加により一部相殺されました。
- 信用市場に対するエクスポージャーは 39%減の 93 億 1,000 万ポンドとなりました。売却純額、一部償還及びその他の変動によるものが 54 億 3,600 万ポンド、為替レートの変動によるものが 4 億 5,900 万ポンドで、公正価値の純利益及び減損費用 4,400 万ポンドによって相殺されました。
- リスク調整後資産は 5%減の 1,780 億ポンドとなりました。これは主としてレガシー資産(旧来から保有する非効率な資産)の売却を含むリスク・エクスポージャーの減少及び為替レートの変動によるもので、オペレーショナル・リスク費用の増加及びソブリン・エクスポージャーに係るデフォルト時損失率に対するアプローチの変更により一部相殺されました。

2012 年第 4 四半期と 2012 年第 3 四半期の比較

- 税引前利益は 8%減の 8 億 5,800 万ポンドとなりました。
- 収益は、前期比 2%減の 25 億 9,300 万ポンドとなりました。FICC 事業の収益は 8%減、株式及びプライム・サービス事業の収益は 9%減となりましたが、これはインベストメント・バンキング事業の収益の 29%増加により一部相殺されました。

事業部門別業績

- FICC 事業の収益は 8%減の 14 億 5,800 万ポンドとなりました。この減少は証券化商品に係る活動低下と為替業務の収益減少によるものですが、その主因は市場ボラティリティの低下及びそれに伴う出来高減少でした。これは信用及び金利業務の寄与増大で一部相殺されました。
- 株式及びプライム・サービス事業の収益は 9%減の 4 億 8,400 万ポンドとなりました。世界的に株式発行高の低迷が続いたことを背景に、株式デリバティブ及び株式に係るプライム・サービス業務のパフォーマンスが低下したためです。
- インベストメント・バンキング事業の収益は 29%増の 6 億 2,600 万ポンドとなりました。2012 年第 4 四半期には債券及び株式発行の動きが活発化した結果、財務アドバイザー、債券引受及び株式引受業務のパフォーマンスが改善したことが主因です。
- 減損は ABS CDO スーパー・シニアのポジションに関連して 1 億 1,400 万ポンド(2012 年第 3 四半期:2,300 万ポンド)に増加しました。
- 営業費用はパフォーマンス・コストの低下を主因に 3%減少しました。
- 調整後グロス・レバレッジに寄与する資産は 10%減の 5,679 億ポンドとなりました。これには決済残高及び現金担保純額の減少 283 億ポンドが含まれています。

2012 年第 4 四半期と 2011 年第 4 四半期の比較

- 税引前利益は 5 億 9,100 万ポンド増の 8 億 5,800 万ポンドとなりました。
- 収益は 2011 年第 4 四半期と比べて 43%増の 25 億 9,300 万ポンドとなりました。FICC 事業の 50%増、株式及びプライム・サービス事業の 59%増、インベストメント・バンキング事業の 24%増を反映したものです。
 - FICC 事業の収益はトレーディング環境の大幅改善を反映して 50%増の 14 億 5,800 万ポンドとなりました。市場の信頼度及び流動性が大幅に改善する中、金利、コモディティ、証券化商品及びエマージング・マーケット業務の収益増大が為替業務の収益減少で相殺されました。
 - 株式及びプライム・サービス事業の収益は 59%増の 4 億 8,400 万ポンドとなりました。市場が 2011 年第 4 四半期の水準から改善したことを背景に、現物株式及び株式デリバティブ業務のパフォーマンスが堅調になったことが主因です。
 - インベストメント・バンキング事業の収益は 24%増の 6 億 2,600 万ポンドとなりました。債券及び株式引受業務における市場活動が活発化したことが主因です。
- 減損費用は ABS CDO スーパー・シニアのポジションに関連して 1 億 1,400 万ポンド(2011 年第 4 四半期:9,000 万ポンド)に増加しました。
- 営業費用は 2011 年第 4 四半期から 12%増加しました。パフォーマンス・コストの増加を反映したものです。

事業部門別業績

コーポレート・バンキング

損益計算書関連の情報

	2012 年 12 月 31 日 に終了した 年度 (百万ポンド)	2011 年 12 月 31 日 に終了した 年度 (百万ポンド)	増減率 (%)
利息収入純額	1,870	2,155	(13)
手数料収入純額	955	1,005	(5)
トレーディング収益／(損失) 純額	65	(99)	
投資収益純額	23	29	
その他の収益	5	18	
収益合計	2,918	3,108	(6)
信用に関する減損費用及びその他の引当金繰入額	(872)	(1,147)	(24)
営業収益純額	2,046	1,961	4
営業費用(のれんの減損及び金利ヘッジ商品に係る補償引当金を除く)	(1,505)	(1,759)	(14)
のれんの減損	-	(123)	
金利ヘッジ商品に係る引当金	(850)	-	
営業費用	(2,355)	(1,882)	25
その他収益／(損失) 純額	10	(71)	
税引前(損失)／利益	(299)	8	
調整後税引前利益¹	551	204	

貸借対照表関連の情報及び重要な情報

銀行及び顧客に対する貸付金(償却原価ベース)	629 億ポンド	669 億ポンド
顧客貸付金等の公正価値	176 億ポンド	172 億ポンド
顧客預り金	971 億ポンド	852 億ポンド
資産合計	863 億ポンド	912 億ポンド
リスク調整後資産	680 億ポンド	728 億ポンド
従業員数(常勤換算)	10,300	11,200

パフォーマンス指標

	調整後 ¹		法定	
	2012 年 12 月 31 日 に終了した 年度	2011 年 12 月 31 日 に終了した 年度	2012 年 12 月 31 日 に終了した 年度	2011 年 12 月 31 日 に終了した 年度
平均株主資本利益率	5.5%	1.7%	(3.7%)	(1.0%)
平均リスク調整後資産利益率	0.6%	0.2%	(0.3%)	(0.1%)
貸倒率(bps)	128	156	128	156
収入に対する費用の比率	52%	57%	81%	61%

¹ 調整後税引前利益及び調整後パフォーマンス指標はのれんの減損処理ゼロポンド(2011 年:1 億 2,300 万ポンド)、金利ヘッジ商品に係る補償引当金 8 億 5,000 万ポンド(2011 年:ゼロポンド)、売却損ゼロポンド(2011 年:7300 万ポンド)を除いています。

事業部門別業績

コーポレート・バンキング

2012 年 12 月 31 日に終了した年度

	英国 (百万ポンド)	欧州 (百万ポンド)	その他地域 (百万ポンド)	合計 (百万ポンド)
損益計算書関連の情報				
収益	2,234	313	371	2,918
信用に関する減損費用及びその他の引当金繰入額	(285)	(542)	(45)	(872)
営業費用(金利ヘッジ商品に係る補償引当金を除く)	(1,041)	(152)	(312)	(1,505)
金利ヘッジ商品に係る補償引当金	(850)	-	-	(850)
その他の収益純額	2	-	8	10
税引前収益／(損失)	60	(381)	22	(299)
調整後税引前収益／(損失)	910	(381)	22	551

貸借対照表関連の情報

顧客に対する貸付金(償却原価ベース)	515 億ポンド	65 億ポンド	49 億ポンド	629 億ポンド
顧客に対する貸付金(公正価値ベース)	176 億ポンド	-	-	176 億ポンド
顧客預り金	790 億ポンド	82 億ポンド	99 億ポンド	971 億ポンド
リスク調整後資産	499 億ポンド	105 億ポンド	76 億ポンド	680 億ポンド

2011 年 12 月 31 日に終了した年度

損益計算書関連の情報				
収益	2,199	440	469	3,108
信用に関する減損費用及びその他の引当金繰入額	(355)	(716)	(76)	(1,147)
営業費用(のれんの減損を除く)	(1,099)	(248)	(412)	(1,759)
のれんの減損	-	(123)	-	(123)
その他の収益／(費用)純額	2	-	(73)	(71)
税引前利益／(損失)	747	(647)	(92)	8
税引前調整後収益／(損失)	747	(524)	(19)	204

貸借対照表関連の情報

顧客に対する貸付金(償却原価ベース)	506 億ポンド	112 億ポンド	51 億ポンド	669 億ポンド
顧客に対する貸付金(公正価値ベース)	172 億ポンド	-	-	172 億ポンド
顧客預り金	699 億ポンド	56 億ポンド	97 億ポンド	852 億ポンド
リスク調整後資産	499 億ポンド	154 億ポンド	75 億ポンド	728 億ポンド

事業部門別業績

コーポレート・バンキング

- 全世界的な非中核業務からの撤退を受けて、コーポレート・バンキング事業の収益性の好転が持続しました。
- 2010 年及び 2011 年に行われた経営陣による国際業務、特にヨーロッパ大陸での業務の重点の見直しを受けて、全地域において信用パフォーマンスが改善しました。
- 英国での顧客に対する貸付金合計は、新規融資純額が堅調に伸びたことを主因に、9 億ポンド増加しました。全世界の預金残高は英国及びヨーロッパの大幅増加を受けて 119 億ポンド増加しました。

2012 年と 2011 年の比較

- 調整後税引前利益は、公正価値で測定する項目の正味評価額に係る利益 7,100 万ポンド(2011 年:1 億 1,000 万ポンドの損失)を含め、3 億 4,700 万ポンド増の 5 億 5,100 万ポンドとなりました。これはヨーロッパ及び英国における信用に関する減損の改善及び営業費用の減少が主因です。法定税引前損失は、金利ヘッジ商品に係る補償引当金 8 億 5,000 万ポンドを含め、2 億 9,900 万ポンド(2011 年:800 万ポンドの利益)となりました。
 - 英国における調整後税引前利益は 22%増の 9 億 1,000 万ポンドとなりました。公正価値で測定する項目の正味評価額の改善 1 億 8,200 万ポンド及び営業費用と信用に関する減損費用の改善を反映したものです。英国における法定税引前利益は、金利ヘッジ商品に係る補償引当金 8 億 5,000 万ポンドを含め、6 億 8,700 万ポンド減の 6,000 万ポンドとなりました。
 - ヨーロッパにおける税引前損失は 2 億 6,600 万ポンド改善し、3 億 8,100 万ポンドとなりました。主としてスペインにおける信用に関する減損費用の 3 億 3,700 万ポンド(2011 年:4 億 8,000 万ポンド)への減少とリストラ進展に伴う営業費用の減少によるものですが、これは事業撤退に伴う収益減少により一部相殺されました。
 - その他地域の調整後税引前利益は 4,100 万ポンド改善して 2,200 万ポンドとなりました。国際業務の重点見直しに伴う営業費用の減少を反映したものです。その他地域の法定税引前利益は 1 億 1,400 万ポンド改善して 2,200 万ポンドとなりました。2011 年のパークレイズ・バンク・ロシア売却損が当期には発生しなかったことを反映したものです。
- 利息収入純額は 13%減の 18 億 7,000 万ポンドとなりました。ヘッジ商品売却益が当期には発生しなかったこと、事業撤退に伴う収益の減少及び資金調達コストの増加を反映したものです。
 - 純資金利ざやは 22 ベーシス・ポイント低下し 124 ベーシス・ポイントとなりました。主として資金調達コストの上昇とヘッジ商品売却益が当期には発生しなかったことによるものです。
 - 顧客資産利ざやは 32 ベーシス・ポイント低下の 114 ベーシス・ポイントとなりました。資金調達コストの上昇と国際業務の重点見直しに伴う残高減少を反映したものです。
 - 顧客負債利ざやは 15 ベーシス・ポイント上昇の 109 ベーシス・ポイントとなりました。通貨性預金及び当座預金を主因とする英国における残高増加並びに資金調達レートの上昇とこれに伴う顧客負債から発生する価値の増加を反映したものです。
- 信用に関する減損費用は 24%減の 8 億 7,200 万ポンドとなりました。貸倒率は 128 ベーシス・ポイント(2011 年:156 ベーシス・ポイント)に改善しました。
 - ヨーロッパにおける減損費用は 1 億 7,400 万ポンド減の 5 億 4,200 万ポンドとなりました。スペインにおける不動産及び建設セクターに対するエクスポージャーを減少させる取り組みを続けたことが主因です。
- 調整後営業費用は 14%減の 15 億 500 万ポンドとなりました。前年のリストラ及びコスト削減の取り組みの成果を反映したものです。収益に対する費用の調整後比率は 52%(2011 年:57%)に改善しました。
- 調整後平均株主資本利益率は 5.5%(2011 年:1.7%)に改善しました。法定平均株主資本利益率はマイナス 3.7%(2011 年:マイナス 1.0%)でした。
- 英国における資産合計は、英国における融資純額の堅調な伸びを主因に、6 億ポンド増加しました。資産合計は 49 億ポンド減の 863 億ポンドとなりました。英国における資産の増加を国際業務の重点見直しに伴うヨーロッパ及びその他地域の資産の減少が上回りました。
- 顧客預り金は 14%増の 971 億ポンドとなりました。通貨性預金及び当座預金が増加したことに伴う英国及びヨーロッパにおける残高増加が主因です。
- リスク調整後資産は 7%減の 680 億ポンドとなりました。主として国際業務の重点見直しの成果を反映したものです。これはオペレーショナル・リスク費用の増加で一部相殺されました。

事業部門別業績

2012 年第 4 四半期と 2012 年第 3 四半期の比較

- 2012 年第 4 四半期の調整後税引前利益は、公正価値で測定する項目の正味評価額に係る利益 1,000 万ポンド(2012 年第 3 四半期:600 万ポンドの損失)を含め、9%増加し 1 億 700 万ポンドになりました。
 - － 収益は、英国における預り金の伸びを主因に、5%増の 7 億 1,300 万ポンドとなりました。ヨーロッパ及びその他地域における事業の安定したパフォーマンスも寄与しました。
 - － 減損は 13%増加しました。主としてインドのリテール・ポートフォリオに係る費用を含むその他地域における減損費用が増加したためですが、これはヨーロッパにおける減損費用の減少により一部相殺されました。
 - － 調整後営業費用は前期並みでした。
- 法定税引前損失は、金利ヘッジ商品に係る補償引当金の積み増し 4 億ポンド(2012 年第 3 四半期:ゼロポンド)を含め、2 億 9,300 万ポンド(2012 年第 3 四半期:9,800 万ポンドの利益)でした。
- 顧客に対する貸付金は、英国における融資純額を主因に、1%増の 629 億ポンドとなりました。顧客預り金は、英国における伸びを主因に、6%増の 971 億ポンドでした。

事業部門別業績

ウェルス・アンド・インベストメント・マネジメント

損益計算書関連の情報	2012 年	2011 年	増減率(%)
	12 月 31 日に終了した年度 (百万ポンド)	12 月 31 日に終了した年度 (百万ポンド)	
利息収入純額	853	798	7
手数料収入純額	946	943	-
トレーディング収益純額	16	5	
その他の費用	-	(2)	
収益合計	1,815	1,744	4
信用に関する減損費用及びその他の引当金繰入額	(38)	(41)	(7)
営業収益純額	1,777	1,703	4
営業費用	(1,463)	(1,493)	(2)
その他の利益／(損失)純額	1	(3)	
税引前利益	315	207	52
調整後税引前利益	315	207	52

貸借対照表関連の情報及び重要な数値

銀行及び顧客に対する貸付金(償却原価ベース)	212 億ポンド	188 億ポンド
顧客預り金	538 億ポンド	465 億ポンド
資産合計	237 億ポンド	209 億ポンド
リスク調整後資産	158 億ポンド	131 億ポンド
顧客資産	1,860 億ポンド	1,642 億ポンド
従業員数(常勤換算)	7,900	8,100

パフォーマンス指標	調整後		法定	
	2012 年 12 月 31 日に終了した年度	2011 年 12 月 31 日に終了した年度	2012 年 12 月 31 日に終了した年度	2011 年 12 月 31 日に終了した年度
平均株主資本利益率	13.9%	10.9%	13.9%	10.9%
平均リスク調整後資産利益率	2.0%	1.5%	2.0%	1.5%
収益に対する費用の比率	81%	86%	81%	86%
貸倒率(bps)	17	21	17	21

ウェルス・アンド・インベストメント・マネジメント

- 2012 年はウェルス・アンド・インベストメント・マネジメント事業を一流のグローバル・ウェルス・マネジャーに転換させるための期間 5 年間の戦略的投資プログラム実行の 3 年目に当たりました。
- 引き続き世界有数の体制を構築するとともに、商品及びサービス提供能力を大幅に強化しました。
- 引き続き顧客向け提案を強化し、顧客資産が堅調に伸びました。

2012 年と 2011 年の比較

- 収益は、個人富裕層向け事業の増大を主因に、4%増の 18 億 1,500 万ポンドとなりました。
- 利息収入純額は 7%増の 8 億 5,300 万ポンドとなりました。個人富裕層向け事業における預り金及び貸付金の残高の伸びを反映したものです。純資金利ざやは 7 ベーシス・ポイント低下の 122 ベーシス・ポイントとなりました。低金利環境の持続と構造的ヘッジの寄与低下によるものです。
 - － 顧客預り金は 16%増の 538 億ポンドでした。
 - － 顧客に対する貸付金は 13%増の 212 億ポンドでした。
- 手数料収入純額は、困難な市場環境にもかかわらず、ほぼ前年並みの 9 億 4,600 万ポンド(2011 年:9 億 4,300 万ポンド)となりました。
- 営業費用は 2%減の 14 億 6,300 万ポンドでした。コスト削減の取り組みは戦略的投資プログラムの継続的コストにより一部相殺されました。
- 税引前利益は 52%増の 3 億 1,500 万ポンド、平均株主資本利益率は 13.9%(2011 年:10.9%)に上昇しました。
- 顧客資産は 13%増の 1,860 億ポンド(2011 年:1,642 億ポンド)となりました。主として個人富裕層向け事業における正味新規資産の増加を反映したものです。
- リスク調整後資産は 21%増の 158 億ポンドでした。主として貸付金の増加とオペレーショナル・リスク費用の増加によるものです。

2012 年第 4 四半期と 2012 年第 3 四半期の比較

- 税引前利益は 46%増の 1 億 1,500 万ポンドとなりました。
 - － 収益は 9%増の 4 億 8,100 万ポンドでした。主として個人富裕層向け事業の堅調な伸び及び第 4 四半期における顧客活動の活発化によるものです。
 - － 費用はほぼ横ばいの 3 億 5,400 万ポンド(2012 年第 3 四半期:3 億 5,800 万ポンド)でした。
- 顧客資産は 5%増の 1,860 億ポンド(2012 年第 3 四半期:1,776 億ポンド)となりました。主として個人富裕層向け事業における顧客資産の増加を反映したものです。

四半期業績

英国リテール・アンド・ビジネス・バンキング	2012 年度 第 4 四半期	2012 年度 第 3 四半期	2012 年度 第 2 四半期	2012 年度 第 1 四半期	2011 年度 第 4 四半期	2011 年度 第 3 四半期	2011 年度 第 2 四半期	2011 年度 第 1 四半期
	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)
調整後ベース								
保険金控除後の収益合計	1,086	1,130	1,128	1,077	1,129	1,273	1,170	1,084
信用に関する減損及びその他の引当金繰入額	(71)	(76)	(46)	(76)	(156)	(105)	(131)	(144)
営業収益純額	1,015	1,054	1,082	1,001	973	1,168	1,039	940
営業費用	(693)	(654)	(671)	(666)	(752)	(675)	(622)	(653)
その他の収益／(費用)純額	4	-	1	(1)	1	1	(1)	1
調整後税引前利益	326	400	412	334	222	494	416	288
調整項目								
PPIに係る補償引当金	(330)	(550)	-	(300)	-	-	(400)	-
法定税引前(損失)／利益	(4)	(150)	412	34	222	494	16	288
欧州リテール・アンド・ビジネス・バンキング								
調整後ベース								
保険金控除後の収益合計	210	219	243	243	247	375	309	295
信用に関する減損及びその他の引当金繰入額	(95)	(76)	(85)	(72)	(83)	(62)	(47)	(69)
営業収益純額	115	143	158	171	164	313	262	226
営業費用	(207)	(204)	(211)	(217)	(291)	(263)	(368)	(289)
その他の収益純額	4	2	4	3	2	2	4	4
調整後税引前(損失)／利益	(88)	(59)	(49)	(43)	(125)	52	(102)	(59)
調整項目								
のれんの減損	-	-	-	-	(427)	-	-	-
法定税引前(損失)／利益	(88)	(59)	(49)	(43)	(552)	52	(102)	(59)
アフリカ・リテール・アンド・ビジネス・バンキング								
調整後ベース								
保険金控除後の収益合計	767	765	795	830	861	940	906	864
信用に関する減損及びその他の引当金繰入額	(145)	(180)	(214)	(107)	(88)	(108)	(126)	(144)
営業収益純額	622	585	581	723	773	832	780	720
営業費用	(489)	(531)	(485)	(548)	(505)	(613)	(586)	(575)
その他の収益純額	5	2	1	2	1	-	1	2
調整後税引前利益	138	56	97	177	269	219	195	147
調整項目								
買収及び売却に係る利益	-	-	-	-	-	2	-	-
法定税引前利益	138	56	97	177	269	221	195	147
パークレイカード								
調整後ベース								
保険金控除後の収益合計	1,098	1,046	1,036	990	983	1,140	1,012	960
信用に関する減損及びその他の引当金繰入額	(265)	(254)	(228)	(232)	(271)	(340)	(344)	(304)
営業収益純額	833	792	808	758	712	800	668	656
営業費用	(483)	(402)	(412)	(418)	(458)	(430)	(400)	(371)
その他の収益純額	6	7	8	9	5	8	7	11
調整後税引前利益	356	397	404	349	259	378	275	296
調整項目								
PPIに係る補償引当金	(270)	(150)	-	-	-	-	(600)	-
のれんの減損	-	-	-	-	-	-	(47)	-
法定税引前利益／(損失)	86	247	404	349	259	378	(372)	296

四半期業績

インベストメント・バンク	2012 年度 第 4 四半期	2012 年度 第 3 四半期	2012 年度 第 2 四半期	2012 年度 第 1 四半期	2011 年度 第 4 四半期	2011 年度 第 3 四半期	2011 年度 第 2 四半期	2011 年度 第 1 四半期
	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)
調整後及び法定ベース								
債券、為替及びコモディティ	1,458	1,581	1,968	2,396	971	1,438	1,715	2,201
株式及びプライム・サービス	484	534	423	550	305	338	563	545
インベストメント・バンク	626	487	501	509	506	389	520	612
プリンシパル・インベストメント	25	31	140	9	36	89	99	8
収益合計	2,593	2,633	3,032	3,464	1,818	2,254	2,897	3,366
信用に関する減損(費用)／戻入及びその他の引当金繰入額	(114)	(23)	(248)	(75)	(90)	(114)	80	31
営業収益純額	2,479	2,610	2,784	3,389	1,728	2,140	2,977	3,397
営業費用	(1,636)	(1,680)	(1,788)	(2,145)	(1,458)	(1,758)	(2,006)	(2,067)
その他の収益／(費用)純額	15	7	6	22	(3)	6	6	3
調整後税引前利益及び税引前利益	858	937	1,002	1,266	267	388	977	1,333
コーポレート・バンキング								
調整後ベース								
保険金控除後の収益合計	713	678	703	824	710	830	817	751
信用に関する減損及びその他の引当金繰入額	(237)	(210)	(218)	(207)	(252)	(283)	(327)	(285)
営業収益純額	476	468	485	617	458	547	490	466
営業費用	(375)	(376)	(357)	(397)	(422)	(436)	(459)	(442)
その他の収益／(費用)純額	6	6	(1)	(1)	1	2	2	(3)
調整後税引前利益	107	98	127	219	37	113	33	21
調整項目								
のれんの減損	-	-	-	-	(123)	-	-	-
金利ヘッジ商品に係る補償引当金	(400)	-	(450)	-	-	-	-	-
売却損	-	-	-	-	(9)	-	(64)	-
法定税引前(損失)／利益	(293)	98	(323)	219	(95)	113	(31)	21
ウェルス・アンド・インベストメント・マネジメント								
調整後及び法定ベース								
保険金控除後の収益合計	481	442	441	451	449	447	426	422
信用に関する減損及びその他の引当金繰入額	(13)	(6)	(12)	(7)	(10)	(12)	(9)	(10)
営業収益純額	468	436	429	444	439	435	417	412
営業費用	(354)	(358)	(367)	(384)	(384)	(369)	(375)	(365)
その他の収益／(費用)純額	1	1	(1)	-	(1)	(1)	-	(1)
調整後税引前利益及び税引前利益	115	79	61	60	54	65	42	46
本社及びその他事業								
調整後ベース								
保険金控除後の(費用)／収益合計	(252)	(41)	(41)	259	15	(258)	12	8
信用に関する減損戻入／(費用)及びその他の引当金繰入額	1	-	(3)	(2)	(1)	1	(3)	4
営業(費用)／収益純額	(251)	(41)	(44)	257	14	(257)	9	12
営業費用(英国銀行税除く)	(125)	(136)	(251)	(174)	(144)	(115)	(124)	(80)
英国銀行税	(345)	-	-	-	(325)	-	-	-
その他の収益／(費用)純額	3	(4)	23	-	-	-	-	-
調整後税引前(損失)／利益	(718)	(181)	(272)	83	(455)	(372)	(115)	(68)
調整項目								
当グループ自身の信用度に関連する(費用)／利益	(560)	(1,074)	(325)	(2,620)	(263)	2,882	440	(351)
ブラックロック社への投資に係る減損及び売却に係る利益／(損失)	-	-	227	-	-	(1,800)	(58)	-
債務買戻しに係る利益	-	-	-	-	1,130	-	-	-
買収及び売却に係る(損失)／利益	-	-	-	-	(23)	1	(3)	2
法定税引前(損失)／利益	(1,278)	(1,255)	(370)	(2,537)	389	711	264	(417)

報酬

パークレイズは、当グループが報酬管理において採用する判断をステークホルダーの皆様が重視していることの重要性を十分に認識しております。様々なステークホルダーの皆様の優先事項の適切なバランスを実現する上で、当グループは報酬費用の削減、リスク調整の強化、厳しさを増す業務環境への対応に引き続き重点的に取り組んでまいります。そのためには、報酬と業績、報酬と適切なリスクとを関連付けることにより、従業員にインセンティブを与えるという要領での報酬の管理が必要です。

当グループは報酬の問題について、2012 年と同様、今後も株主の皆様並びに規制当局と建設的かつ透明性のある対話を続けます。

報奨

- 当グループの報奨合計は 2011 年に比べて 16%減少し、当グループの調整後税引前利益は同じく 26%増加しました。
- インベストメント・バンクの報奨は 2011 年に比べて 20%減少し、調整後税引前利益は同じく 37%増加しました。
- 2010 年以降、当グループの報奨は 13 億ポンド(38%) 減少し、調整後税引前利益は 23%増加しました。インベストメント・バンクでは 2010 年以降、報奨がほぼ同額の 13 億ポンド(48%) 減少し、調整後税引前利益は 7%減少しました。
- 2011 年以降調整後利益は増益となっていますが、インセンティブ・プールは減少しています。これは経営陣によるマーケットの実勢に合わせたパークレイズの報酬の見直し、及び 2012 年にパークレイズに影響を及ぼした重大なリスク事象を反映しております。重大なリスク事象にはロンドン銀行間取引金利(LIBOR)に関する和解、支払保障保険(PPI)に係る補償及び金利ヘッジ商品に係る補償が含まれます。
- 2012 年の調整後営業収益純額に対する報酬の比率は 38%に低下しました(2011 年:42%)。報酬総額の範囲内で、コスト管理ができるように、個々の業績に基づいた厳格な報酬の差別化がなされるとともに、優れた業績を達成した従業員には競争力のある報酬が付与されています。
- グループ従業員 1 人当たりの平均賞与額は前年度比で 13%減の 13,300 ポンドで、インベストメント・バンクの従業員 1 人当たりの平均賞与額は同 17%減の 54,100 ポンドでした。インベストメント・バンクを除いたグループ従業員 1 人当たりの平均賞与額は同 8%減の 4,800 ポンドでした。
- 繰り延べられる賞与プールの比率は英国金融サービス機構(FSA)による報酬基準(Remuneration Code)の要件を大幅に上回っており、世界的にみて同比率は引き続き最高水準にあるとみられます。

業績管理

報奨合計額－当期及び繰延

	パークレイズ・グループ			インベストメント・バンク		
	2012 年 12 月 31 日に 終了した年度 (百万ポンド)	2011 年 12 月 31 日に 終了した年度 (百万ポンド)	増減率(%)	2012 年 12 月 31 日に 終了した年度 (百万ポンド)	2011 年 12 月 31 日に 終了した年度 (百万ポンド)	増減率(%)
当期現金賞与	852	832	2	399	381	5
当期株式賞与	15	66	(77)	6	3	100
当期賞与合計	867	898	(3)	405	384	5
繰延現金賞与	489	618	(21)	447	576	(22)
繰延株式賞与	498	634	(21)	446	576	(23)
繰延賞与合計	987	1,252	(21)	893	1,152	(22)
賞与プール	1,854	2,150	(14)	1,298	1,536	(15)
販売コミッション、コミットメント、その他の報奨	314	428	(27)	96	201	(52)
報奨付与合計	2,168	2,578	(16)	1,394	1,737	(20)
調整後税引前利益	7,048	5,590	26	4,063	2,965	37
調整後税引前利益(賞与控除前)に対する 賞与プール比率 ¹	20%	29%		23%	35%	
賞与の繰延比率	53%	58%		69%	75%	
合計従業員数(常勤換算)	139,200	141,100	(1)	24,000	23,600	2
従業員 1 人当たり賞与	13,300 ポンド	15,237 ポンド	(13)	54,100 ポンド	65,085 ポンド	(17)

繰延賞与は、従業員が特定期間の勤務を含む一定の状況を満たした場合に限り支払われます。このため、賞与プールと損益計算書上の計上額との間に期間差異が生じ、下表に示した調整が行われます。

報奨付与合計額から損益計算書計上額への調整

	パークレイズ・グループ			インベストメント・バンク		
	2012 年 12 月 31 日に 終了した年度 (百万ポンド)	2011 年 12 月 31 日に 終了した年度 (百万ポンド)	増減率(%)	2012 年 12 月 31 日に 終了した年度 (百万ポンド)	2011 年 12 月 31 日に 終了した年度 (百万ポンド)	増減率(%)
2012 年の報奨合計額	2,168	2,578	(16)	1,394	1,737	(20)
控除: 2012 年の繰延賞与額	(987)	(1,252)	(21)	(893)	(1,152)	(22)
加算: 過年度からの繰延賞与の当期費用 計上額	1,223	995	23	1,117	907	23
その他 ²	21	206	(90)	75	248	(70)
パフォーマンスコストの損益計算書計上額	2,425	2,527	(4)	1,693	1,740	(3)

- 従業員は、当グループへの労務提供を含むすべての関連条件を満たした場合に限り、繰延賞与の支払いを受ける資格を得ます。
- パフォーマンス・コストの損益計算書への計上は、該当する暦年において従業員が当グループに提供した実際の労務の費用を反映しています(これらの労務が以前の繰延賞与に関連する業績条件を満たす場合の金額も含まれます)。業績条件が満たされていない繰延賞与の費用は含まれていません。
- したがって、2012 年における報奨の付与額は 2011 年に比べ 16%の減少となっていますが、損益計算書上でのパフォーマンス・コストは同 4%減となっています。

¹ 賞与額を税引前利益(賞与付与に係る損益計算書計上額を除く)で除して算出。

² 報奨付与額と、販売コミッション、コミットメント及びその他報奨に係る損益計算書計上額との差異。

業績管理

損益計算書計上額

	2012 年 12 月 31 日に 終了した年度	2011 年 12 月 31 日に 終了した年度	増減率(%)
	(百万ポンド)	(百万ポンド)	
パフォーマンス・コスト	2,425	2,527	(4)
給与	5,981	6,277	(5)
業績に連動しない従業員株式制度	105	167	(37)
社会保障費	685	716	(4)
退職後給付	590	727	(19)
報酬コスト合計	9,786	10,414	(6)
銀行給与税	34	76	(55)
その他 ¹	627	917	(32)
報酬以外のコスト	661	993	(33)
人件費合計	10,447	11,407	(8)
営業収益純額に対する報酬の比率	38%	42%	

- 人件費合計は 8%減少して 104 億 4,700 万ポンドとなりました。これは給与の 5%の減少、退職後給付の 19%の減少及びパフォーマンス・コストの減少を主に反映しています。
- 平均従業員数の小幅な減少を反映し、給与は 5%減少して 59 億 8,100 万ポンドとなりました。
- 退職後給付の計上額は 19%減少して 5 億 9,000 万ポンドとなりました。これは米国とスペインにおける制度の終了及び給付額の変更、英国退職基金に対する金利コストの低下を主に反映しています。
- パフォーマンス・コストは 4%減少して 24 億 2,500 万ポンドとなりました。これは当期の現金・株式賞与、販売コミッション、コミットメント、その他の報奨の計上額が 12 億 200 万ポンドと 22%減少したことを反映していますが、過年度からの繰延賞与の計上額が 12 億 2,300 万ポンドと 23%増加したことにより一部相殺されました。
- 調整後営業収益純額に対する報酬の比率は 38%に低下しました(2011 年:42%)。これには過年度からの繰延賞与の計上額が含まれています。
- 繰延賞与は次ページに示される年度において損益計算書に計上されることが予想されています。

¹ 従業員の研修、解雇及び退職に関連する費用を含んでいます。

業績管理

損益計算書に繰延賞与の費用計上が予想される年度¹

	実績		予想 ²	
	2011 年 12 月 31 日に 終了した年度	2012 年 12 月 31 日に 終了した年度	2013 年 12 月 31 日に 終了する年度	2014 年度 以降
パークレイズ・グループ	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)
2009 年及びそれ以前の賞与プールからの繰延賞与	405	153	18	-
2010 年の賞与プールからの繰延賞与	590	404	147	21
2011 年の賞与プールからの繰延賞与	-	666	386	183
2012 年の賞与プールからの繰延賞与	-	-	512	431
繰延賞与の損益計算書計上額	995	1,223	1,063	635
インベストメント・バンク				
2009 年及びそれ以前の賞与プールからの繰延賞与	365	143	17	-
2010 年の賞与プールからの繰延賞与	542	374	134	19
2011 年の賞与プールからの繰延賞与	-	600	347	164
2012 年の賞与プールからの繰延賞与	-	-	463	384
繰延賞与の損益計算書計上額	907	1,117	961	567

賞与プールの構成要素	予想付与日	予想支払日 ³	損益計算書に計上される年 ⁴
当期現金賞与	・ 2013 年 2 月	・ 2013 年 2 月	・ 2012 年
当期株式賞与	・ 2013 年 2 月／3 月	・ 2013 年 2 月から 2013 年 9 月	・ 2012 年
繰延現金賞与	・ 2013 年 3 月	・ 2014 年 3 月 (33.3%) ・ 2015 年 3 月 (33.3%) ・ 2016 年 3 月 (33.3%)	・ 2013 年 (48%) ・ 2014 年 (35%) ・ 2015 年 (15%) ・ 2016 年 (2%)
繰延株式賞与	・ 2013 年 3 月	・ 2014 年 3 月 (33.3%) ・ 2015 年 3 月 (33.3%) ・ 2016 年 3 月 (33.3%)	・ 2013 年 (48%) ・ 2014 年 (35%) ・ 2015 年 (15%) ・ 2016 年 (2%)

¹ 実際の計上額は業績条件が満たされているか否かに影響され、上記の予想とは異なります。

² 2013 年と 2014 年に実施される可能性がある将来的な付与の影響を含みません。

³ 支払いは予想支払日に先立ってすべての業績条件が満たされることが前提となります。加えて、繰延現金賞与を受ける従業員は、継続勤務を条件として、最終の支払いが行われる時点で当初報奨額の 10% に相当する勤務年数加算を付与される場合があります。

⁴ 損益計算書への計上は業績条件が満たされる期間に基づきます。

業績管理

事業部門別のリターン及び株主資本

平均株主資本利益率及び平均有形株主資本利益率は、当該期間の税引後利益と非支配持分の合計を平均割当株主資本または平均割当有形株主資本で適宜除して算出されます。平均割当株主資本は当グループが資本計画の目的で使用する想定を反映し、各事業部門の平均リスク調整後資本の 10%として算出され、のれん及び無形資産を含む資本控除が調整されます。2012 年 12 月 31 日現在のコア Tier1 比率 10.9%を反映した現在のより高い資本水準は本社及びその他事業に割り当てられています。平均割当有形株主資本も同様の手法に基づいて算出されますが、のれん及び無形資産は除外されます。

平均株主資本利益率	調整後		法定	
	2012 年 12 月 31 日に 終了した年度	2011 年 12 月 31 日に 終了した年度	2012 年 12 月 31 日に 終了した年度	2011 年 12 月 31 日に 終了した年度
	%	%	%	%
英国 RBB	16.0	14.9	3.1	10.6
欧州 RBB	(8.0)	(6.0)	(8.0)	(21.8)
アフリカ RBB	3.8	9.7	3.8	9.8
パークレイカード	22.1	17.4	15.2	6.8
インベストメント・バンク	13.7	10.4	13.7	10.4
コーポレート・バンキング	5.5	1.7	(3.7)	(1.0)
ウェルス・アンド・インベストメント・マネジメント	13.9	10.9	13.9	10.9
本社及びその他事業を除くグループ	12.1	9.4	8.0	6.4
本社及びその他事業の影響	(4.3)	(2.8)	(9.9)	(0.6)
合計	7.8	6.6	(1.9)	5.8

平均有形株主資本利益率	調整後		法定	
	%	%	%	%
英国 RBB	30.5	28.6	5.9	20.3
欧州 RBB	(9.2)	(7.9)	(9.2)	(29.0)
アフリカ RBB ¹	7.6	16.2	7.6	16.3
パークレイカード	29.7	23.0	20.5	9.0
インベストメント・バンク	14.2	10.8	14.2	10.8
コーポレート・バンキング	5.8	1.8	(3.9)	(1.0)
ウェルス・アンド・インベストメント・マネジメント	19.2	15.0	19.2	15.0
本社及びその他事業を除くグループ	14.2	11.5	9.5	8.0
本社及びその他事業の影響	(5.1)	(3.6)	(11.7)	(1.1)
合計	9.1	7.9	(2.2)	6.9

	平均株主資本		平均有形株主資本	
	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)
英国 RBB	6,940	6,821	3,634	3,562
欧州 RBB	2,278	2,703	1,984	2,032
アフリカ RBB	2,511	2,625	1,067	1,034
パークレイカード	4,666	4,634	3,472	3,503
インベストメント・バンク	20,437	20,501	19,732	19,750
コーポレート・バンキング	7,026	7,450	6,676	6,959
ウェルス・アンド・インベストメント・マネジメント	1,961	1,723	1,415	1,259
本社及びその他事業 ²	8,939	5,356	8,939	5,352
合計³	54,758	51,813	46,919	43,451

¹ アフリカ RBB の平均有形株主資本利益率はアブサ・グループの非支配持分に関連した額を含む平均有形株主資本に基づいて算出されています。

² 本社及びその他事業のリスク調整後資産及び資本控除を含み、平均株主資本及び有形株主資本の残高を加えたものです。

³ 当グループの平均株主資本及び平均有形株主資本は、利益剰余金に対する当グループ自身の信用度の累積影響を除き、調整後パフォーマンス指標を算出されています。

利ざや及び残高

利息収入純額の分析

	2012 年 12 月 31 日に 終了した年度 (百万ポンド)	2011 年 12 月 31 日に 終了した年度 (百万ポンド)
RBB、コーポレート・バンキング及びウェルス・アンド・インベストメント・マネジメントの顧客に起因する利息収入：		
- 顧客資産	6,723	6,983
- 顧客負債	3,093	2,866
合計	9,816	9,849
RBB、コーポレート・バンキング及びウェルス・アンド・インベストメント・マネジメントの顧客以外に起因する利息収入：		
- 商品に係る構造的ヘッジ ¹	989	1,168
- 株主資本に係る構造的ヘッジ ²	231	824
- その他	118	148
RBB、コーポレート・バンキング及びウェルス・アンド・インベストメント・マネジメントの利息収入純額合計	11,154	11,989
インベストメント・バンク	619	1,177
本社及びその他事業	(134)	(965)
グループの利息収入純額	11,639	12,201

- 当グループの利息収入純額は、構造的ヘッジの寄与低下を主因に、5 億 6,200 万ポンド減少し、116 億 3,900 万ポンド(2011 年:122 億 100 万ポンド)となりました。当グループ収益への構造的ヘッジの全体的寄与は 15 億 4,000 万ポンド減少し、17 億 3,700 万ポンドとなりました。この減少分のうち、10 億 6,100 万ポンドは 2011 年下半期のヘッジ商品売却益が当期には発生しなかったことによるものでした。これは 2011 年には利息以外の収益として計上されたためグループ利息収入純額には寄与していませんが、上記表で示したように、その一部は RBB、コーポレート・バンキング及びウェルス・アンド・インベストメント・マネジメントの利息収入純額に反映されています。

RBB、コーポレート・バンキング及びウェルス・アンド・インベストメント・マネジメントの利息収入純額

パークレイズは顧客資産からの利息収入純額と、顧客負債からの利息収入純額とを分け、これらを当グループのヘッジ活動によって主に生じる顧客以外に起因する利息収入純額と区別しています。

顧客に起因する利息収入

- 顧客に起因する利息収入純額は 98 億 1,600 万ポンドと若干減少しました(2011 年:98 億 4,900 万ポンド)。大半の事業部門で顧客資産利ざやが低下したことが主因で、平均顧客資産・負債が増加によって一部相殺されました。
- アフリカ RBB でのより利ざやの高い事業への移行により、一部相殺されましたが、RBB、コーポレート・バンキング及びウェルス・アンド・インベストメント・マネジメント部門の資金調達レートの上昇を反映し、顧客資産利ざやは 2.11%に低下しました(2011 年:2.19%)。
- 資金調達レートの上昇とそれに伴う RBB、コーポレート・バンキング及びウェルス・アンド・インベストメント・マネジメントの顧客負債からもたらされる価値の増加を反映し、顧客負債利ざやは 1.09%に上昇しました(2011 年:1.06%)。

顧客以外に起因する利息収入

- 顧客以外に起因する利息収入純額は当グループのヘッジ活動による効果の減少を反映し、13 億 3,800 万ポンドと 37%減少しました。低金利環境が顧客負債及び当グループの株主資本に与える影響を軽減するため、当グループのヘッジ活動は構造的金利ヘッジを利用しています。
- 商品の構造的ヘッジによる寄与は 9 億 8,900 万ポンドに減少しました(2011 年:11 億 6,800 万ポンド)。期中を通してヘッジのデュレーションは維持されました。現在の金利カーブと実施中のヘッジ戦略に基づく、商品の構造的ヘッジの固定金利リターンの寄与は 2013 年も引き続き大きいものの、前年に比べ低下すると予想されます。
- 2011 年下半期のヘッジ商品の売却及び持続的な低金利環境を受けて、RBB、コーポレート・バンキング及びウェルス・アンド・インベストメント・マネジメントの株主資本に係る構造的ヘッジによる寄与は 2 億 3,100 万ポンドに減少しました(2011 年:8 億 2,400 万ポンド)。

¹ 商品に係る構造的ヘッジは商品残高(無利子当座口座や管理金利預金など)に対する短期利ざやの変動幅をより安定的な中期金利に変換し、目標とする満期の構成を実現するために月次ベースで構築されています。

² 株主資本に係る構造的ヘッジは当グループの株主資本で各事業部門が創出する利益の変動を管理するために導入され、その影響は経済的資本の使用度に依りて各事業部門に配分されています。

業績管理

当グループのその他の利息収入

- 本社及びその他事業の利息費用純額は 1 億 3,400 万ポンドに減少しました(2011 年:9 億 6,500 万ポンド)。ヘッジ商品の売却利益の事業部門への振替が当期には発生しなかったことが主因です。
- 株主資本に係る構造的ヘッジ及び信用市場に対するエクスポージャーからの利息収入の減少を背景に、インベストメント・バンクの利息収入純額は 47%減の 6 億 1,900 万ポンドとなりました。
- 株主資本に係る構造的ヘッジによる当グループの利息収入純額合計は 7 億 4,800 万ポンドに減少しました(2011 年:21 億 900 万ポンド)。これにはインベストメント・バンク及び本社に割り当てられた 5 億 1,700 万ポンド(2011 年:12 億 8,500 万ポンド)が含まれます。

純利ざや

- RBB、コーポレート・バンキング及びウェルス・アンド・インベストメント・マネジメントの純利ざやは当グループのヘッジ活動による寄与の低下を反映し、1.85%に低下しました(2011 年:2.03%)。過年度と同様に純利ざやは平均顧客資産・負債の合計に対する比率として表されています。これはリテール及び商業用バンキングの負債に起因する利ざやの影響を反映させるためです。
- 平均顧客資産のみに対する比率として表される純利ざやは 3.50%に低下しました(2011 年:3.77%)

純利ざやの分析

	英国 RBB %	欧州 RBB %	アフリカ RBB ¹ %	パークレイ カード %	コーポレート・ バンキング ¹ %	ウェルス・ アンド・イン ベストメント・ マネジメント %	RBB、 コーポレート・ バンキング、 ウェルス・アンド・ インベストメント・ マネジメント 合計 %
2012 年 12 月 31 日に終了した年度							
顧客資産利ざや	1.07	0.83	3.26	9.39	1.14	0.65	2.11
顧客負債利ざや	0.97	0.38	2.34	(0.60)	1.09	1.12	1.09
顧客に起因する純利ざや	1.03	0.71	2.90	9.01	1.11	0.99	1.63
顧客以外に起因する利ざや	0.34	0.37	0.22	(0.55)	0.13	0.23	0.22
純利ざや	1.37	1.08	3.12	8.46	1.24	1.22	1.85
平均顧客資産(百万ポンド)	124,275	40,790	34,108	32,452	67,494	19,670	319,789
平均顧客負債(百万ポンド)	111,753	14,824	22,085	1,286	83,149	50,155	283,252
2011 年 12 月 31 日に終了した年度							
顧客資産利ざや	1.22	0.87	2.92	9.52	1.46	0.77	2.19
顧客負債利ざや	0.87	0.65	2.76	-	0.94	0.99	1.06
顧客に起因する純利ざや	1.05	0.81	2.86	9.52	1.19	0.93	1.67
顧客以外に起因する利ざや	0.46	0.47	0.36	(0.08)	0.27	0.36	0.36
純利ざや	1.51	1.28	3.22	9.44	1.46	1.29	2.03
平均顧客資産(百万ポンド)	118,503	43,749	37,944	30,289	70,398	17,546	318,429
平均顧客負債(百万ポンド)	107,761	17,702	23,531	-	77,372	44,536	270,902

- 顧客資本・負債利ざやは当グループのホールセール市場における代替資金調達に対するコストに基づく内部資金調達レートの前年度比の上昇を反映しています。資金調達レートの上昇は顧客の資産利ざやにマイナス影響を、顧客の負債利ざやにプラス影響をもたらしました。
- 当グループの内部資金調達レートはグループ内の資金調達と流動性の価値決定しており、実勢市場金利によって変動し、期間プレミアムを含む内部資金調達レートで、正味余剰流動性を持つ事業から借入れ、ホールセール資金調達を必要とする事業に対し資金提供しています。資産と負債に対する内部資金調達の価値決定を、代替資金調達コストに基づいて決定することにより、リテールとホールセールの資金尻に整合性を持たせることを目的としています。

¹ 過年度はアフリカ RBB において報告され、現在はコーポレート・バンキングに含まれている一部のコーポレート・バンキング活動を反映させるため、2011 年の比較数値は修正されています。コーポレート・バンキングの平均顧客資産、平均顧客負債及び利息収入純額はそれぞれ 17 億 3,100 万ポンド、67 億 4,000 万ポンド、1 億 1,800 万ポンド調整されましたが、純利ざやは 1.46%のままで変更はありません。さらに、アフリカ RBB の比較数値は平均資産と平均負債に当座貸越総額と総当座預金総額をそれぞれ 7 億 9,800 万ポンド含めるよう修正されています(従来は純額で報告されていた)。これにより、アフリカ RBB の純利ざやは 3.22%(従来は 3.07%と報告されていた)、2011 年の当グループの純利ざやは 2.03%(従来は 2.04%と報告されていた)に修正されています。

資金調達リスク－資本

主要自己資本比率

	2012 年 12 月 31 日 現在	2011 年 12 月 31 日 現在
コア Tier 1 比率	10.9%	11.0%
Tier 1	13.3%	12.9%
総自己資本比率	17.1%	16.4%

資本要素

	(百万ポンド)	(百万ポンド)
貸借対照表上の株主資本(非支配持分を除く)	53,586	55,589
当グループ自体の信用度に係る累積利益／(損失) ¹	804	(2,680)
売却可能債券に係る未実現(損失)／利益 ¹	(417)	803
売却可能株式に係る未実現利益(Tier 2 資本として認識) ¹	(110)	(828)
キャッシュフロー・ヘッジ再評価差額	(2,099)	(1,442)

貸借対照表上の非支配持分

- (控除)その他の Tier 1 資本-優先株式	(6,203)	(6,235)
- (控除)非支配持分 Tier 2 資本	(547)	(573)
非支配持分に対するその他規制上の調整	(171)	(138)

その他規制上の調整及び控除:

確定給付型年金の調整 ¹	(2,445)	(1,241)
のれん及び無形資産 ¹	(7,622)	(7,560)
予想減損損失の超過分の 50% ¹	(648)	(506)
証券化におけるポジションの 50%	(1,206)	(1,577)
その他規制上の調整	(172)	(153)

コア Tier1 資本

	42,121	43,066
--	---------------	---------------

その他 Tier 1 資本:

優先株式	6,203	6,235
Tier 1 社債 ²	509	530
資本準備商品	2,866	2,895

規制上の調整及び控除:

重要な持分の 50%	(241)	(2,382)
予想減損損失の超過分に係る税金の 50%	176	129

Tier 1 資本総額

	51,634	50,473
--	---------------	---------------

Tier 2 資本:

無期限劣後債	1,625	1,657
期限付劣後債	14,066	15,189
非支配 Tier 2 資本	547	573
固定資産再評価差額 ¹	39	25
売却可能株式に係る未実現利益 ¹	110	828
一括評価減損引当金	2,002	2,385

Tier 2 に対する減額:

重要な持分の 50%	(241)	(2,382)
予想減損損失の超過分に係る 50%(税引後)	(824)	(635)
証券化におけるポジションの 50%	(1,206)	(1,577)

自己資本合計に対する規制上の調整及び控除:

重要な持分又は適格持分ではない投資	(1,139)	(1,991)
資本合計に対するその他の控除	(550)	(597)

規制資本総額

	66,063	63,948
--	---------------	---------------

¹ これら項目の資本に対する効果は税勘案後のものです。

² Tier1 社債は、連結貸借対照表においては劣後負債に含まれます。

資金調達リスク – 資本

コア Tier1 資本の変動	2012 年 (百万ポンド)	2011 年 (百万ポンド)
1 月 1 日現在のコア Tier1 資本	43,066	42,861
当期純(損失)／利益	(236)	3,951
当グループ自身の信用度に係る調整	3,484	(2,059)
配当金支払額	(1,427)	(1,387)
利益から生じた留保資本	1,821	505
剰余金の変動 – 株式スキームの影響	(165)	714
為替換算再評価差額の変動	(1,578)	(1,607)
適格売却可能株式再評価差額の変動	-	749
その他準備金の変動	33	128
その他適格準備金の変動	(1,710)	16
規制上の調整及びその他控除項目の増減:		
確定給付型年金調整額 ¹	(1,204)	(1,340)
のれん及び無形資産の残高 ¹	(62)	766
予想減損損失の超過分の 50% ¹	(142)	(238)
証券化におけるポジションの 50%	371	783
その他規制上の調整	(19)	(255)
12 月 31 日現在のコア Tier1 資本	42,121	43,066

- コア Tier 1 比率は、リスク調整後資産が 1%減少し 3,869 億ポンドとなる一方、コア Tier 1 資本が 9 億ポンド減少し、421 億ポンドになったため、10.9%になりました(2011 年:11.0%)。
- バークレイズは配当金支払、支払保障保険に係る補償引当金、金利ヘッジ商品に係る補償引当金の影響を勘案して、利益(当グループ自身の信用の変動の影響を除く)から 18 億ポンドのコア Tier 1 資本を積み上げました。利益の増加は、主に以下のコア Tier 1 資本のその他の変動を上回りました。
 - 2012 年 4 月の英国退職基金への追加拠出及び今後 5 年間に見込まれる積立不足を減らすための追加拠出を主因とする確定給付型年金調整額の増加、12 億ポンド
 - 大部分はリスク調整後資産の為替変動によって相殺された、英ポンドに対する米ドル、ユーロ、南アフリカランドの下落に伴う為替変動による減少、16 億ポンド
- 主にブラックロック社への投資の売却に伴う、重要な持分に対する控除の減少の結果、資本総額は 21 億ポンド増加しました。Tier 2 資本は、27 億ポンドの期限付劣後債の償還がありましたが、30 億ドルのコンティンジェント・キャピタル・ノート債の発行で部分的にカバーしました。

¹ これらの項目の資本への影響は税調整後です。

資金調達リスク－資本

リスクタイプ及び事業部門別リスク調整後資産

	信用リスク			カウンター パーティー 信用リスク	市場リスク				オペレー ショナル リスク	リスク調整 総資産
	標準的 手法	基礎的 内部格 付手法	先進的 内部格 付手法	内部 モデル 方式	内部 モデル 方式 非適用	VaR 内部 モデル 方式	追加調整 ／VaR			
							内部 モデル 非適用分			
2012 年 12 月 31 日現在	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)
英国 RBB	1,163	-	31,096	-	-	-	-	-	6,524	38,783
欧州 RBB	5,727	-	9,157	-	3	-	-	-	2,225	17,112
アフリカ RBB	6,217	5,778	10,580	-	7	-	-	-	4,426	27,008
パークレイカード	16,641	-	13,442	-	-	-	-	-	6,381	36,464
インベストメント・バンク	9,530	3,055	47,991	25,127	4,264	25,396	22,497	15,429	24,730	178,019
コーポレート・バンキング	25,744	3,430	31,743	500	-	-	-	-	6,556	67,973
ウェルス・アンド・インベ ストメント・マネジメント	11,540	317	593	-	199	-	-	-	3,184	15,833
本社機能及びその他 事業	205	-	5,301	-	-	-	-	-	160	5,666
リスク調整後資産合計	76,767	12,580	149,903	25,627	4,473	25,396	22,497	15,429	54,186	386,858

2011 年 12 月 31 日現在

英国 RBB	1,193	-	27,896	-	-	-	-	-	4,867	33,956
欧州 RBB	6,147	-	9,691	-	2	-	-	-	1,596	17,436
アフリカ RBB	8,840	6,615	11,452	-	6	-	-	-	3,376	30,289
パークレイカード	15,262	-	14,167	-	-	-	-	-	4,757	34,186
インベストメント・バンク	11,395	2,882	47,937	32,570	4,792	27,823	26,568	17,560	15,173	186,700
コーポレート・バンキング	30,826	2,926	34,338	561	-	-	-	-	4,191	72,842
ウェルス・アンド・インベ ストメント・マネジメント	10,262	297	834	-	153	-	-	-	1,530	13,076
本社機能及びその他 事業	833	-	1,431	-	-	-	-	-	250	2,514
リスク調整後資産合計	84,758	12,720	147,746	33,131	4,953	27,823	26,568	17,560	35,740	390,999

リスク調整後資産の変動

リスク調整後資産

	(億ポンド)
2012 年 1 月 1 日現在	3,910
方法とモデルの変更	387
ビジネスリスクの減少	(284)
外国為替	(113)
リスク変数の変更	(31)
2012 年 12 月 31 日現在	3,869

- 方法とモデルの変更: 387 億ポンドの増加の主要因は以下のとおりです。
 - － 銀行業界に影響を与えるオペレーショナル・リスク事象を勘案したリスクシナリオの調整によるオペレーショナル・リスク、184 億ポンドの増加
 - － 主として VaR モデルの範囲とソブリンに係るリスク増による費用に関連した、インベストメント・バンクでの市場リスクの 120 億ポンドの増加
 - － ソブリン・エクスポージャーに対する最低デフォルト時損失率の変数の導入に伴う 47 億ポンドの増加
 - － 不動産に対するエクスポージャーの評価変更に伴う信用リスクの 28 億ポンドの増加

資金調達リスク－資本

- ビジネスリスクの減少: 284 億ポンドの減少の主要因は以下のとおりです。
 - － インベストメント・バンクにおけるレガシー資産(旧来から保有する非効率な資産)の売却による 42 億ポンドの削減(加えて以前から保有している事業に関連する資本控除 10 億ポンドの減少)を含む、ビジネスリスクの減少に伴う 246 億ポンドの減少
 - － コーポレート・バンキングにおけるビジネスリスクの減少と非中核海外ポートフォリオからの戦略的撤退に伴う信用リスクの 69 億ポンドの減少
 - － 英国リテール・アンド・ビジネス・バンキングにおける、主にモーゲージ残高の増加に伴う 22 億ポンドの増加
- 外国為替。主に年間を通しての米ドル、ユーロ、南アフリカランドの下落に伴う 113 億ポンドの減少
- リスク変数の変化。主に潜在的なリスク・プロファイル及び市場環境の好転に伴う 31 億ポンドの減少

貸借対照表のレバレッジ

	2012 年 12 月 31 日 現在 (百万ポンド)	2011 年 12 月 31 日 現在 (百万ポンド)
資産合計 ¹	1,490,321	1,563,527
カウンターパーティー・ネットティング	(387,672)	(440,592)
デリバティブの担保	(46,855)	(51,124)
決済残高及び現金担保－純額	(71,718)	(61,913)
のれん及び無形資産	(7,915)	(7,846)
投資契約に基づき保有されている顧客の資産 ²	(1,494)	(1,681)
調整後有形資産合計	974,667	1,000,371
適格 Tier 1 資本総額	51,634	50,473
調整後グロス・レバレッジ	19x	20x
調整後グロス・レバレッジ(余剰流動性を除く)	16x	17x
株主資本に対する資産合計の比率	24x	24x
株主資本に対する資産合計の比率(余剰流動性を除く)	21x	22x

- バークレイズは引き続き貸借対照表に制限と目標を設定し、貸借対照表を管理しています。
- 適格 Tier 1 資本が 2.3%増加し 516 億ポンドとなった一方、調整後有形総資産が 2.6%減少し 975 億ポンドになった結果、調整後グロス・レバレッジは 19 倍(2011 年: 20 倍)になりました。
- 主に、担保付リバース・レポ貸付及び優良トレーディング・ポートフォリオ資産の変動の結果、2012 年の各月末の調整後グロス・レバレッジは、19 倍から 23 倍(2011 年: 20 倍から 23 倍)の間で推移しました。
- 調整後有形資産合計は、現金及び中央銀行預け金 862 億ポンド(2011 年: 1,069 億ポンド)を含んでいます。この残高を除いた場合の貸借対照表のレバレッジは 17 倍(2011 年: 18 倍)となります。また、全ての余剰流動性を除いたベースでは、レバレッジは 16 倍(2011 年: 17 倍)となります。
- 総株主資本に対する総資産比率は横ばいで 24 倍(2011 年: 24 倍)となっています。月末ベースでは前述のトレーディング活動の変動及び総額ベースの金利デリバティブと決済残高の変動によって、24 倍から 28 倍(2011 年: 24 倍から 28 倍)の範囲で推移しました。

¹ 1,500 億ポンドの余剰流動性を含みます(2011 年 12 月 31 日: 1,520 億ポンド)。

² 公正価値で測定すると指定されている金融資産及び関連する現金残高から構成されています。

信用リスク

ユーロ圏諸国に対する当グループのエクスポージャー

- 当グループは、現在のユーロ圏の継続的なボラティリティに起因する信用リスク及び市場リスクを認識しており、厳しい経済情勢に伴うリスクを軽減するための組織的な措置を講じるとともに、引き続き注意深く状況をモニタリングしています。
- ユーロ圏の部分的崩壊の可能性に伴うリスクは以下のとおりです。
 - ユーロ圏離脱国のソブリン債のデフォルト並びに当該国の経済及び当該国における当グループのカウンターパーティーへの影響により生じる直接的リスク。
 - その他のユーロ圏諸国の経済及びそれらの国々における当グループのカウンターパーティーへのその後の影響により生じる間接的リスク。
 - ユーロ圏のソブリン債を参照するクレジット・デリバティブにより生じる間接的リスク(39 ページを参照)。
 - ユーロ圏諸国における当グループ現地事業の貸借対照表上の資産と負債の通貨のミスマッチにより潜在的に生じる直接的なデノミ・リスク(39 ページを参照)。
- 当グループは、ユーロ圏崩壊の事象をモデル化するためのストレス・テストを実施し、現在も継続しています。また、危機の高まりに伴って発生し得る一連のシナリオに基づいて不測事態への対応計画に取り組んでいます。最も確度の高いシナリオが現実化した場合における顧客、システム、プロセス及び従業員への影響を把握するための様々なテストを実施しています。問題が明確になった点については、適切な措置を既に導入しているか、あるいは現在措置を講じています。
- 2012 年のスペイン、イタリア、ポルトガル、アイルランド、キプロス及びギリシャに対する当グループの貸借対照表上の正味エクスポージャーは 13%減少して、590 億ポンドとなりました。
 - 個人顧客及び法人顧客に対するエクスポージャーは 12%減の 481 億ポンドとなりました。これは主としてデノミ・リスク軽減のための積極的管理の一環としてスペイン、イタリア及びポルトガルにおける貸付を減少させたことを反映したものです。
 - ソブリン・エクスポージャーは、売却可能保有目的の国債の削減を主因に、29%減の 50 億ポンドとなりました。

作成基準

- これらの開示資料はこれまでの決算報告書と同一の基準で作成されたものであり、国別の信用リスク及び市場リスクに対する貸借対照表上の直接のエクスポージャーを示しており、合計には必要に応じて、減損引当金、ネットティング及び保有現金担保が反映されています。
- トレーディング及びデリバティブ残高は主に、国債ポジションのマーケットメーカーとしての投資銀行業務に関連するものです。これらのポジションは公正価値で保有されており、その変動は日次ベースで損益として認識されています。
 - トレーディング資産及び負債は発行体のタイプ別に表示されており、ポジションは国際財務報告基準で認められている範囲内でネットティングされています。カウンターパーティーのタイプ別で負債ポジションが資産ポジションを上回っている場合、エクスポージャーはゼロと表示されています。
 - デリバティブ資産及び負債はカウンターパーティーのタイプ別に示されており、ポジションは国際財務報告基準で認められている範囲内カウンターパーティーのタイプ別でネットティングされています。それに保有現金担保を加えて正味信用エクスポージャーは負債ポジションと保有担保が資産ポジションを上回っている場合、エクスポージャーはゼロと表示されています。
 - 公正価値で測定すると指定された資産には、公正価値で測定すると指定された債券、株式、貸付金及びリバース・レボ取引が含まれます。
- 売却可能資産は主として国債及びその他の債券への投資であり、その残高は公正価値ベースで計上され、公正価値の変動はその他の包括利益(OCI)に計上されます。
- 償却原価で保有されている貸付金¹は、(i)主に住宅用不動産を担保とする個人向け貸付ポートフォリオ及び、(ii)法人向け貸付ポートフォリオで構成されています。決済残高と現金担保はこの分析から除外されています。
- ソブリン・エクスポージャーは中央政府及び地方政府に対する直接的なエクスポージャー²を反映し、その大部分は金利リスクのヘッジと流動性目的のために使用されています。残りの部分は、主要なプライマリーディーラー、マーケットメーカー、顧客への流動性プロバイダーとしての当グループの役割を反映して、積極的に運用されています。

¹ また、当グループはリバース・レボ取引及びその他類似の担保付貸付も行っており、これらは実質的に全額担保が付された取引です。

² この他に、2012 年 12 月 31 日現在、当グループはこれら諸国の中央銀行に合計 7 億ポンド(2011 年:8 億ポンド)の現金を預け入れています。その他の中央銀行における小額の残高は金融機関に対する貸付金に分類されています。

信用リスク

- 金融機関及び法人に対するエクスポージャーは、分析対象の資産クラスにより、カウンターパーティー又は発行体（外国子会社を含み、クロスボーダー保証を考慮しない）が事業を営んでいる国のエクスポージャーを反映しています。
- 個人向けエクスポージャーは個人顧客の居住国及びビジネス・バンキング顧客が事業を営んでいる国のエクスポージャーを反映しています。
- オフ・バランスシートのエクスポージャーは主として当グループの法人顧客のための第三者向けコミットメント及び保証の未実行分から成っています。

グループ・エクスポージャー概要

- 下表はリスクが高いために経営的視点から特に重点的に管理する対象として社内でモニターしているユーロ圏諸国に対するパークレイズのエクスポージャーを表示しています。
- 正味エクスポージャーは当グループがさらされている信用リスクの最も適切な測定基準です。総エクスポージャーもオフ・バランスシートの偶発債務及び契約債務とともに下表に表示しています。

2012 年 12 月 31 日現在	ソブリン	金融機関 ¹	法人	モーゲージ	その他の リテール貸付	貸借対照表上 の正味エク スポージャー (百万ポンド)	貸借対照表上 の総エク スポージャー (百万ポンド)	偶発債務 及び 契約債務 (百万ポンド)
スペイン	1,690	1,488	4,135	13,305	2,428	23,046	31,956	3,301
イタリア	2,669	528	1,962	15,591	1,936	22,686	32,990	3,082
ポルトガル	637	48	1,958	3,474	1,783	7,900	8,769	2,588
アイルランド	11	3,768	1,127	112	83	5,101	10,251	1,644
キプロス	8	-	106	44	26	184	300	131
ギリシャ	1	-	61	8	9	79	1,267	5

2011 年 12 月 31 日現在	ソブリン	金融機関 ¹	法人	モーゲージ	その他の リテール貸付	貸借対照表上 の正味エク スポージャー (百万ポンド)	貸借対照表上 の総エク スポージャー (百万ポンド)	偶発債務 及び 契約債務 (百万ポンド)
スペイン	2,530	987	5,345	14,654	3,031	26,547	35,307	3,842
イタリア	3,493	669	2,918	15,934	2,335	25,349	34,189	3,140
ポルトガル	810	51	3,295	3,651	2,053	9,860	10,747	2,536
アイルランド	244	4,311	977	94	86	5,712	12,298	1,582
キプロス	15	-	128	51	2	196	316	127
ギリシャ	14	2	67	5	18	106	1,215	26

- 2012 年のスペイン、イタリア、ポルトガル、アイルランド、キプロス及びギリシャに対する当グループのソブリン・エクスポージャーは 29%減少して 50 億ポンドとなりました。
 - スペインのソブリン・エクスポージャーは 33%減少し、17 億ポンドとなりました。これは金利ヘッジと流動性の目的で保有していた売却可能国債を売却し、他のカウンターパーティーとの金利スワップに切り替えたことに起因します。
 - イタリアのソブリン・エクスポージャーは 24%減少し、27 億ポンドとなりました。これは売却可能資産として保有している国債の削減が主因です。
- デノミ・リスクを軽減する当グループの戦略に沿ってスペイン、イタリア及びポルトガルの新規貸付を削減したことから、住宅モーゲージのエクスポージャーは 5%減少し、325 億ポンドとなりました。
- その他のリテール貸付は 17%減少し、63 億ポンドとなりました。厳しい経済情勢を背景に、スペイン及びポルトガルにおけるビジネス・バンキングの顧客向け貸付が減少したことが主因です。
- 資金調達 mismatches を軽減するための積極的な管理の一環としてスペイン、イタリア及びポルトガルでの貸付を削減した結果、法人に対するエクスポージャーは 27%減少し、93 億ポンドとなりました。
- スペインにおけるエクスポージャーが 5 億ポンド増加した一方、アイルランドとイタリアにおけるエクスポージャーがそれぞれ 5 億ポンドと 1 億ポンド減少し、金融機関に対するエクスポージャーは 58 億ポンドで 3%の微減となりました。
- パークレイズは以下に示すとおり、その他のユーロ圏諸国に対するエクスポージャーを有しています。個々の国に対する貸借対照表上のエクスポージャーの純額合計が 10 億ポンド未満のものは、その他にまとめて示しています。

信用リスク

2012 年 12 月 31 日現在	ソブリン (百万ポンド)	金融機関 ¹ (百万ポンド)	法人 (百万ポンド)	モーゲージ (百万ポンド)	その他 リテール貸付 (百万ポンド)	貸借対照表上 の正味エク スポージャー (百万ポンド)	貸借対照表上 の総エク スポージャー (百万ポンド)	偶発債務 及び 契約債務 (百万ポンド)
フランス	3,746	5,345	3,905	2,607	121	15,724	58,970	7,712
ドイツ	277	4,454	4,945	27	1,734	11,437	62,016	6,604
オランダ	3,503	4,437	2,002	16	92	10,050	28,546	2,205
ルクセンブルグ	13	1,481	704	151	49	2,398	6,366	812
ベルギー	2,548	284	239	9	6	3,086	10,553	1,525
オーストリア	1,047	228	187	5	-	1,467	3,930	127
フィンランド	1,044	209	140	3	-	1,396	9,120	461
その他	210	9	24	26	41	310	649	25

2011 年 12 月 31 日現在	ソブリン (百万ポンド)	金融機関 ¹ (百万ポンド)	法人 (百万ポンド)	モーゲージ (百万ポンド)	その他 リテール貸付 (百万ポンド)	貸借対照表上 の正味エク スポージャー (百万ポンド)	貸借対照表上 の総エク スポージャー (百万ポンド)	偶発債務 及び 契約債務 (百万ポンド)
フランス	4,189	4,969	4,232	2,796	260	16,446	60,342	8,121
ドイツ	3,444	2,570	2,963	14	1,551	10,542	62,017	6,623
オランダ	244	4,596	1,807	14	4	6,665	23,806	1,899
ルクセンブルグ	-	1,842	809	103	85	2,839	6,499	765
ベルギー	2,033	42	282	10	-	2,367	13,312	881
オーストリア	134	360	237	5	2	738	3,672	119
フィンランド	298	47	43	3	-	391	12,974	447
その他	202	3	35	32	43	315	634	49

- 2012 年の当グループのその他のユーロ圏諸国に対する貸借対照表上の正味エクスポージャーは 14%増の 459 億ポンドとなりました。
 - － ソブリン・エクスポージャーは 17%増の 124 億ポンドとなりました。これはオランダ、オーストリア及びフィンランドの売却可能保有国債が 44 億ポンド増加したことが主因ですが、ドイツに対するエクスポージャーが 30 億ポンド減少したことにより部分的に相殺されました。
 - － 金融機関及び法人に対するエクスポージャーはそれぞれ 14%増の 164 億ポンド、17%増の 121 億ポンドとなりました。ドイツの複数のカウンターパーティーが発行した有価証券の増加を反映したものです。

¹ 金融機関に対するエクスポージャーは国際機関に対するエクスポージャーを除外するように修正されています。

信用リスク

ユーロ圏のソブリン債を参照するクレジット・デリバティブ

- 当グループでは、国債が参照資産となっているクレジット緩和契約（主にクレジット・デフォルト・スワップ及びトータル・リターン・スワップ）を締結しています。これらはスペイン、イタリア及びポルトガルについて、ソブリン債のデフォルトが発生した場合に当グループのエクスポージャーを純額ベースで減少させる効果があります。

2012 年 12 月 31 日現在	スペイン (百万ポンド)	イタリア (百万ポンド)	ポルトガル (百万ポンド)	アイルランド (百万ポンド)	キプロス (百万ポンド)	ギリシャ (百万ポンド)
公正価値						
- 買建	165	289	119	33	1	-
- 売建	(149)	(223)	(109)	(43)	(1)	-
デリバティブの公正価値(純額)	16	66	10	(10)	-	-
契約上の名目元本						
- 買建	(2,550)	(3,943)	(1,118)	(1,006)	(4)	-
- 売建	2,412	3,570	1,020	1,060	4	-
デリバティブの名目元本(純額)	(138)	(373)	(98)	54	-	-

ソブリン債のデフォルトが発生した場合におけるクレジット・デリバティブによる(プロテクション)ノエクスポージャー(純額)(名目元本から公正価値を差し引いた金額)	(122)	(307)	(88)	44	-	-
--	--------------	--------------	-------------	-----------	----------	----------

2011 年 12 月 31 日現在

ソブリン債のデフォルトが発生した場合におけるクレジット・デリバティブによる(プロテクション)ノエクスポージャー(純額)(名目元本から公正価値を差し引いた金額)	(157)	(374)	(26)	(49)	-	19
---	-------	-------	------	------	---	----

- クレジット・デリバティブは、資産(参照資産)のデフォルト・リスクがクレジット・デリバティブ契約の買い手から売り手に移転される契約です。
- ソブリン資産を参照するクレジット・デリバティブは、顧客取引をサポートし、リスクを管理する目的で売買されます。
- 契約上の名目元本は売買されたクレジット・デリバティブ契約の規模を示し、公正価値は参照資産の価値の変動を示します。
- ソブリン債のデフォルトが発生した場合におけるクレジット・デリバティブによるプロテクションあるいはエクスポージャーの純額は、当グループによる保険の純売買額を示しています。この保険は当グループの合計エクスポージャーを増減させるものであり、前ページで開示されている直接的エクスポージャーと合わせて検討されるべきものです。
- 加えて、当グループでは、資産の一定割合をソブリン債で保有している特定の預金・投資ファンドの保証を通じて間接的なソブリン・エクスポージャーを有しています。2012 年 12 月 31 日現在のこれらの保証に係る純負債は 3,300 万ポンドでした(2011 年 12 月 31 日:4,100 万ポンド)。

ユーロ圏の貸借対照表上のデノミ・リスク

- デノミ・リスクとは、1 カ国又はそれ以上の国がユーロ圏を離脱し、その結果として当該国の貸借対照表上の資産と負債の価値の評価額が、潜在的に異なる場合、当グループに生じるであろう財務上の損失のリスクです。現地通貨建ての資産と負債の価値が異なる場合、当グループは直接的にデノミ・リスクにさらされることになります。
- バークレイズでは、ユーロ圏諸国におけるリテール・バンキング、コーポレート・バンキング及びウェルス・マネジメント事業については、一般的に各国内で現地計上を行っております。現地計上されている顧客の資産及び負債(主として顧客に対する貸付金と顧客預り金)は圧倒的にユーロ建てとなっています。残りの資金調達ニーズについては、顧客に対する貸付金を担保とする現地資金調達により対応し、更に資金調達が必要であればグループを通じて対応しています。
- 2012 年には、主にスペイン、ポルトガル、イタリアで現地の負債を増やすことにより、現地の資金調達の純額ベースでのミスマッチを軽減する一連の緩和措置を講じました。この措置の一環として、スペイン及びポルトガルで、欧州中央銀行の期間 3 年の流動性供給オペ(LTRO)プログラムから 82 億ユーロを調達しました。これらの緩和措置により、当グループの現地貸借対照表上の資金調達の純額ベースでのミスマッチ総額がスペインでは 121 億ポンドから 19 億ポンド、ポルトガルでは 69 億ポンドから 33 億ポンド、イタリアでは 120 億ポンドから 96 億ポンドにそれぞれ減少しました。
- バークレイズは、ユーロ圏のボラティリティが現地貸借対照表上の資金調達に及ぼし得る影響のモニタリングを継続し、適切なリスク管理の措置を講じてまいります。
- ギリシャに対する直接的エクスポージャーは極めて少なく、当グループから求められる資金調達(純額)は無視できる水準にあります。アイルランドについては、同国における負債合計が資産合計を上回っているため、当グループによる現地貸借対照表上の資金調達の必要はありません。

信用リスク

パークレイズの信用市場に対するエクスポージャー¹

2012 年 12 月 31 日に終了した年度							
	2012 年 12 月 31 日 現在 (百万ドル)	2011 年 12 月 31 日 現在 (百万ドル)	2012 年 12 月 31 日 現在 (百万ポンド)	2011 年 12 月 31 日 現在 (百万ポンド)	公正価値 (損失)／利益 及び資金調達 純額 (百万ポンド)	減損(費用) ／戻入 (百万ポンド)	(損失) ／利益合計 (百万ポンド)
米国の住宅モーゲージ							
ABS CDO スーパーシニア	2,243	2,844	1,387	1,842	(33)	(232)	(265)
米国サブプライム及び Alt-A ²	1,129	2,134	698	1,381	83	(22)	61
商業用モーゲージ							
商業用不動産ローン及び不動産	4,411	8,228	2,727	5,329	115	-	115
CMBS ²	411	1,578	254	1,022	154	-	154
モノライン保険会社保証付 CMBS	-	14	-	9	-	-	-
その他の信用市場							
レバレッジド・ファイナンス ³	5,732	6,278	3,544	4,066	(54)	11	(43)
SIVs、SIV-Lite 及び CDPC	-	9	-	6	(1)	-	(1)
モノライン保険会社保証付 CLO 及びその他	956	1,729	591	1,120	(29)	-	(29)
CLO 及びその他資産 ²	176	596	109	386	52	-	52
合計	15,058	23,410	9,310	15,161	287	(243)	44

- 2012 年度の信用市場に対するエクスポージャーは 58 億 5,100 万ポンド減少して 93 億 1,000 万ポンドとなりました。減少の内訳は売却純額、一部償還及びその他の変動によるものが 54 億 3,600 万ポンド、為替レートの変動によるものが 4 億 5,900 万ポンドで、公正価値の純利益及び減損費用 4,400 万ポンドによって一部相殺されました。売却純額、一部償還及びその他の変動 54 億 3,600 万ポンドには以下のものが含まれています。
 - 8 月のパウベコンの売却 8 億 9,800 万ポンド(11 億 3,100 万ユーロ)、アーチストーンに対する 100%持分の売却 8 億 5,700 万ポンド(13 億 3,800 万ドル)及び 9 月のカルウェストの売却 3 億 4,100 万ポンド(5 億 5,000 万ドル)を含む、商業用不動産ローン及び不動産による 24 億 9,700 万ポンド
 - CMBS による 8 億 8,500 万ポンド
 - 米国サブプライム及び Alt-A による 6 億 9,300 万ポンド
 - 主としてカウンターパーティー 3 社に關係するレバレッジド・ファイナンスによる 4 億 7,000 万ポンド
 - モノライン保険会社保証付 CLO 及びその他による 4 億 4,900 万ポンド
 - CLO 及びその他資産による 3 億 1,700 万ポンド
- ABS CDO スーパーシニア及びレバレッジド・ファイナンスのエクスポージャーは償却原価から減損を差し引いて計上されています。2012 年 12 月 31 日現在のこれらのエクスポージャーの公正価値はそれぞれ 9 億 2,200 万ポンド及び 30 億 5,900 万ポンド(2011 年 12 月 31 日: 9 億 1,700 万ポンド及び 33 億 5,000 万ポンド)でした。実質的にその他の信用市場に対するエクスポージャーは全て公正価値ベースで計上されています。

¹ エクスポージャーの大部分は米ドル建てで保有しているため、上表には米ドル建て及び英ポンド建ての両方で記載しています。

² 以前にプロティアム社への貸付金を裏付けていた担保資産 7 億 1,900 万ポンド(2011 年: 22 億 7,200 万ポンド)は現在は他の類似する信用市場エクスポージャーとともに管理されているため、関連する資産クラスに含まれています。これらの資産の内訳は以下のとおりです: 米国サブプライム及び Alt-A3 億 5,200 万ポンド(2011 年: 9 億 6,500 万ポンド)、CMBS2 億 5,800 万ポンド(2011 年: 9 億 2,100 万ポンド)、CLO 及びその他資産 1 億 900 万ポンド(2011 年: 3 億 8,600 万ポンド)。

³ 2 億 200 万ポンドの未実行与信枠を含みます(2011 年: 1 億 8,000 万ポンド)。

市場リスク

インベストメント・バンクの市場リスクに対するエクスポージャーの分析

- 流通市場リスクは、主としてパークレイズ・インベストメント・バンクにおけるホールセール市場での顧客取引促進の結果として生じるものです。これにはマーケット・メイキング、顧客に対するリスク管理ソリューションの提供及びシンジケーションの実行が伴います。
- 日次バリュアット・リスク(DVaR)は市場リスクを測定及び管理するためにインベストメント・バンクで活用されるリスク指標の一つです。この指標は当社のトレーディング・エクスポージャーを管理する目的で活用されるストレス・テスト及びシナリオ分析などの追加的指標によりさらに補完されます。
- インベストメント・バンクの管理 DVaR は、保有期間を 1 日と想定し、信頼水準を 95%として算出しています。この計算は、直近 2 年間のデータによる実績シミュレーションに基づいています。
- DVaR 合計に寄与した 3 大要因は、信用、スプレッド及び金利の各リスクでした。2011 年の水準に比べて、平均 DVaR は信用リスクが 300 万ポンド(10%)、スプレッド・リスクが 200 万ポンド(8%)、金利リスクが 300 万ポンド(18%)、それぞれ減少しました。管理 DVaR 合計は、資産クラス全体の DVaR 指標の大幅低下を反映して、1,900 万ポンド(33%)減少しました。
- 事業は 2012 年を通じて取締役会リスク委員会が承認した DVaR 上限の範囲内に収まりました。

DVaR(95%)	2012 年 12 月 31 日に終了した年度			2011 年 12 月 31 日に終了した年度		
	日次平均 (百万ポンド)	最大 ¹ (百万ポンド)	最小 ¹ (百万ポンド)	日次平均 (百万ポンド)	最大 ¹ (百万ポンド)	最小 ¹ (百万ポンド)
信用リスク	26	44	18	29	48	17
スプレッド・リスク	23	31	17	25	40	17
金利リスク	14	23	7	17	48	8
ベースス・リスク	11	21	5	6	6	6
株式リスク	9	19	4	18	34	9
コモディティ・リスク	6	9	4	12	18	7
為替リスク	6	10	2	5	8	2
インフレ・リスク	3	7	2	4	9	2
分散効果 ²	(60)	na	na	(54)	na	na
DVaR 合計	38	75	27	57	88	33
期待ショートフォール³	47	91	30	71	113	43
3W⁴	77	138	44	121	202	67

- パークレイズ・インベストメント・バンクの市場リスク・モデルは指定されたトレーディング勘定ポートフォリオについて規制資本を算出するために使用され、英国金融サービス機構(FSA)により承認されているものです。指標は日次バリュアット・リスク(DVaR)、ストレート・バリュアット・リスク、増分リスク・チャージ及びオール・プライス・リスク測定です。
- 規制上の市場リスク資本算出のため、DVaR は 99%水準で算出されます。モデルは日次のバック・テストの対象であり、年間の損益数値と比較されます。DVaR モデルはバック・テストにおいて良好なパフォーマンスを示しており、FSA の規定する「グリーン」分類を維持しています。

¹ 各カテゴリーで報告された最大 DVaR と最小 DVaR の数値は、全体として報告された最大 DVaR、最小 DVaR と必ずしも同一の日に生じたわけではありません。したがって、最大 DVaR と最小 DVaR に対する分散効果も意味がないと考えられるため、上掲の表からは省略しています。

² 2011 年の分散は、主に期中全期にわたって適用された信用とインフレーションに関連し、報告対象となった資産クラスの DVaR と、2011 年の平均分散に部分的に寄与した、新たに第4四半期に導入されたベースス VaR により、より細かく計測できるようになったため、再計算されました。

³ 信頼水準 95%の DVaR を上回る 1 日の仮想損失すべての平均値。

⁴ 1 日の見積損失で最大のもの 3 件の平均値。

財務書類に対する注記(抜粋)

以下の注記は、パークレイズ・ピーエルシーの 2012 年 12 月 31 日に終了した事業年度の決算報告書に掲載されている財務書類に対する注記からの抜粋です。

12 引当金(原文の 90 ページから 91 ページに該当)

	2012 年 12 月 31 日現在 (百万ポンド)	2011 年 12 月 31 日現在 (百万ポンド)
余剰人員及び事業再編	71	216
未実行のコミテッド・ファシリティ及び提供された保証	159	230
不利な契約	104	116
支払保障保険(PPI)に係る補償	986	565
金利ヘッジ商品に係る補償	814	-
訴訟	200	140
その他引当金	432	262
合計	2,766	1,529

支払保障保険(PPI)に係る補償

2011 年の司法審査手続の結論を受けて、英国金融サービス機構(FSA)のガイドライン及び類似の申立ての解決に係る業界の過去の実績に基づき、2011 年 5 月に PPI に係る補償引当金 10 億ポンドが計上されました。その後、追加の引当金が 2012 年 3 月に 3 億ポンド、2012 年 9 月に 7 億ポンド、さらに直近では 2012 年 12 月に 6 億ポンド計上され、PPI に係る引当金は合計 26 億ポンドになりました。2012 年 12 月 31 日現在、引当金のうち司法審査手続の結論に基づき未払いになっていた請求に対する善意としての支払などのため、16 億ポンドが取り崩され、引当金残額は 10 億ポンドとなっています。

2012 年 12 月 31 日現在、顧客が開始した 110 万件の請求¹が受理され、処理されています。受理された請求件数は 2012 年 5 月のピーク時から減少し続けていますが、減少率はこれまでの予想を下回っています。

顧客が開始した請求に加えて、パークレイズは規制基準に従い 2012 年 8 月に、2005 年以降に引き受けた契約分の 75 万件の保険の契約者に対する積極的な通知の郵送を開始しました。このうち、12 月 31 日現在、10 万件について通知が郵送され、残りについては 2013 年 6 月までに完了する見込みです。

これまでに、パークレイズは受理された請求の平均 39%を承認しています。これは善意としての支払を含んでいないこと、また PPI 保険証が存在しないケースの比率が高いためです。これまでの請求 1 件当たり平均補償支払額は 2,750 ポンドで、内訳はケースによって異なりますが、支払保険料の払戻、複利負担及び 8%の金利です。

現在の引当金は、重大な経営者の判断が継続的に伴う、多くの重要な仮定に基づいて算出されています：

- 顧客請求件数 – 受理されたが未処理の請求及び今後顧客が開始する請求の見積もり。後者は時間の経過とともに請求件数が減少する見込み。
- 積極的回答率 – 積極的な通知の郵送の結果発生した請求件数。
- 承認率 – 審査の結果、有効であるとして承認された請求の比率。
- 平均補償額 – 承認された請求に関して顧客に支払われる保険契約のタイプ及び年限に基づく予想平均支払額。

引当金には、当グループの請求取扱費用及び後に金融オンブズマン・サービスに付託された請求に係る費用に関する見積額も含まれています。

これらの仮定は引き続き主観的なものであり、特に将来の請求水準に係る不確実性は主観的です。従って、最終的な結果が現在の見積もりと大幅に異なり、その結果、必要な引当金が増加又は減少する可能性があります。下記の表は、重要な仮定別に 2012 年 12 月 31 日までの実績データ、引当金算出に使用した予測の仮定及び感度分析を詳述し、将来の予測が使用された仮定と異なった場合の引当金への影響を説明しています。

¹ 1 件の請求が複数の契約に関連している可能性もあります。

² 総販売保険契約量に対する顧客提起の請求の比率(積極的な通知郵送分を除外)。

財務書類に対する注記(抜粋)

想定	2012 年 12 月 31 日までの累計実績		将来予測	感度解析 引当金の増加／減少
顧客が提起したの請求 ¹	110 万件		45 万件	5 万件 = 4,400 万ポンド
積極的な通知郵送	10 万件		65 万件	
積極的な通知郵送に対する回答率	27%		29%	1% = 900 万ポンド
積極的な通知郵送に対する平均承認率 ²	39%		53%	1% = 1,100 万ポンド
正当な請求に対する 1 件当たり平均補償額 ²	2,750 ポンド		2,000 ポンド	£100 = 4,100 万ポンド

¹ 1 今日までに受け取った請求件数には PPI が存在しなかった件数を含んでいますが、積極的な通知郵送に基づく回答は含んでいません。

² 2 顧客からの自発的な請求と積極的な通知郵送に対する回答の双方を含んでいます。

金利ヘッジ商品に係る補償

2012 年 6 月 29 日、FSA は英国の複数の銀行(パークレイズを含む)との間で、中小企業に販売した金利ヘッジ商品についての調査及び実施予定の補償に関して合意に達したと発表しました。パークレイズは 2012 年下半期に個別案件のサンプルについて試験的な見直しを完了しました。FSA は 2012 年 1 月 31 日、試験的な見直し査の結果及び他の英国の複数の銀行が行った同様の見直しの結果に関する報告書を公表しました。報告書には本格的な見直し及び補償の実施に際して必要となるさまざまな変更及び明確化された点が含まれています。パークレイズはこの報告書で定められているアプローチに従って保障を実施することに同意し、近く開始する予定です。当グループの現時点での分析によると、当該期間に金利ヘッジ商品が販売された個人または小企業の顧客が約 4,000 存在し、そのうち約 3,000 は合意文書の条件において高度の金融知識を有しない(ノンソフィスティケート)に区分される可能性が高い顧客です。

2012 年 6 月 30 日現在、4 億 5,000 万ポンドの引当金が認識されていました。これはノンソフィスティケートに区分される顧客に対する将来の補償及び関連費用に係る経営者の当初の見積もりを反映しています。2012 年 12 月 31 日現在、4 億ポンドの追加引当金が認識されました。この引当金は試験的な見直しの結果、管理費用の見積もりの見直し及び FSA と合意した実施要件によって大幅に明確化された諸点を反映したものです。2012 年 12 月 31 日現在、貸借対照表に認識された引当金は、2012 年において主として管理費用に関連して取り崩された 3,600 万ポンドを控除すると、8 億 1,400 万ポンドです。

予備的な見直しの実施は推定の根拠となる現在入手可能な最良の情報を提供するものです。但し、この補償措置実施の最終的な費用は、影響を受けた顧客に対して支払われるべき補償の程度及び性質に左右され、以下を含む多くの要因の影響を受けます。

- 販売時にパークレイズが関連する規制要件を遵守しなかったとみなされている顧客の数。
- パークレイズが支払う補償の性質、とりわけ、既存商品の販売が終了するか、又は代替商品に取って代わられるかどうか。
- 合理的に予測可能な支払予定の間接損失の水準。

適切な引当金の水準は、本格的な補償及び見直し作業の(実施の)進展に合わせて、継続的に維持していきます。

17 訴訟(原文の 94 ページから 97 ページ前半に該当)

リーマン・ブラザーズ

2009 年 9 月 15 日、米国のニューヨーク州南部地区連邦破産裁判所(以下「破産裁判所」という。)にリーマン・ブラザーズ・ホールディングス・インク(以下「LBHI」という。)、リーマン・ブラザーズ・インクの SIPA 管財人(以下「管財人」という。)及びリーマン・ブラザーズ・ホールディングス・インクの無担保債権者の公式委員会(以下「委員会」という。)による申立てが提出されました。3 件の申立てはすべて、2008 年 9 月にパークレイズ・キャピタル・インク(以下「BCI」という。)及び当グループの他の会社がリーマン・ブラザーズ・インク(以下「LBI」という。)の資産の大部分を取得した取引の特定の部分並びにかかる売却(以下「当該売却」という。)を承認する裁判所命令に異議を唱えています。原告らは、BCI への一部の資産の譲渡を無効にすること、対価を超過して BCI が受取ったとされる分を LBI の財産として返還するように BCI に要求すること、BCI が売却書類及び当該売却を承認する命令に従ったと主張している一部の資産に対する権利を有していないことを宣言することについて、命令を求めています(以下「ルール 60 による請求」という。)。2009 年 11 月 16 日、LBHI、管財人及び委員会は、係属中の申立てと同じ主張に基づき BCI に対する請求を主張し、また、申立てで要求されているものと類似の救済を求めて、破産裁判所に別の申立てを提出しました。2010 年 1 月 29 日、BCI は申立てに対する答弁書を提出し、また、LBHI 及び LBI が売却書類及び当該売却を承認する裁判所命令で求められている受け渡しを行っていない一部の資産の受け渡しを求めて、申立てを提出しました(以下、これらの資産に対する管財人の競合する請求とあわせて「契約による請求」という。)。買収の一環として取得した資産のうち約 45 億米ドル(28 億ポンド)を 2012 年 12 月 31 日までに受取っていませんでしたが、そのうち約 30 億米ドル(19 億ポンド)の資産は、買収の会計処理の一部として認識され、2012 年 12 月 31 日現在の貸借対照表に計上されています。この結果、訴訟に固有の不確実性及び米

財務書類に対する注記(抜粋)

国外の金融機関が保有する特定の資産の回収に関する問題に対して、有効な引当金 15 億米ドル(9 億ポンド)が計上されています。

2011 年 2 月 22 日、破産裁判所はこれらの訴訟に関する意見を公表して、ルール 60 による請求を却下し、契約による請求のうち、一部については管財人を支持し、一部については BCI を支持する判決を下しました。2011 年 7 月 15 日、破産裁判所は、その意見を実行する最終命令を下しました。パークレイズと管財人はそれぞれ、契約による請求に関する破産裁判所の不利な判決に対して、ニューヨーク州南部地区連邦地方裁判所(以下「地方裁判所」という。)に上訴を申立てました。LBHI と委員会は、ルール 60 に関する破産裁判所の判決に対して上訴を行いませんでした。状況説明及び議論の後に、2012 年 6 月 5 日、地方裁判所は、契約による請求に関してパークレイズに不利であった破産裁判所の判決の 1 つを覆し、契約による請求に関する破産裁判所の他の判決を支持する意見を公表しました。2012 年 7 月 17 日、地方裁判所は、特定の誤りを訂正した以外には判決を支持する修正意見、及びこの意見における判決を実行する合意判決を公表しました。パークレイズ及び管財人はそれぞれ、地方裁判所の不利な判決に対して、第 2 巡回区連邦控訴裁判所に控訴しています。

上記の地方裁判所の判決に基づき、パークレイズは以下を受取る権利を有しています。

- 「清算勘定」資産に関して管財人から 11 億米ドル(7 億ポンド)
- 当該売却においてパークレイズに移転した上場デリバティブに基づく債務を担保するために様々な金融機関で保有されている資産(以下「ETD マージン」という。)。ただし、パークレイズが ETD マージン 5 億 700 万米ドル(3 億ポンド)を受取る権利を有することになるのは、管財人が LBI の顧客からの全請求に対応した後に利用可能な資産が管財人にあり、かつ、その利用可能な資産の範囲内である場合に限られます。
- 管財人が LBI の顧客からの全請求に対応した後に管財人に利用可能な資産があり、かつ、その利用可能な資産の範囲内である場合に限り、LBI の規則 15c3-3 による積立口座資産に関する管財人からの 7 億 6,900 万米ドル(5 億ポンド)。

パークレイズ又は管財人がまだ回収していない ETD マージンの一部は、米国外の特定の金融機関(破産又は類似手続の対象となっている複数のリーマン関連会社を含む)が保有又は所有しています。かかる金融機関が保有又は所有する ETD マージンのうちどれくらいをパークレイズが最終的に受け取る可能性があるかについて、パークレイズは現時点では確実に見積もることができません。さらに LBI の顧客からの全請求に対応した後に、ETD マージンに関する 5 億 700 万米ドル(3 億ポンド)又は LBI の規則 15c3-3 による積立口座資産に関する 7 億 6,900 万米ドル(5 億ポンド)をパークレイズに支払うために依然として利用可能な資産が管財人にあるか、また、どの程度かについて、パークレイズは現時点では確実に見積もることができません。この点について、管財人は 2012 年 10 月に、LBHI 及びリーマン・ブラザーズ・インク(ヨーロッパ)の清算管財人との清算合意案が関連する裁判所によって承認された場合、管財人は(パークレイズが請求を行っているいかなる資産も使用する必要なく)顧客からの全請求に応じ、債権者に対して有意義な分配を行う立場になることを発表しました。地方裁判所の判決が将来の訴訟によって影響されない場合、米国外の金融機関が保有又は所有し、パークレイズ又は管財人がまだ回収していない ETD マージンのいずれもパークレイズが回収できないこと、並びに ETD マージンに関する 5 億 700 万米ドル(3 億ポンド)又は LBI の規則 15c3-3 による積立口座資産に関する 7 億 6,900 万米ドル(5 億ポンド)をパークレイズが回収できないことという保守的な仮定を用いて、パークレイズでは、損失は約 9 億米ドル(5 億ポンド)になると見積っています。同じシナリオで、LBHI 及びリーマン・ブラザーズ・インク(ヨーロッパ)の清算管財人との清算合意案が実行され、その結果、パークレイズが ETD マージンに関する 5 億 700 万米ドル及び LBI の規則 15c3-3 による積立口座資産に関する 7 億 6,900 万米ドルを受け取ると仮定した場合、パークレイズでは、利益は約 4 億米ドル(2 億ポンド)に、米国外の金融機関が保有又は所有する ETD マージンの回収額を加算した額になると見積っています。これに関して、パークレイズは、貸借対照表上に認識された資産の評価額に納得しており、その結果生じた有効な引当金の水準は十分であると考えています。

米国預託株式

パークレイズ・バンク・ピーエルシー、パークレイズ・ピーエルシー、並びにパークレイズ・ピーエルシーの取締役会の現メンバー及び元メンバー数名は、米国のニューヨーク州南部地区連邦地方裁判所(以下「裁判所」という。)において係属中の有価証券集団訴訟5件(併合されている)の被告とされています。2010 年 2 月 12 日付の併合修正訴状は、2006 年から 2008 年の間に複数回にわたりパークレイズ・バンク・ピーエルシーが募集した優先株式シリーズ 2、3、4 及び 5 を表す米国預託株式(以下「ADS」という。)に関する登録届出書に、特にパークレイズのモーゲージ関連証券(米国のサブプライム関連を含む)のポートフォリオ、モーゲージ及び信用市場リスクに対するパークレイズのエクスポージャー並びにパークレイズの財政状態に関する虚偽表示が含まれており、また、記載の省略が行われていたと主張しています。この併合修正訴状は、1933 年証券法第 11 条、第 12(a)(2)条及び第 15 条に基づく請求を主張しています。2011 年 1 月 5 日に裁判所命令が出され、2011 年 1 月 7 日に判決が言い渡されて、訴状の棄却を求めた被告らの申立てが全面的に認められ、本件は結審しました。2011 年 2 月 4 日、原告らは棄却命令の一部の再審議を裁判所に求める申立てを提出しました。2011 年 5 月 31 日、裁判所は、再審議を求める原告らの申立てを全面的に却下しました。原告らは、両方の判決(棄却を求めた被告らの申立てを認めたこと及び再審議を求めた原告らの申立ての却下)に対して、第 2 巡回区連邦控訴裁判所に控訴しています。2012 年 10 月 18 日、口頭弁論が行われました。

パークレイズは、パークレイズに対するこれらの ADS 関連の請求には実体がないと考えており、積極的に抗弁しています。これらの請求に関してパークレイズに発生する可能性がある損失、又はこれらの請求が特定の会計期間における経営成績に与える影響額を見積もることはできません。

財務書類に対する注記(抜粋)

米国連邦住宅金融局及びその他の住宅モーゲージ・バック証券訴訟

米国連邦住宅金融局(以下「FHFA」という。)は、2つの米国政府系機関であるファニーメイとフレディマック(以下「GSE」と総称する。)の代理として、GSEによる住宅モーゲージ・バック証券(以下「RMBS」という。)の購入に関連して、17の金融機関に対して訴訟を提起しました。訴状は特に、RMBSの募集資料に重要な虚偽及び誤解を生じさせる記載が含まれており、また、記載の省略が行われていたと主張しています。BCIが主引受会社又は共同主引受会社であった2005年から2007年の間のRMBSの売出しに関連して、パークレイズ・バンク・ピーエルシー及び／又はその特定の関連会社もしくは元従業員がこれら2件の訴訟において被告とされています。

いずれの訴状においても、特にRMBSの無効及び支払った対価の回収、並びにGSEが被ったとされる、RMBSの所有から生じた金銭的損失の回復が要求されています。訴状は、RMBSの購入に関連した、シアトル連邦住宅貸付銀行、ボストン連邦住宅貸付銀行、シカゴ連邦住宅貸付銀行、ケンブリッジ・プレイス・インベストメント・マネジメント・インク、HSH ノルトバンク AG(及びその関連会社)、シーリンク・ファンディング・リミテッド、バーデン・ヴェルテンベルク州立銀行(及びその関連会社)、DZ バンク AG(及びその関連会社)、ABP 年金財団、ロイヤル・パーク・インベストメンツ SA/NV、バイエルン州立銀行、ジョン・ハンコック・ライフ・インシュランス・カンパニー(及びその関連会社)、プルデンシャル・ライフ・インシュランス・カンパニー・オブ・アメリカ(及びその関連会社)、並びにナショナル・クレジット・ユニオン・アドミニストレーションを含む、その他の原告らによるパークレイズ・バンク・ピーエルシー及び／又はその特定の関連会社に対する他の民事訴訟と同様のものです。パークレイズは、パークレイズに対する請求には実体がないと考えており、積極的に抗弁する予定です。

FHFA 訴訟並びにパークレイズ・バンク・ピーエルシー及び／又はその特定の関連会社に対する他の民事訴訟におけるパークレイズに対する請求に関連するRMBSの当初の金額は合計約85億米ドルであり、そのうち約27億米ドルが2012年12月31日現在の残高でした。これらのRMBSに関して計上された累積損失は、2012年12月31日現在、約4億米ドルでした。パークレイズがこれらの訴訟で敗れた場合、(2012年12月31日より後の元本の追加支払を考慮して)判決時点におけるRMBSの残高に、その時点でのRMBSの累積損失並びに利息、手数料及び費用を加算し、その時点でのRMBSの市場価額を控除した金額を上限とする損失が発生する可能性があります。パークレイズは、2012年12月31日現在のRMBSの市場価額合計を約16億米ドルと見積っています。パークレイズは、損失が発生した場合、その一部について補償を受ける権利を有している場合があります。これらの金額には、カントリーワイドが発行し、BCI及び他の引受会社が引受を行ったRMBSの投資家の推定集団を代表して提起された2件の関連する集団訴訟は含まれていません。この引受において、パークレイズはカントリーワイドによる補償を受けています。

デボンシャー・トラスト

2009年1月13日、パークレイズは、アセット・バック・コマーシャル・ペーパーの媒介機関としての信託であるデボンシャー・トラスト(以下「デボンシャー」という。)とのISDAマスター契約に基づく2件のクレジット・デフォルト・スワップの終了日より早期の終了が有効であるという命令を求めて、オンタリオ上級裁判所(以下「裁判所」という。)で訴訟を開始しました。同日に、デボンシャーは、要求された時にパークレイズがデボンシャーのコマーシャル・ペーパーに流動性の裏付けを提供しなかったことを理由に、スワップの終了を主張しました。2011年9月7日、裁判所は、パークレイズの早期終了は無効で、デボンシャーの早期終了は有効であり、その結果、デボンシャーは、パークレイズから現金担保約5億3,300万カナダドルの払い戻し及びそれに係る経過利息を受取る権利があるという判決を下しました。パークレイズは裁判所の判決に対して上訴しています。この裁判所の判決が将来の訴訟によって影響されない場合、パークレイズはその損失を、約5億カナダドルからパークレイズがこの案件に関して計上した減損引当金を控除した金額になると見積っています。

LIBOR 民事訴訟

パークレイズ及び他の銀行は、米ドル建 LIBOR への金利情報提供を行うパネル銀行としての役割に関連して米国連邦裁判所で係属中の集団訴訟及び集団訴訟ではない訴訟において被告とされています。そのうち最初の訴訟は2011年4月15日に提起されました。訴状はほぼ同様で、特に米ドル建 LIBOR の金利の抑制又はその他の操作をすることにより、パークレイズ及び他の銀行は個別に、また共同で、シャーマン法、コモディティ取引所法、威力脅迫及び腐敗組織に関する連邦法(以下「RICO 法」という。)及び様々な州法の様々な規定に違反したと主張しています。当該訴訟では、金額を特定しない損害賠償並びにシャーマン法及び RICO 法に基づき3倍の損害賠償を求めています。集団訴訟では、(i)米ドル建 LIBOR に連動した店頭取引を行った、(ii)米ドル建 LIBOR に連動した金融商品を取引所で購入した、(iii)米ドル建 LIBOR に連動した債券を購入した、(iv)米ドル建 LIBOR に連動した変動金利モーゲージを購入した、または(v)米ドル建 LIBOR に連動したローンを発行した原告らを特に代表して提起されたと主張しています。

2012年4月30日、上場デリバティブに関わった原告らが、パークレイズ及び他の日本円建 LIBOR のパネル銀行を相手取り、ニューヨーク州南部地区連邦地方裁判所(以下「SDNY」という。)で追加の集団訴訟を開始しました。訴状では、日本銀行協会のユーロ円 TIBOR のパネルのメンバーの名前も挙げられていますが、パークレイズはそのメンバーではありません。訴状は特に、2006年から2010年の間にユーロ円 TIBOR 及び日本円建 LIBOR の金利操作並びに連邦反トラスト法違反があったと主張しています。

2012年7月6日、EURIBOR 関連の金融商品を売買した原告らが、パークレイズ及び他の EURIBOR のパネル銀行を相手取り、さらに追加の集団訴訟を SDNY で開始しました。訴状は特に、2005年1月1日から始まり2009年12月31日まで継続して、

財務書類に対する注記(抜粋)

EURIBOR の金利操作並びにシャーマン法及びコモディティ取引所法違反があったと主張しています。2012 年 8 月 23 日、原告らは自主的に訴状を取り下げました。

さらに、パークレイズは、EURIBOR を参照する金融商品に関する潜在的な連邦反トラスト法違反に関連して、米国司法省の反トラスト部門から条件付で制裁措置の減免を認められています。

パークレイズはまた、LIBOR への金利情報提供を行うパネル銀行としてのパークレイズの役割に関連して SDNY で係属中の有価証券集団訴訟において、取締役会の現メンバー及び元メンバーと共に被告とされています。訴状は、パークレイズの 2006 年度から 2011 年度の年次報告書に、特にパークレイズのオペレーショナル・リスク管理プロセス及び特定の法規制の準拠に関して虚偽表示が含まれており、また、記載の省略が行われていたと主張しています。訴状はまた、パークレイズの日次米ドル建 LIBOR の提出そのものが、米国証券法に違反して、虚偽の記載を構成しているとして主張しています。訴状は、2007 年 7 月 10 日から 2012 年 6 月 27 日の間にアメリカの証券取引所でパークレイズがスポンサーとなっている米国預託証券を購入した全ての個人又は事業体(被告らを除く)で形成される集団を代表して提起されています。訴状は、1934 年証券取引所法第 10(b)条及び第 20(a)条に基づく請求を主張しています。

上記の訴訟のいずれかの潜在的なエクスポージャーが及ぼす財務上の影響、あるいは影響がある場合に特定の期間に経営成績、キャッシュフロー又はパークレイズの財政状態に与える影響額を見積ることはできません。

注記 18「競争及び規制関連事項」もご参照ください。

その他

パークレイズは、英国と、米国を含む多くの海外の管轄区の両方において、債権回収、消費者からの請求及び契約上の論争を含む、通常の事業で生じる請求に関連して、その他の様々な訴訟に原告又は被告として関わっています。パークレイズは、パークレイズが当事者となっているこれらの訴訟のいずれの最終的な判決も、当グループの経営成績、キャッシュフロー又は財政状態に重大で不利な影響を与えるとは予想しておらず、また、パークレイズは、これらの請求に伴う偶発債務を確実に見積ることができるという理由から、又はそのような偶発債務の開示が当該訴訟の進行に不利益をもたらす可能性があるという理由から、当該偶発債務について開示していません。パークレイズが発生する可能性の高い損失を確実に見積ることができ、その損失が僅少でない場合、これらの訴訟に対して引当金が認識されています。

18 競争及び規制関連事項(原文の 97 ページ後半から 99 ページに該当)

競争及び規制関連事項

本注記ではパークレイズが直面している主な競争及び規制問題の一部を明らかにしています。こうした問題の多くは当グループの統制が及ばないものです。これらの事項がパークレイズに及ぼす影響及びパークレイズが関与している、あるいは将来関与する可能性のあるその他の競争及び規制事項がパークレイズに与える影響の程度を常に予測できるものではありませんが、当グループの事業及び収益に重要な影響を及ぼす可能性があります。

規制の変更

行政及び規制当局による銀行業界に対しての厳しい検証が続いており、一部のケースでは、業界に重大な影響を及ぼす可能性が高い規制の強化あるいは変更につながっています。

2013 年 2 月 4 日、英国政府は金融サービス(銀行改革)法案(本法案)を下院に提出しました。本法案が可決されれば、英国の規制当局は、特に以下の点に関して、英国独立銀行委員会(ICB)の勧告を実施する権限を有することとなります。すなわち、(i)英国の銀行による英国及び欧州経済領域(EEA)でのリテール銀行業務について、法的に別個の、他の業務運営から切り離された、経済的に独立している事業体に分離すること(いわゆる「リングフェンス」)、(ii)リングフェンスされた銀行及び英国に本社を置いているグローバル金融システム上重要な銀行においてバーゼル 3 基準を上回る水準まで損失吸収力を高めることを要求することとなります。また、本法案によって、銀行が破綻した場合に顧客は金融サービス補償スキームの下で保護されることとなります。同時に、英国政府は、一定の条件の下で規制当局が政府の承認によって完全分離を強制することができる非常措置権限を定めるため、本法案の修正を進めていると発表しました。英国政府は、本年夏の末までに行政レベルでの規制案を公表する予定となっています。英国政府は、本議会が終わるまで(2015 年 5 月まで)に法案と行政レベルの規制を実施し、英国の銀行に 2019 年 1 月までに新たな規制に対応することを義務付ける方針です。

米国のドッド=フランク・ウォールストリート改革・消費者保護法(金融規制改革法)には広範囲にわたる規制改革が盛り込まれており、その中には米国で事業を行う外国銀行に対する規制制度を変える可能性のある改革も含まれております。主な点として、外国銀行の米国子会社を、米国における包括的な健全性要件及び監督要件が適用される米国の中間持株会社の下に置くことが求められる可能性があります。パークレイズの事業及び市場への全体的な影響明らかになるのは、政府当局が最終的な主要実施規則を導入してからになります。このプロセスは現在進行中で、数年にわたり実施される見通しです。

カード手数料

財務書類に対する注記(抜粋)

英国の公正取引局及び欧州の他の競争監督当局はビザ及びマスター・カードのクレジットカード及びデビットカードの手数料率に関する調査を引き続き行っております。これらの調査は消費者信用業界に影響を及ぼす可能性がある他、課徴金が課される可能性もあります。これらの調査結果が判明する時期は確定しておらず、本件がパークレイズにどの程度の財務上の影響を及ぼすかを見積もることはできません。

ロンドン銀行間取引金利

英国金融サービス機構(FSA)、米国商品先物取引委員会(CFTC)、米国証券取引委員会、米国司法省詐欺対策課(DOJ-FS)及び反トラスト局、欧州委員会、英国重大不正捜査局、米国の様々な州検事局などの様々な当局がロンドン銀行間取引金利(LIBOR)、欧州銀行間取引金利(EURIBOR)などの各種銀行間取引金利を設定する機関に、パークレイズや他のパネル・メンバーが行った金利情報提供に関する調査を行っております。

2012年6月27日、パークレイズは本件に関して、FSA、CFTC及びDOJ-FSと和解に達し、合計2億9,000万ポンド相当の課徴金を支払うことに同意したと発表しました。この金額は2012年度の営業費用に反映されております。この和解にともない、パークレイズはFSAとの和解協定、DOJとの非訴追協定(NPA)、CFTCとの和解命令協定を締結しました。また、EURIBORを参照する金融商品について、米国反トラスト法違反の可能性に関連して米国司法省反トラスト局から条件付で制裁措置の減免を認められています。

FSAとの和解協定の内容は部外秘ですが、5,950万ポンドの課徴金を課したFSAの最後通達はFSAのウェブサイトで閲覧できます。この文書でFSAは課徴金を課す理由を述べ、和解原則について言及し、和解の条件の根拠となった事実と論拠を説明しています。NPAとCFTC命令書の要旨は以下のとおりです。NPA及びCFTC命令書の全文は、それぞれDOJとCFTCのウェブサイトで閲覧できます。

CFTC命令書は2億ドルの民事制裁金の支払いに加え、商品取引法の特定の条項に対する違反の再発防止、LIBOR及びEURIBORを含めた基準金利の申告の一貫性と信頼性を確保するための具体的な措置の実施、関連する内部統制の改善をパークレイズに求めています。CFTC命令書がパークレイズに求めている主な項目は以下のとおりです。

- パークレイズの取引に最大の比重を置き、特定の調整及び考慮に従ったうえで、特定の要因を基に申告を行うこと。
- トレーダーと申告者の間を含む不適切なやり取りを防ぐためのファイア・ウォールを導入すること。
- 申告に関する特定の文書を作成及び保管し、関連するやり取りを記録すること。
- 申告及び関連プロセスに関する監査、監視、研修のための措置を導入すること。
- CFTC命令書の条件の遵守についてCFTCに定期的に報告すること。
- 基準金利に関する基準の厳格化を促すために最大限の努力を行うこと。
- CFTCが継続中の基準金利に関する調査に協力し続けること。

NPAの一環として、パークレイズは1億6,000万ドルの課徴金を支払うことに同意しました。さらに、DOJは(DOJに合意を交わす権限がなく、DOJが合意を交わすことのない税犯罪を除き)パークレイズがNPAに明記された義務を履行することを条件に、LIBOR及びEURIBORを含めた基準金利の申告に関連する犯罪に関してパークレイズを起訴しないことに合意しました。特にNPAに基づき、パークレイズが2012年6月26日からの2年間を対象に合意した主な項目は以下のとおりです。

- 米国でいかなる犯罪行為も行わないこと。
- DOJがパークレイズに照会する全ての件に関わるパークレイズの活動、その役員及び従業員、その他に関連する免責特権のない情報を誠実かつ全面的に開示すること。なお、かかる情報はNPAで制限されているもの以外の全ての目的に使用できることとする。
- パークレイズ又はその従業員による詐欺あるいは証券及び商品市場関連法の違反に関わる全ての潜在的な犯罪行為をDOJに報告すること。
- 米国行政当局がパークレイズ又はその従業員に対して詐欺または証券及び商品市場に関する違法行為を理由に行う全ての犯罪または規制に関する調査、行政手続又は民事訴訟をDOJに全て報告すること。

また、パークレイズはNPAに記されている行為により発生する調査または訴訟に関連し、DOJ及びその他の米国行政当局に協力することに合意しました。この協力は、かかる調査及び訴訟が全て終了するまで続けられます。また、パークレイズは進行中の他の調査にも引き続き協力いたします。

特定の期間におけるパークレイズの業績、キャッシュフロー又はパークレイズの財政状態に対してこれらの件が及ぼす財務上の影響、また影響があるとしてもその内容を見積もることは实际的ではありません。

これらの調査に関連して発生する訴訟については原文の注記17をご参照ください。

財務書類に対する注記(抜粋)

金利ヘッジ商品

前掲注記(P43)をご参照ください。

FERC の調査

米国連邦エネルギー規制委員会(FERC)施行局は、2006 年後半から 2008 年にかけての期間に関して、パークレイズが実施した米国西部における電力取引について調査いたしました。2012 年 10 月 31 日、FERC は本件に関してパークレイズ・バンク・ピーエルシーに対する公式の理由開示命令書及び罰金案通知書を発行いたしました。FERC はこの命令書及び通知書でパークレイズ・バンク・ピーエルシーは 2006 年 11 月から 2008 年 12 月までカリフォルニア州周辺の電力市場を操作し、FERC の反不正操作規制に違反したとしております。FERC はパークレイズ・バンク・ピーエルシーに 4 億 3,500 万ドルの民事制裁金の支払いに加え、利益に金利を加算した合計 3,490 万ドルの返還を提案しています。パークレイズは、本件に関して徹底的に抗弁する予定です。

その他の規制関連調査

FSA と重大不正監視局はパークレイズとカタルの利害関係者の間で合意した特定の商業契約に関し調査しており、これらが 2008 年 6 月及び 11 月にパークレイズが実施した資本調達に関係していた可能性を調べています。FSA の調査は、パークレイズ・グループの財務担当取締役であるクリス・ルーカスを含む現・元幹部 4 人とパークレイズに関わるものです。FSA の強制調査は 2012 年 7 月に開始され、重大不正監視局による調査は 2012 年 8 月に開始されています。

2012 年 10 月、パークレイズは DOJ 及び米国証券取引委員会から、パークレイズのビジネスの獲得と維持を支援する第三者と当グループとの関係が米国の海外腐敗行為防止法を遵守したものか否かについて調査を開始したとの通知を受け取りました。

パークレイズは全ての当局に全面的に協力しています。不利な結論が下された場合にパークレイズにどの程度の財務上の影響が及ぶかは見積もることはできません。

事業内容の概要及び主要な経営指標等の推移

以下は、パークレイズ・バンク・ピーエルシーの事業内容の概要及び主要な経営指標等の推移である。
なお、以下の情報は、2013年3月8日に公表されたパークレイズ・バンク・ピーエルシーの2012年度年次報告書（アニュアル・レポート）からの抜粋である*。

1. 事業内容の概要

UKリテール・アンド・ビジネス・バンキング

UKリテール・アンド・ビジネス・バンキング（「UKRBB」）は、当座預金、貯蓄預金及びウールウィッチブランドのモーゲージを提供する英国における有数の大手銀行である。UKRBBはまた、無担保ローン、一般保険、バンキング及び送金サービスを中小企業に提供している。

ヨーロッパ・リテール・アンド・ビジネス・バンキング

ヨーロッパ・リテール・アンド・ビジネス・バンキングは、スペイン、イタリア、ポルトガル及びフランスにおいてクレジットカードを含むリテール・サービスを提供し、様々な販売網を通じて中小企業に事業者向け貸付を提供している。

アフリカ・リテール・アンド・ビジネス・バンキング

アフリカ・リテール・アンド・ビジネス・バンキング（「アフリカRBB」）は、アフリカ及びインド洋の各地でリテール、コーポレート及びクレジットカードのサービスを提供している。アフリカRBBは、かつてパークレイズ・アフリカ及びアブサとして報告されていた事業を統合したものである。

パークレイカード

パークレイカードは、消費者及び法人顧客に対し、クレジットカード及び消費者向貸付を含む国際的な決済サービスを提供している。

* 但し、2008年度、2009年度、2010年度及び2011年度の主要な経営指標に関する情報は、2012年6月27日に提出したパークレイズ・バンク・ピーエルシーの有価証券報告書及び各年度の年次報告書（アニュアル・レポート）を出典としている。

インベストメント・バンク

パークレイズのインベストメント・バンク部門は、大企業、各国政府及び機関投資家に対し戦略的アドバイス、資金調達及びリスク管理のニーズに応じたあらゆる分野のソリューションを提供している。

コーポレート・バンキング

コーポレート・バンキングは、英国及び世界各地で、大企業、金融機関及び多国籍企業を対象に総合的なバンキング・ソリューションを提供している。

ウェルス・アンド・インベストメント・マネジメント

ウェルス・アンド・インベストメント・マネジメントは、世界各国のプライベート顧客及び仲介代理店顧客に焦点を合わせ、インターナショナル・バンキング及びプライベート・バンキング、投資運用、信託業務、並びに委託売買業務を提供している。

本社及びその他の事業

本社及びその他の事業は、本社及び本部サポート機能、移行事業及び連結調整から構成されている。

2. 主要な経営指標等の推移

別紙に記載。

(別紙)

過去5年間の主要な経営指標

【主要な経営指標等の推移】

2008年度、2009年度、2010年度、2011年度及び2012年度の主要な経営指標（IFRSに基づく）
パークレイズ・バンク・ピーエルシー

	当グループ				
	2012年	2011年	2010年	2009年	2008年
	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)
損益計算書からの 抜粋データ（注1）					
保険金控除後の収益合計	24,539	32,382	31,450	29,094	23,069
税引前利益（注2）	99	5,974	6,079	4,559	6,035
税引後（損失）／利益（注2）	(384)	4,046	4,563	10,289	5,249
貸借対照表からの 抜粋データ					
非支配持分を除く 株主資本	60,038	62,078	59,174	55,925	41,202
資産合計	1,490,747	1,563,402	1,490,038	1,379,148	2,053,029
キャッシュフロー計算書 からの抜粋データ					
営業活動からの キャッシュ純額	(15,014)	28,868	17,722	41,421	32,870
投資活動からの キャッシュ純額	(6,720)	(1,912)	(5,627)	12,260	(8,755)
財務活動からの キャッシュ純額	(1,923)	(5,750)	1,123	(610)	13,117
現金及び現金同等物 一期末現在	121,907	149,673	131,400	114,340	64,509
その他					
当期包括利益合計	(505)	4,840	4,500	10,836	7,190
平均従業員数（注3）	143,700	149,700	151,300	153,800	151,500

(続き)

当行					
	2012年	2011年	2010年	2009年	2008年
	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)
損益計算書からの 抜粋データ (注1)					
保険金控除後の収益合計					
税引前利益 (注2)					
税引後利益 (注2)					
貸借対照表からの 抜粋データ					
非支配持分を除く 株主資本	47,705	50,759	50,045	47,831	33,879
資産合計	1,515,163	1,602,603	1,536,290	1,399,428	1,987,542
キャッシュフロー計算書 からの抜粋データ					
営業活動からの キャッシュ純額	(4,256)	26,250	13,075	26,953	41,436
投資活動からの キャッシュ純額	(9,286)	(475)	(5,422)	24,287	(20,840)
財務活動からの キャッシュ純額	(4,264)	(4,215)	1,942	(533)	9,194
現金及び現金同等物 一期末現在	107,664	128,572	109,009	96,357	48,044
その他					
平均従業員数 (注3)					

(注1) 2006年会社法第408条(3)に基づき、2008年度、2009年度、2010年度、2011年度及び2012年度について親会社の損益計算書は表示されていない。

(注2) 2009年度に売却された事業による税引後利益（売却益を含む）は、2009年度の税引後利益に含まれている。2009年度より前の当該事業による税引前利益は、税引前利益に含まれている。

(注3) 従業員数には臨時社員及び派遣職員を含まない。当行の従業員数は不明である。従業員数については、当グループの従業員数を参照のこと。